

財政・税制関係資料

財務省主税局

目 次

1. 財政・税制総論

(資料①) 年金や医療関係の給付と財政の関係	4
(資料②) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	4
(資料③) 平成25年度一般会計予算から見る財政の現状	5
(資料④) 公債残高の累増	5
(資料⑤) 利払費と金利の推移	6
(資料⑥) 消費税率の引上げと用途の明確化（税制抜本改革法）	6
(資料⑦) 高齢者3経費と消費税収の推移	7
(資料⑧) 消費税収の国・地方の配分と用途	7
(資料⑨) 税制抜本改革法附則第十八条	8
(資料⑩-1) 「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告 (抄) ① (平成25年9月6日公表)	8
(資料⑩-2) 「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告 (抄) ② (平成25年9月6日公表)	9
(資料⑩-3) 「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告 (抄) ③ (平成25年9月6日公表)	9
(資料⑪) 4-6月期 GDP 2次速報の概要	10
(資料⑫) 1997年の消費税率引上げ前後の経済指標の動向	10
(資料⑬) 平成9年当時の現在の経済財政状況の比較	11
(資料⑭) 財政健全化目標	11
(資料⑮) G20トロント・コミットメント	12
(資料⑯) 主要国のトロント・コミットメントの達成状況	12
(資料⑰) 主要格付け会社による格付け一覧と見方	13
(資料⑱) 当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画— (平成25年8月8日閣議了解)の概要	13
(資料⑲) 中長期の経済財政に関する試算（中長期試算）の概要	14
(資料⑳) 社会保障・税一体改革による社会保障の充実について	14
(資料㉑) 主要税目の税収の推移（一般会計分）	15
(資料㉒) 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較	15
(資料㉓) 諸外国における租税負担率（対GDP比）の推移	16
(資料㉔) 法人所得課税（国・地方）の税収の推移（対GDP比）	16
(資料㉕) 個人所得課税（国・地方）の税収の推移（対GDP比）	17
(資料㉖) 消費税収（付加価値税収）（国・地方）の推移（対GDP比）	17
(資料㉗) 一般会計税収の推移	18
(資料㉘) 法人税収の推移	18
(資料㉙) 税制抜本改革関係の課題について	19

2. 消費税関連

(資料③⑩) 低所得者への配慮（税制抜本改革法第7条イ・ロ・ハ）	19
(資料③⑪) 平成25年度税制改正大綱（抄）【軽減税率】	20
(資料③⑫) 複数税率について	20
(資料③⑬) 平成25年度税制改正大綱（抄）【転嫁対策】	21
(資料③⑭-1) 消費税率の引上げに伴う転嫁対策等について①	21
(資料③⑭-2) 消費税率の引上げに伴う転嫁対策等について②	22
(資料③⑭-3) 消費税率の引上げに伴う転嫁対策等について③	22

3. 法人課税

(資料③⑮) 平成23年度改正の法人実効税率引下げと復興特別法人税	23
(資料③⑯) 法人所得課税の実効税率の国際比較	23
(資料③⑰) 繰越欠損金額の状況	24
(資料③⑱) 法人数と欠損法人割合の推移	24
(資料③⑲) 業種別法人税額	25
(資料④⑰) 法人の設備投資の推移	25
(資料④⑱-1) 日本再興戦略（抄）①	26
(資料④⑱-2) 日本再興戦略（抄）②	26

4. 所得税関係

(資料④⑲) 所得税の最高税率の見直し	27
(資料④⑳) 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人（専業主婦）の給与所得者）	27
(資料④㉑) 公的年金等控除制度の概要	28

5. 国際課税

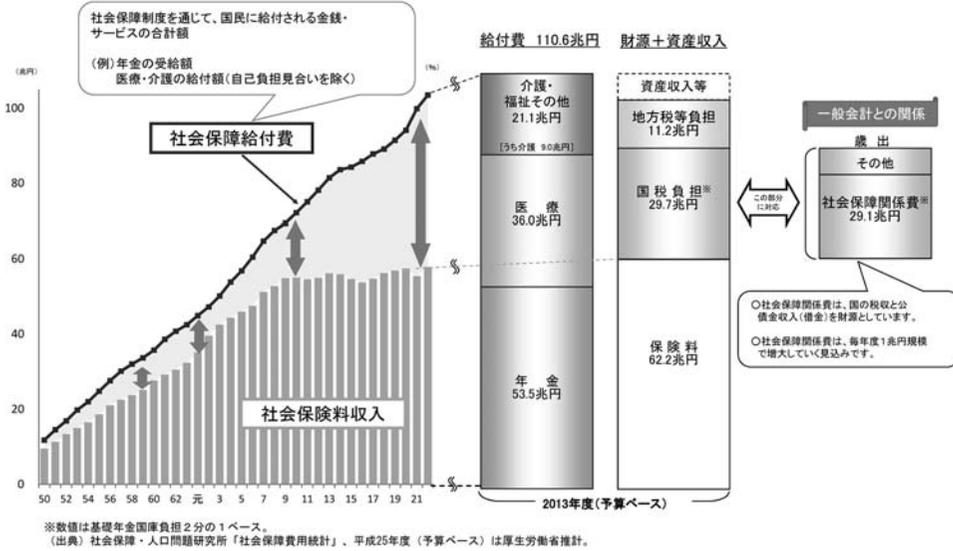
(資料④㉒) 税源浸食と利益移転（B E P S）行動計画	28
(資料④㉓) G8首脳サミット 安倍総理大臣発言（税部分）に関する事後記者ブリーフ（2013年6月17-18日於：ロックアーン）	29
(資料④㉔) G8首脳サミット コミュニケ 税部分（仮訳）（2013年6月17-18日於：ロックアーン）	29
(資料④㉕) グーグルの租税回避に関するイギリス下院決算委員会報告書（2013年6月）	30
(資料④㉖) 多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている（報道ベース）	30
(資料④㉗-1) OECD租税委員会 BEPS行動計画（概要）①	31
(資料④㉗-2) OECD租税委員会 BEPS行動計画（概要）②	31
(資料④㉘) 自動的情報交換（Automatic Exchange Of Information）	32

(資料⑤-1) 情報交換を巡る国際的議論の経緯①	32
(資料⑤-2) 情報交換を巡る国際的議論の経緯②	33
(資料⑥) OECD事務局が公表している実効的な税の情報交換基準に関する 各国の実施状況リスト	33

(資料①)

年金や医療関係の給付と財政の関係

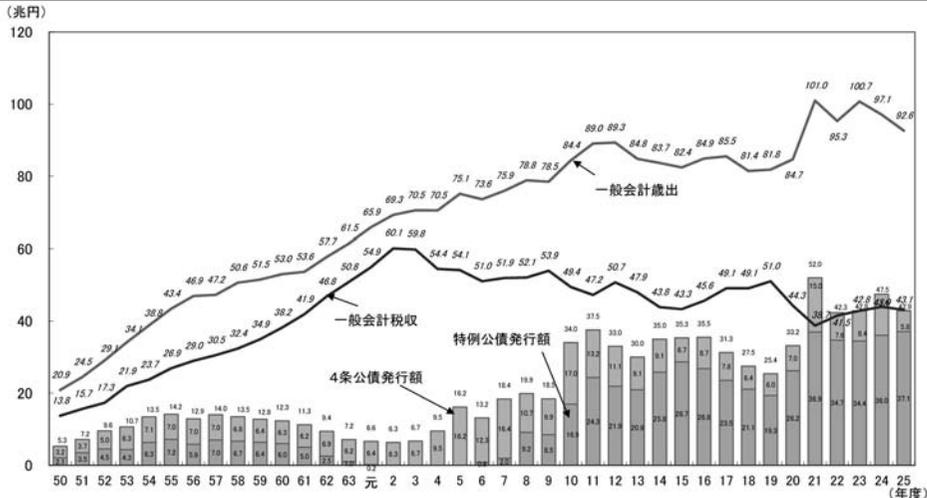
高齢化の進展に伴い、社会保障給付費が大きく伸びる一方で、社会保険料収入は横ばいで推移し、その差額は拡大傾向。この差額は主に、国や地方の税負担で賄われる。



(資料②)

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

バブル経済崩壊以降、我が国財政は歳出が税収を大きく上回る状態が続いている。リーマンショックが起きた平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により、歳出と税収の差額は一層拡大。



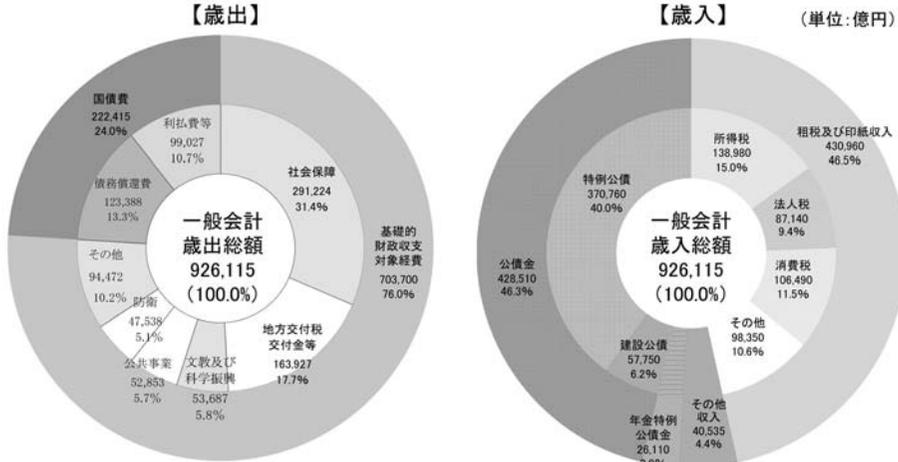
(注1) 平成24年度までは決算、25年度は予算による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による増収収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(資料③)

平成25年度一般会計予算から見る財政の現状

平成25年度一般会計予算概算は総額が約92.6兆円であり、予算の中身を見直して重点化し、公債発行額をできる限り抑制した結果、税収が公債金を上回る状態を4年ぶりに回復させるなど、引き締まった予算。

歳出については、社会保障関係費、地方交付税交付金、国債の元利払いに充てられる国債費が、歳出全体の約7割。歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金(公債金収入)に依存。

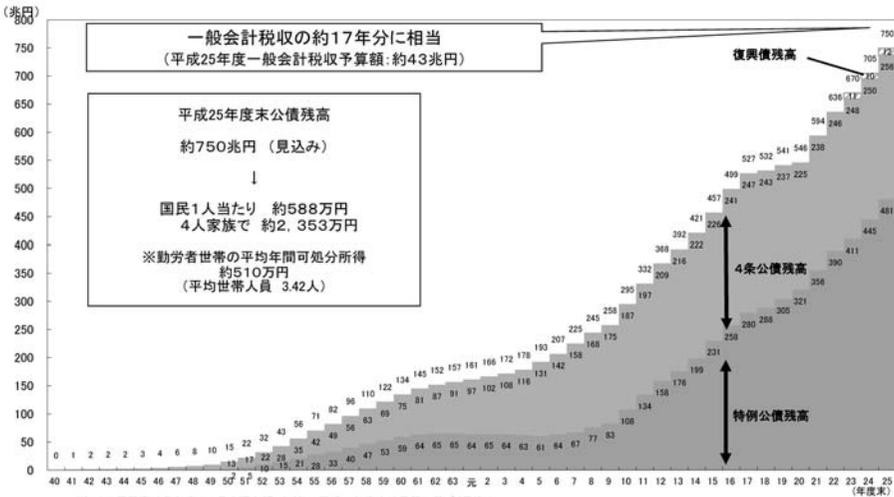


(注)一般歳出※における社会保障関係費の割合:54.0% ※一般歳出は、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いたもの。

(資料④)

公債残高の累増

我が国の公債残高は、年々増加の一途をたどっている。平成25年度末の公債残高は750兆円に上ると見込まれているが、これは税収約17年分に相当し、将来世代に大きな負担を残している。

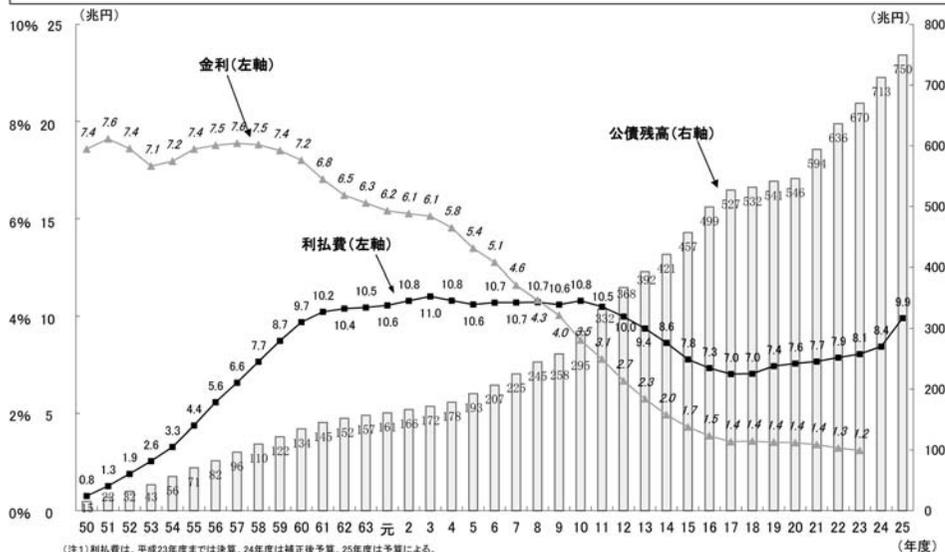


(注1)公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成25年度末は予算に基づく見込み。
 (注2)特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承認による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特例公債を含む。
 (注3)東日本大震災からの復興のために実施する地に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末で10.7兆円、平成24年度末で10.3兆円、平成25年度末で12.2兆円)。
 (注4)平成25年度末の翌年度借換のための前借債限度額を除いた見込額は730兆円程度。

(資料⑤)

利払費と金利の推移

他国に例を見ない債務残高の累増もあり、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



(注1) 利払費は、平成23年度までは決算、24年度は補正後予算、25年度は予算による。
 (注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成24年度末は補正後予算に基づく見込み、平成25年度末は予算に基づく見込み。
 (注3) 平成23年度、24年度及び25年度の公債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行した復興債を含む(平成23年度末: 10.7兆円、平成24年度末: 11.2兆円、平成25年度末: 12.2兆円)。

(資料⑥)

消費税率の引上げと用途の明確化 (税制抜本改革法)

○消費税率の引上げ

- 平成26年4月1日 5% ➡ 8%

消費税	4% → 6.3%
地方消費税	1% → 1.7%
- 平成27年10月1日 8% ➡ 10%

消費税	6.3% → 7.8%
地方消費税	1.7% → 2.2%

○消費税収の用途の明確化

(改正消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

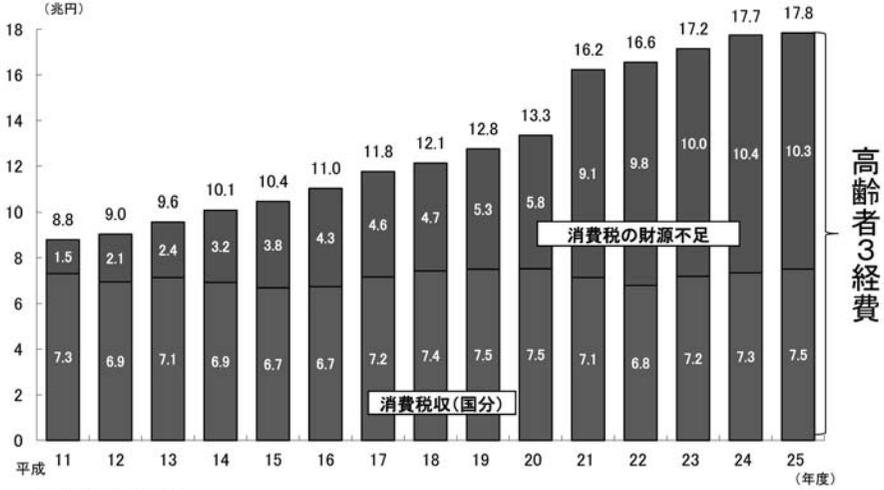
(参考) 改正地方税法第72条の116

- 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。
- 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(資料⑦)

高齢者3経費と消費税収の推移

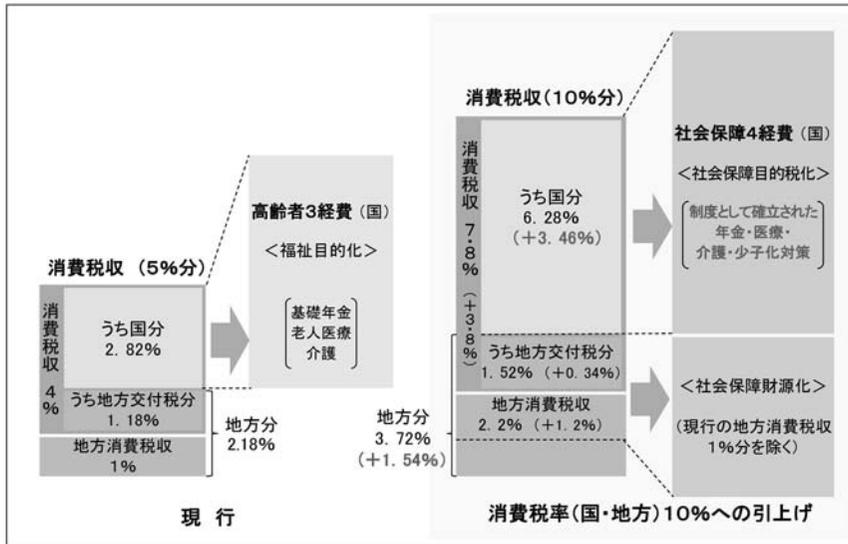
○ 基礎年金、老人医療、介護の費用のうち、国が負担する部分を賄うために、平成11年度(1999年度)から、国の消費税が使われることになった(予算総則に規定。国会の議決。)



(注1) 計数は当初予算ベース。
 (注2) 平成24年度当初予算では、「基礎年金」のうち、年金差額分(国庫負担36.5%と1/2の差額)について年金交付公債で対応。仮に、年金差額分を高齢者3経費に機械的に加えると、消費税収との差額は10.4兆円。

(資料⑧)

消費税収の国・地方の配分と使途



(注1) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注2) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

税制抜本改革法附則第十八条

税制抜本改革法(平成24年法律第68号)

附 則

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告(抄)①(平成25年9月6日公表)

1 景気の現状と見通し

消費税率引上げの判断に際し、景気は回復過程にあるとの意見が比較的多数の有識者・専門家から述べられた。一方、まだ回復の実感はない、地方には景気回復が及んでいない、中小零細企業は依然厳しい状況との意見も聞かれた。賃金の見通しについては、労働需給がひっ迫してきているかどうか見方が分かれた。

なお、米国の量的緩和の縮小や中国をはじめ新興国経済の動向等、海外経済のリスク要因についての指摘があった。

2 消費税率引上げの判断

(1) 予定どおり引上げ

7割を超える有識者・専門家から、現行法が予定するおりに消費税率を引き上げることが適当又はやむを得ないとする意見が述べられた。その理由として、財政健全化が急務であること、社会保障の充実とそのため財源を確保すること、将来世代への負担の先送りや世代間格差の是正を図ること、地方においても財源確保の必要性が高いこと、国際社会や市場からの信認の保持等が挙げられた。政治への信頼という観点からも重要との意見もあった。

今般の消費税率引上げは、社会保障・税一体改革の一環であり、社会保障制度改革に遅れを生じさせないために、予定された時期、引上げ幅を堅持すべきとの指摘があった。予定変更により社会保障の議論が振り出しに戻るというコストの方が、増税の景気の押下げ効果に比べて大きいとの指摘もあった。

また、経済・金融の専門家から、1997年の景気後退の主因は消費税率引上げとは言えず、予定どおり実施しない理由にはならないとの指摘があった。

こうした意見に対して、消費税率を予定どおり引き上げれば、デフレ脱却が難しくなるリスクがあるとの意見があった。

(2) 予定変更等

1割超の有識者・専門家からは、デフレ脱却を確実なものにするなどのため、予定を変更して実施すべきとの意見が述べられた。1%ずつ引き上げる、引上げを1年先送る、デフレ脱却後まで先送るなどの変更が必要との意見があった。主な理由として、来年4月はデフレ脱却にとって重要なタイミングであるので、デフレ脱却が確実になるまで先送る、あるいは引上げ幅を小さくして景気押下げ効果を小さくするのが望ましいとの指摘があった。

こうした意見に対しては、デフレ脱却まで消費税率引上げを待つと金融・財政同時引き締めリスクが高いとの意見があった。また、政府に対する信認の低下や、成長戦略実施に対する疑念、財政再建への支障等を懸念する考え方が示された。地方自治体や社会保障の現場では予定どおりの実施を見込んでいる向きもあった。さらに、既に民間企業や市場は引上げを織り込んでおり、予定変更が経済活動の混乱、特に、市場の混乱、国債の格下げを生じさせることを懸念する意見も多くあった。ただし、この点については、予定変更しても長期金利は急激には上昇しないという見方もあった。

小刻みな引上げについては、実務上のコストを懸念する意見、転嫁を円滑に行うことができないことを懸念する意見が業界界を中心に示された。一方、このコストはさほど大きくないのではないかとの意見もあった。

このほか、消費税率引上げは実施すべきでない、あるいは完全雇用達成後まで控えるべきとの意見もあった。

なお、予定どおりとした場合と予定変更の場合を比較するなどして、意見を明確にしなかった有識者・専門家がいます。

(資料⑩-2)

「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告（抄）②（平成25年9月6日公表）

3 今後の経済財政運営の在り方

予定どおり引き上げることが適当とする有識者・専門家においても、消費税率を引き上げる際に、景気の変動や影響を緩和するための政策対応として、景気下振れリスクへの対応や、経済の自律的成長力を高める政策を求める意見が多数出された。低所得者対策の必要性の指摘もあった。

予定変更が適当とする有識者・専門家からは、デフレ脱却を最優先し、当面これに注力すべきとの意見が聞かれた。特に、賃金の上昇を注視すべきとの指摘があった。また、公共事業によってデフレ脱却を図るべきとの意見もあった。増税しながら支出を拡大することは疑問との指摘もあった。不要不急の歳出の削減等により財源をねん出すべきとの意見があった。

(1) 引き上げるとした場合の景気対策等

来年度の公共投資の落ち込みに留意する必要があるとの指摘のほか、景気対策を行うのであれば、既に進めている住宅ローン減税に加え、投資減税、法人税減税、車体課税の見直し、賃金引上げ・雇用増を実現した企業への減税の拡充、一時的所得減税等により対応すべきとの指摘もあった。

資金繰り対策など中小企業対策や地域振興を求める意見も出された。被災地への適切な配慮が引き続き行われることを求める意見もあった。老朽化施設の更新、安全安心などのための社会資本整備、PPP/PFIの積極的実施を求める意見もあった。

また、成長戦略の着実な実行、人材投資や知識資本への投資、時間当たり生産性の向上に向けた働き方の見直し、規制緩和、農山漁村の六次産業化、観光振興、地方の高速道路料金の負担の適正化など、自律的成長力を高める諸施策を求める意見も複数出された。

低所得者対策の必要性についても、一時的給付金や給付付き税額控除の早期実現などの指摘がなされた。

なお、ばらまきの政策は回避すべきとの意見があった。

(2) 引き上げるとした場合の負担緩和策

引き上げた際の軽減税率の導入を求める意見があったが、これに反対する意見も多かった。

また、価格転嫁対策の重要性についての指摘があった。特に、外税方式を選択できることが重要であるとの意見もあった。加えて、農業・漁業における生産コスト高騰対策等の支援、医療機関の消費税に関する負担問題の検討などに関する意見があった。

(3) その他

賃上げの機運を醸成すべきとの意見、増税はやむを得ないが歳出の見直しにも取り組むべきとの意見、社会保障や公共事業における重点化・効率化を求める意見があった。そのほか、大胆な金融政策を継続するためにも着実な財政健全化が必要であるなど、ポリシーミックス（政策の組合せ）の重要性に関する指摘があった。長期的な視点からの消費税率引き上げの課題と短期的な景気への対応は、分けて考えるべきとする意見もあった。

(資料⑩-3)

「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告（抄）③（平成25年9月6日公表）

4 その他経済財政運営に当たって留意すべき事項

消費税率を引き上げる場合には、社会保障の財源としてどのように用いるかを明確にし、国民の理解を求めることは、非常に重要であるとの指摘が多くなされた。また、社会保障制度を全世代型に転換し、現役世代の納得感を得ていくこと、特に、若年層、子育て世代を対象にした施策の充実を求める意見があった。さらに、社会保障・税一体改革の推進は、国民に安心感をもたらす、経済にも好影響を及ぼすとの意見があった。

また、長期的に持続可能な財政を実現するためには、消費税率を10%まで引き上げるだけでは十分ではなく、その後も消費税率の引上げや社会保障費の抑制などが必要との意見があった。

(資料①)

4-6月期GDP2次速報の概要

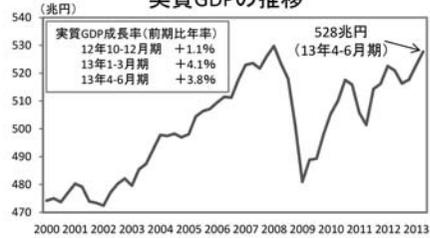
○4-6月期の実質GDP(2次QE)は前期比年率で+3.8%増

実質GDP成長率の寄与度分解

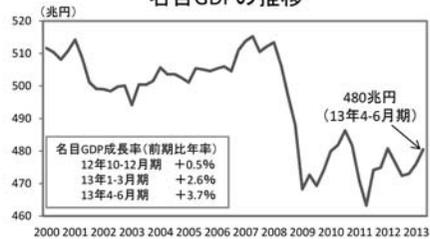
平成25年 4-6月期	1次QE (8月12日公表)		2次QE (9月9日公表)	
	前期比	寄与度	前期比	寄与度
実質GDP	0.6	—	0.9	—
	【年率2.6】		【年率3.8】	
内需	—	(0.5)	—	(0.7)
民間消費	0.8	(0.5)	0.7	(0.4)
民間住宅	▲0.2	(▲0.0)	▲0.3	(▲0.0)
設備投資	▲0.1	(▲0.0)	1.3	(0.2)
民間在庫	—	(▲0.3)	—	(▲0.2)
政府消費	0.8	(0.2)	0.7	(0.2)
公共投資	1.8	(0.1)	3.0	(0.2)
外需	—	(0.2)	—	(0.2)
輸出	3.0	(0.4)	3.0	(0.4)
輸入	1.5	(▲0.3)	1.5	(▲0.3)
名目GDP	0.7	—	0.9	—
	【年率2.9】		【年率3.7】	
GDPデフレーター (前年度比)	▲0.3		▲0.5	
GDPデフレーター (前期比)	0.1		▲0.0	

(出所)内閣府「国民経済計算」

実質GDPの推移



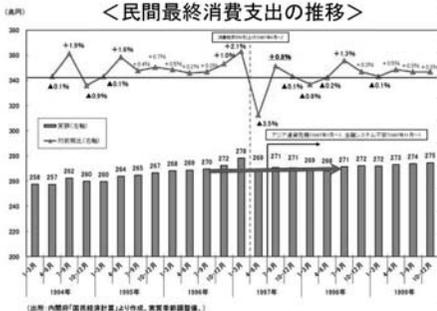
名目GDPの推移



(資料②)

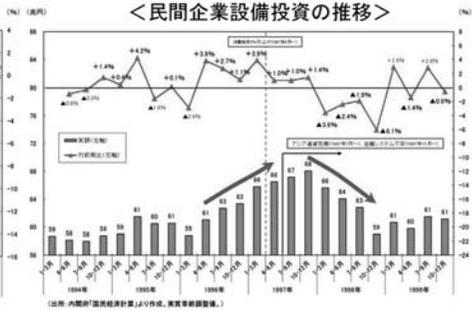
1997年の消費税税率引上げ前後の経済指標の動向

<民間最終消費支出の推移>



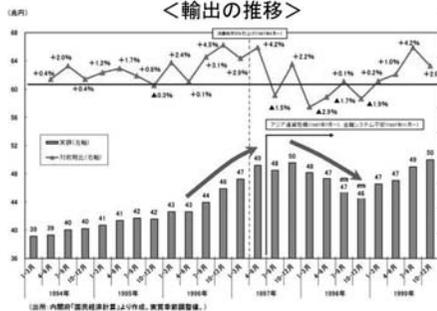
(出所)内閣府「国民経済計算」より作成。実質季節調整後値。

<民間企業設備投資の推移>



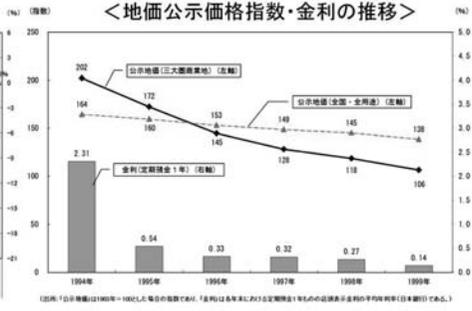
(出所)内閣府「国民経済計算」より作成。実質季節調整後値。

<輸出の推移>



(出所)内閣府「国民経済計算」より作成。実質季節調整後値。

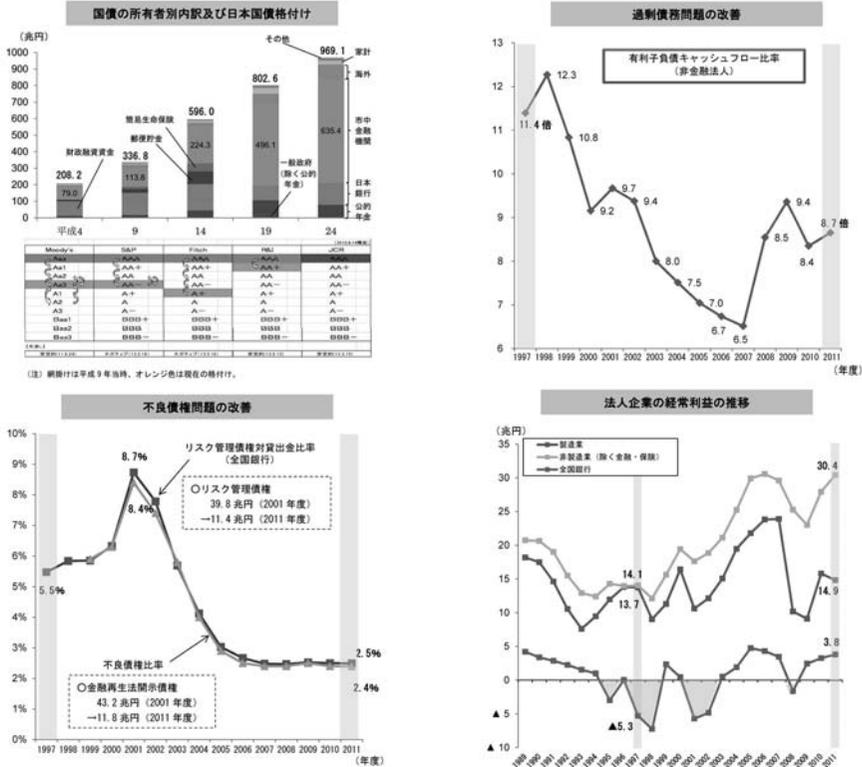
<地価公示価格指数・金利の推移>



(注)「公示地価」は1995年=100とし、各年の指数で示す。「金利」は各年末に2012年定期預金1年以内の公示地価公示金利の平均利率(日本銀行)で示す。

(資料⑬)

平成9年当時と現在の経済財政状況の比較



(資料⑭)

財政健全化目標

骨太方針(経済財政運営と改革の基本方針)抜粋 (平成25年6月14日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の両立

2. 財政健全化への取組方針

(中長期の財政健全化に向けて)

「三本の矢」により強い経済を実現し、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組む。

そうした取組の下、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(資料⑮)

G20トロント・コミットメント

トロント・サミット「宣言」(仮訳) [2010年6月26日、27日]

○...先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を確認し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

(注)2008年秋以降の金融危機対応のための財政出動により財政事情が悪化した他国と異なり、日本は、それ以前から、高齢化に伴う社会保障給付費の増加や90年代からの累次の財政出動による景気対策の結果、他の先進国と比較して極めて規模の大きな、構造的な財政赤字を抱えていた。

◎ トロント・サミットにおけるフロー目標の比較

目標の内容	フロー目標
日本以外の先進国	目標年次:2013年 内容:財政赤字を半減
日本	目標年次:2015年度 ⇒目標年次が遅い! 内容:基礎的財政赤字(PB)を半減 ⇒目標の内容が緩やか。 目標年次:2020年度 内容:基礎的財政収支(PB)黒字化

(参考1)財政収支と基礎的財政収支(PB)との関係(歳入)

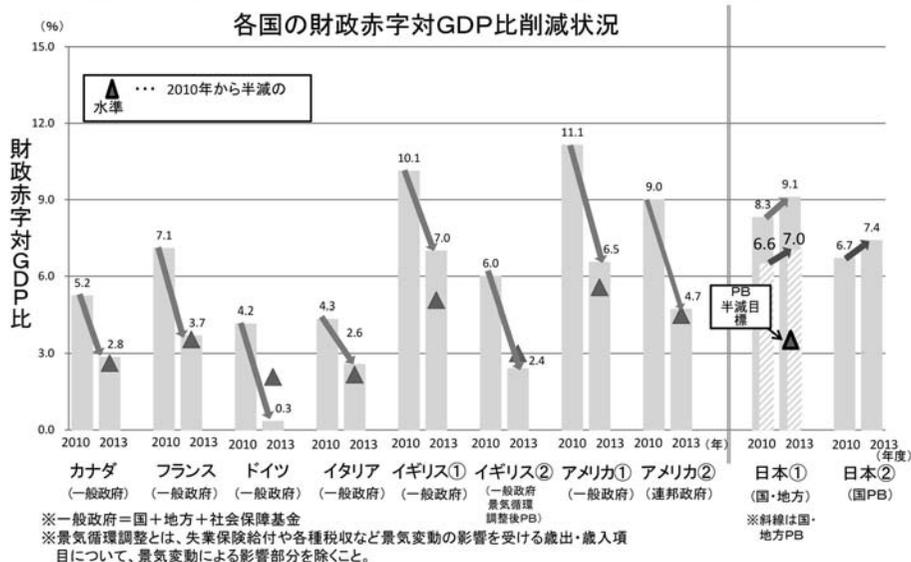


(参考2)ストック目標

日本以外:2016年までに債務残高対GDP比を安定化又は低下
日本:2021年度以降、国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下
⇒この点でも日本は他国と比べて目標年次が遅くなっている。

(資料⑯)

主要国のトロント・コミットメントの達成状況



(出典)日本:内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2013年8月8日)、
諸外国:IMF資料、アメリカの連邦政府財政赤字のみ、大統領府行政管理予算局(OMB)資料
(注)2010年(度)は実績、2013年(度)は見直し。

(資料⑰)

主要格付け会社による格付け一覧と見方

主要格付け会社によるソブリン格付け一覧 (25年7月18日)

	Moody's	S&P	Fitch
Aaa/AAA	アメリカ ドイツ (1)	イギリス (1) ドイツ	アメリカ (1) ドイツ
Aa1/AA+	イギリス フランス (1)	アメリカ フランス (1)	イギリス フランス
Aa2/AA			韓国
Aa3/AA-	日本 中国 韓国	日本 (1) 中国 韓国	
A1/A+			日本 (1)
A2/A			
A3/A-			
Baa1/BBB+		アイルランド (1)	アイルランド イタリア (1)
Baa2/BBB	イタリア (1) スペイン (1)	イタリア (1) スペイン (1)	スペイン (1)
Baa3/BBB-	アイルランド (1)		
Ba1/BB+		ポルトガル (1)	ポルトガル (1)
Ba2/BB			
Ba3/BB-		ポルトガル (1)	
B1/B+			
B2/B			
B3/B-		ギリシャ	ギリシャ
Caa1/CCC+			
Caa2/CCC			
Caa3/CCC-			
Ca/CC			
C	ギリシャ		
SD/RD			

注: いずれも自国通貨建て長期債務の格付け。
(↑) は、見直しがpositiveとなっていることを示す。
(↓) は、見直しがnegativeとなっていることを示す。

<Fitchレポート (25年5月16日)>

○格付アウトLOOK「弱含み」は、以下のリスク要因を反映したものである。今後1年から2年の間に、これらのリスク要因が個別にまたは集団的に作用し、格下げにつながる可能性がある。

・既に法律が成立している消費増税が、同様の重要性をもつ代替的な措置なしに、また経済状況からの十分な正当化ができない状態で、実施予定の2014年4月に実施されないこと。

・基礎的財政収支の赤字を持続可能な幅で縮小していく、信頼性の高いかつ一貫した財政再建計画を策定できないこと。

・「アベノミクス」による金融政策、財政による刺激策および(まだ詳細は明らかではないものの)構造改革の手段に対して、経済が反応していない状況が明らかになり、名目GDPの伸びの趨勢が実質的にゼロに戻ることに。

<Moody's レポート (25年4月9日)>

○安倍晋三首相の政策はこれまでのところ、経済全般において成果を上げてきた。その政策は国内向けであるが、円安が輸出と企業利益を押し上げている。しかし、足元の改善は一時的なものにすぎない可能性がある。従って、安倍政権が年次に発表を予定している中期の財政・成長政策が、信用力に影響を与える要因となる。成長率が高まれば経済・財政問題への対処が容易となるが、低成長が継続すれば信用上、ネガティブとなる。

○消費増税は、社会保障制度を持続可能なものにするなど、多くの理由から重要である。また、増税は、日本の財政再建目標における重要な要素のひとつでもある。ただし、消費増税法案には、増税実施の条件として景気条件が付帯されている。政策転換または低調な経済状況によってその実施が遅れば、ムーディーズは信用上、ネガティブとみる。

<S & P レポート (25年2月18日)>

○政府の政策が、デフレの終息や年度ベースの実質経済成長率の現行水準の維持に有効でないと判断した場合には、格下げとなる可能性がある。また、実質ベースの資金調達コストが上昇し、債務負担の状態がさらに悪化する見通しとなった場合にも、格下げとなる。

(資料⑱)

当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(平成25年8月8日閣議了解)の概要

I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国の一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国の一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の各年度4兆円程度改善。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、権力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を減減させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。

(資料⑱)

中長期の経済財政に関する試算(中長期試算)の概要

※平成25年8月8日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

主要な前提

- 経済について(「経済再生ケース」と「参考ケース」の2ケース)
 - ・「経済再生ケース」:「三本の矢」の効果が着実に発現し、今後10年(2013~2022年度)の平均成長率は、実質2%程度、名目3%程度
 - ・「参考ケース」:内外経済がより緩やかな成長経路となり、今後10年(同上)の平均成長率は、実質1%程度、名目2%程度
- 財政について
 - ・中期財政計画を踏まえ、2014年度及び2015年度に、一般会計の基礎的財政収支(PB)の改善努力(各年度4兆円程度改善)。
 - ・現行法を踏まえ、消費税率(国・地方)については2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げ。
 - (※)消費税率の引上げについては、本年秋に、税制抜本改革法附則第18条によって、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。本年秋に現行法の内容と異なる判断が行われた場合には、本試算も判断の内容に沿って見直す。

試算結果

- 「経済再生ケース」では、2015年度における国・地方のPBは対GDP比▲3.3%程度であり、PB赤字対GDP比半減目標達成(2010年度(▲6.6%)からの半減)。2020年度における国・地方PB黒字化目標の達成のためには、更なる収支改善が必要。
- 「参考ケース」では、税収が低下する一方、歳出は「経済再生ケース」と同額であり、2015年度の財政健全化目標は達成しない。目標達成のためには更なる収支改善努力が必要。

<国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)>

(注) 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

<国の一般会計の姿(「経済再生ケース」)> (単位:兆円)

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)
(A) 税収等	47	53	59
(B) PB対象経費	70	72	74
一般会計におけるPB (C)=(A)-(B))	▲ 23	▲ 19	▲ 15

各年度4兆円程度改善

(資料⑳)

内閣官房
社会保障改革担当室作成

社会保障・税一体改革による社会保障の充実について

※「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づき(「法制上の措置」の骨子について)(平成25年8月21日閣議決定)に盛り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置を整理したもの。

子ども・子育て

医療・介護

年金

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・社会的養護の充実

など

医療・介護サービスの提供体制改革

①病院・病床機能の分化・連携・在宅医療の推進等

- ・病院間の役割分担と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
- iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

医療・介護保険制度の改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

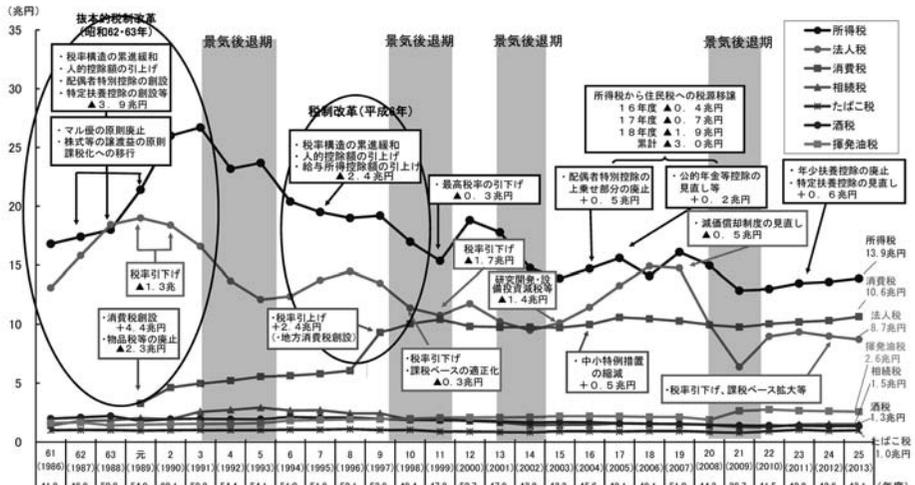
年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

(資料①)

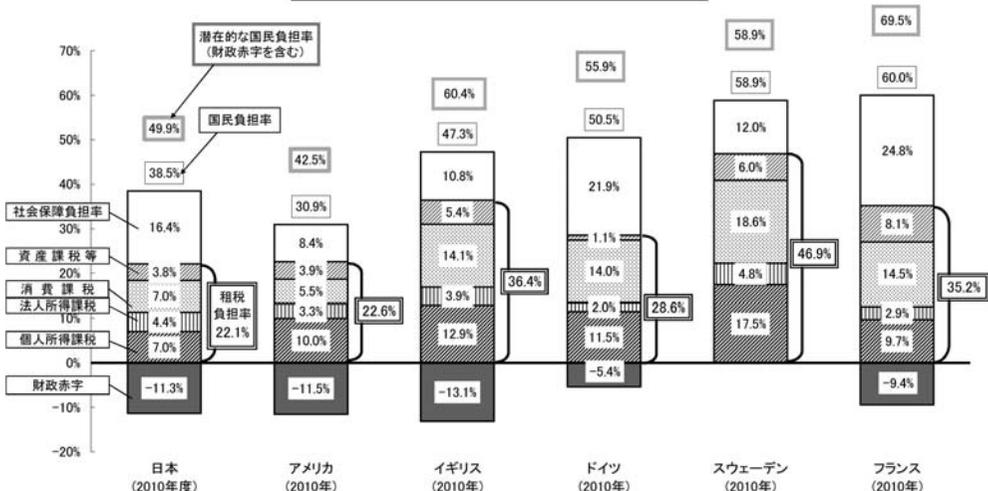
主要税目の推移 (一般会計分)



(注1) 計数は、23年度までは決算額、24年度は修正後予算額、25年度は当初予算額である。
 また、グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。
 (注2) 1年限りの措置として、平成6年度に▲3.8兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。
 なお、24年度から収収が生じる復興特別所得税及び復興特別法人税は特別会計分であるため表に掲載されない。
 (注3) 各年度の下の記載されている数字は、各年度毎における一般会計収税の値。

(資料②)

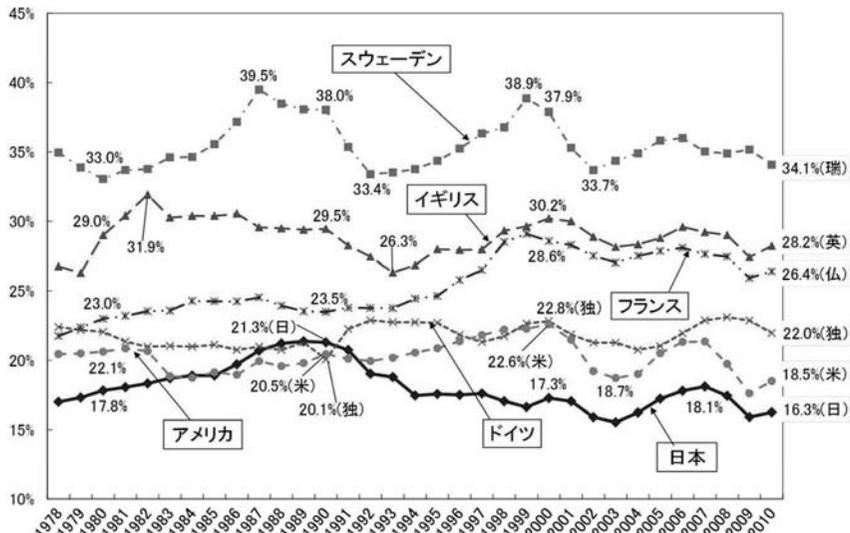
国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



[老年人口比率] (注1) 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"等による。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、国民負担率40.0%、租税負担率22.7%、個人所得課税7.3%、法人所得課税4.6%、消費課税7.1%、資産課税等3.7%、社会保障負担率17.3%、財政赤字13.3%、潜在的国民負担率53.2%となっている。
 (注2) 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 (注3) 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 (注4) 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合「World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database」による)である。なお、日本の2013年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は25.1となっている。

(資料⑳)

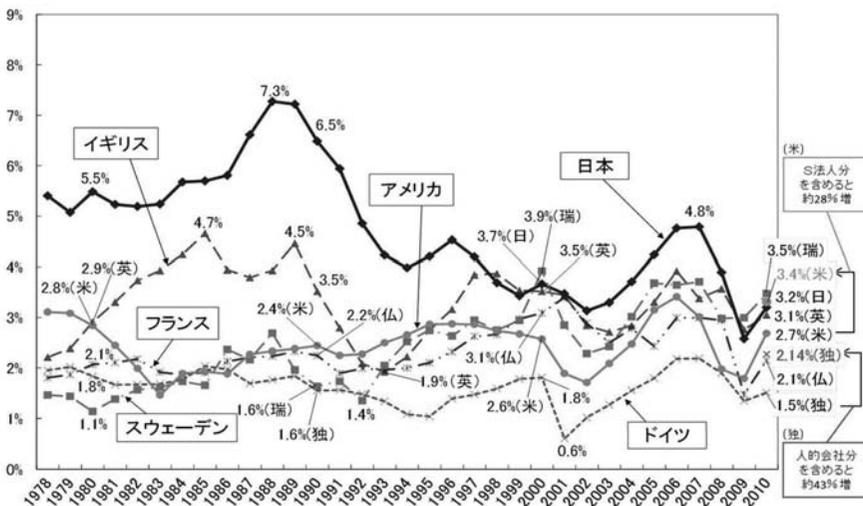
諸外国における租税負担率(対GDP比)の推移



(出典) OECD "Revenue Statistics 1965-2011"、同 "National Accounts"、各国政府資料等

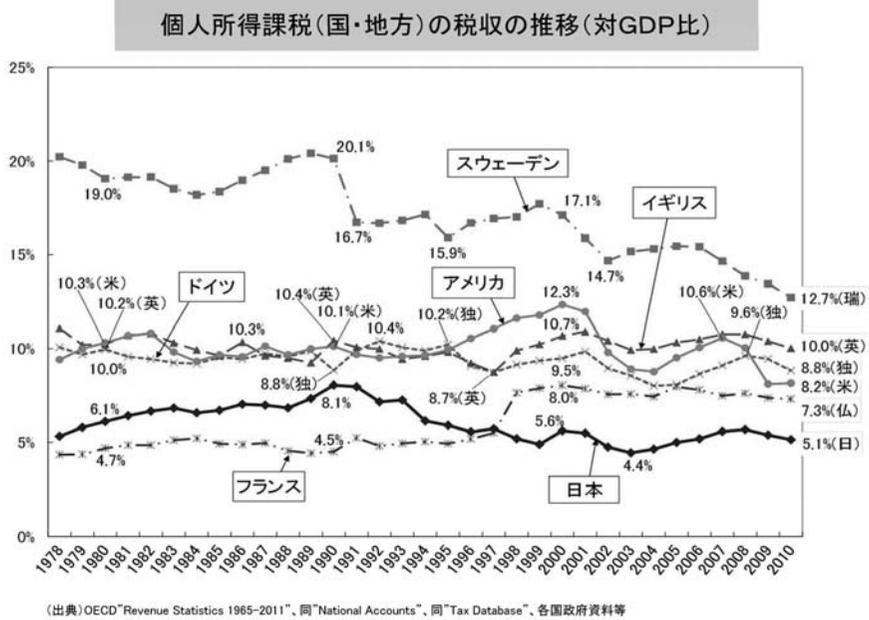
(資料㉑)

法人所得課税(国・地方)の税收の推移(対GDP比)

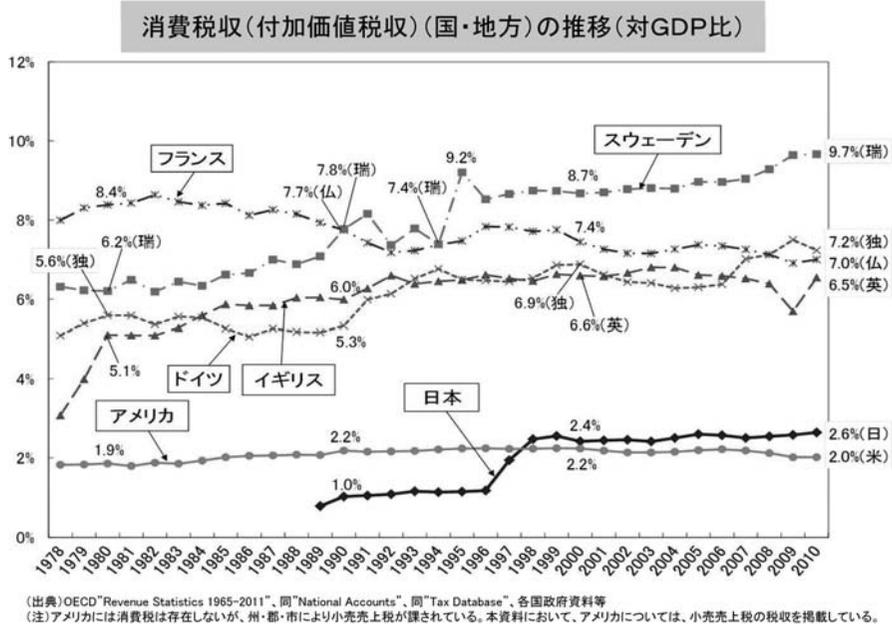


(出典) OECD "Revenue Statistics 1965-2011"、同 "National Accounts"、同 "Tax Database"、各国政府資料等

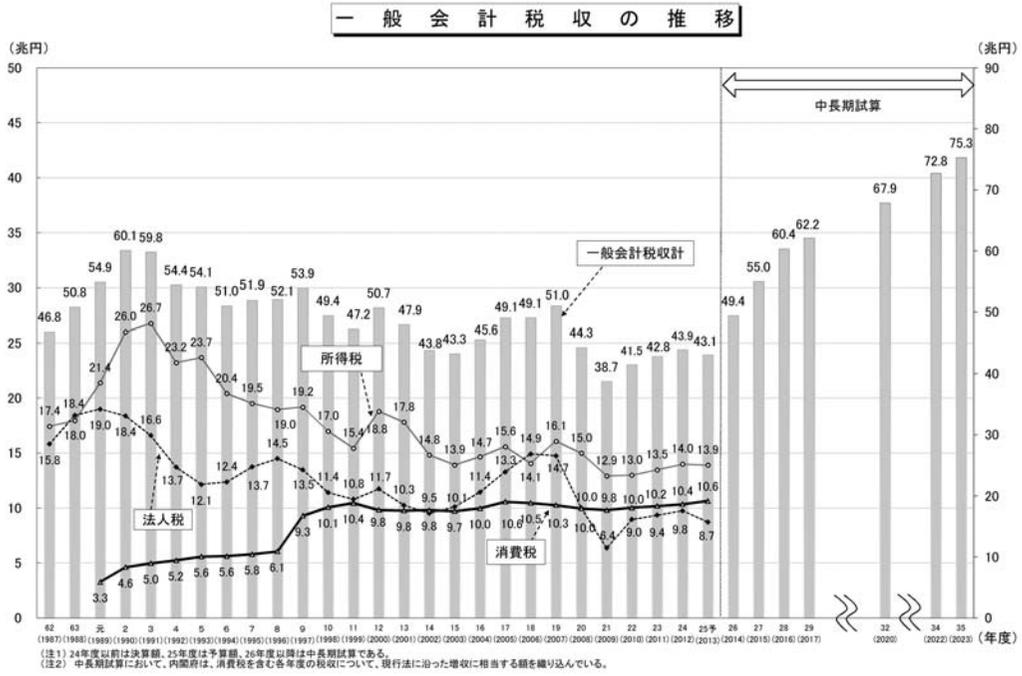
(資料⑳)



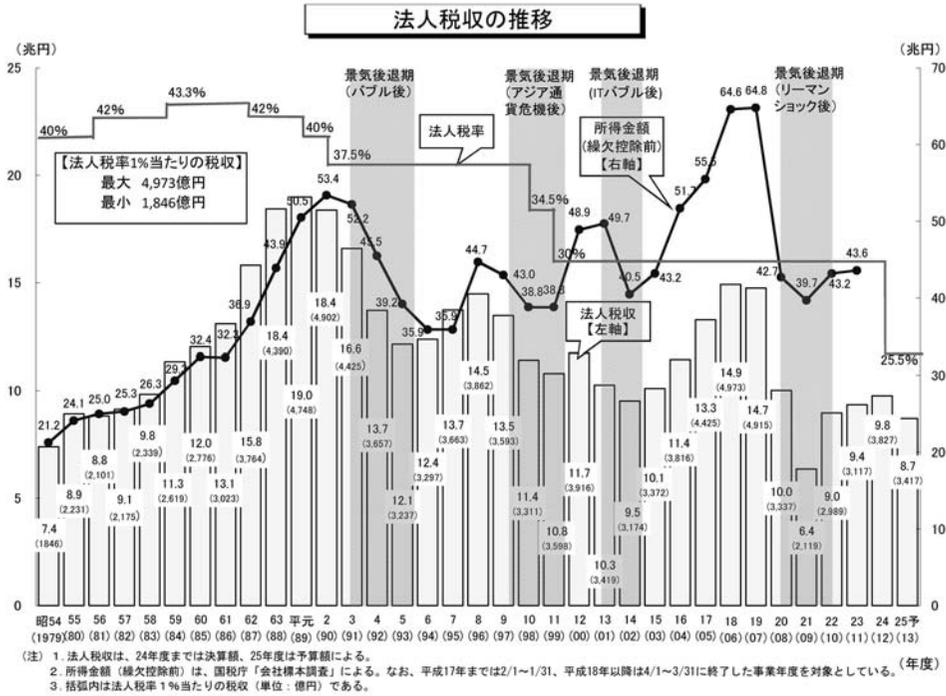
(資料㉑)



(資料⑳)

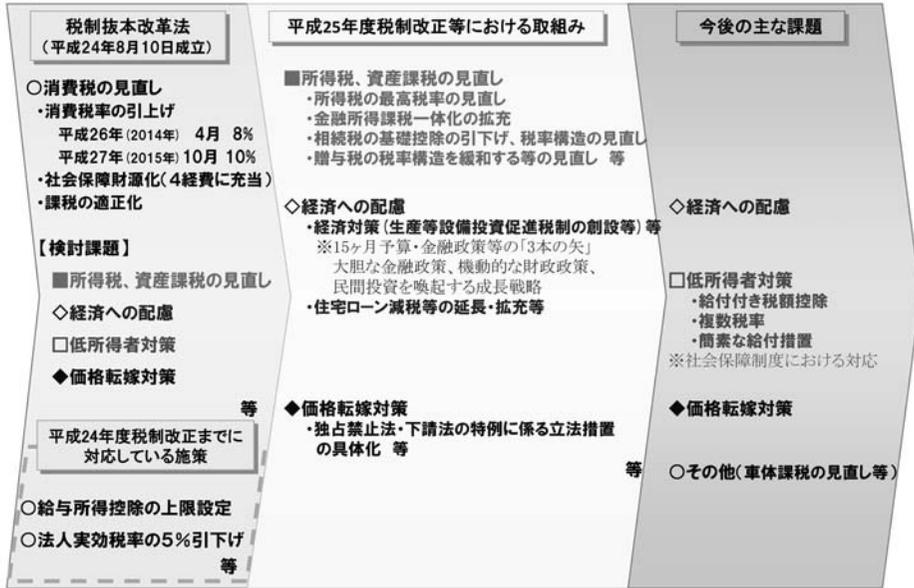


(資料㉑)



(資料⑳)

税制抜本改革関係の課題について



(資料㉑)

低所得者への配慮(税制抜本改革法第7条イ・ロ・ハ)

給付付き税額控除等

- 番号制度の本格稼働・定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度や給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握・資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討

(参考1) 給付付き税額控除は、諸外国に見られる制度であり、例えば、子育て支援や就労支援等を目的として、税の仕組みである税額控除あるいは給付により低所得者を中心に支援を行う仕組み。

(参考2) 総合合算制度は、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する制度。

複数税率

- 複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討

簡素な給付措置

- 消費税率が8%となる時期から給付付き税額控除等、複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施

(資料⑳)

平成25年度税制改正大綱(抄) 【軽減税率】

平成25年1月24日
自由民主党
公明党

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・対象、品目
 - ・軽減する消費税率
 - ・財源の確保
 - ・インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - ・中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

(資料㉒)

複数税率について

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較

諸外国の食料品の税率は、平均すると10%程度の水準

例えば・・・

EU諸国(27カ国)

- ・標準税率(平均) 21.2%
- ・食料品に対する適用税率(平均) 11.3%

諸外国においては、「贅沢品か否かの違い」や「外食と食料品の違い」で適用税率が異なります。

標準税率	軽減税率
【フランス】 キャバリア	フォアグラ トリュフ
【イギリス】 フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品	デリカテッセンなどスーパーの惣菜

軽減税率は高所得者の方にも負担軽減効果が及び、その分、税収の減少幅も大きくなる可能性があります。

高所得層ほど軽減額が大

単一税率
軽減率
複数税率

税収の減少幅も大きくなる可能性
⇒ 社会保障の財源確保に影響
いづゆる逆進性の緩和効果も限定的

(所得水準)

(資料③)

平成25年度税制改正大綱(抄) 【転嫁対策】

平成25年1月24日
自由民主党
公明党

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

□ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

(資料③-1)

消費税の引上げに伴う転嫁対策等について

1. 転嫁対策特別措置法

(1) 転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

【対象事業者】

- ・ 特定事業者：①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品等の供給を受ける法人事業者
- ・ 特定供給事業者：①大規模小売事業者に継続して商品等を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、③個人事業者等

○ 特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。

- ・ 減額・買いたたき
- ・ 購入強制・役務の利用強制、利益提供の強制
- ・ 税抜価格での交渉の拒否
- ・ 報復行為

○ 転嫁拒否等の行為に関する検査、指導等

- ・ 報告・検査（公取委、主務大臣、中企庁長官）
- ・ 指導・助言（公取委、主務大臣、中企庁長官）
- ・ 措置請求（主務大臣、中企庁長官）
- ・ 勧告・公表（公取委）

(2) 転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

○ 消費者に誤認を与えないようにするとともに、納入業者に対する買いたたきや、競合する小売店の転嫁を阻害することにつながらないように、以下の表示を行ってはならない。

- ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に準ずるもの

※消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については消費者庁長官等が実施。

(資料③④-2)

(3) 価格表示に関する特別措置

- 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない。
あわせて、消費者に配慮する観点から、事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努める旨を規定。
- 事業者が、税込価格にあわせて税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、その税抜価格について景品表示法の不当表示の禁止規定は適用しない。

(4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

- 転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする。(公取委への届出制)
(例)・転嫁カルテル:事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、
端数の合理的な範囲での処理の決定
・表示カルテル:価格について統一的な表示方法を用いること

2. 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- 事業者に対して要請文書を発出するなど、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止、監視活動を早期に開始。
- 違法行為を効果的に摘発するため、過去を大幅に上回る規模で平成25年度から書面調査を実施。平成26年度以降は、それをさらに上回る規模の書面調査を実施。また、今回は大規模小売店等に対しても大規模な書面調査を実施。

(注)消費税導入時は、親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社、平成9年の引上げ時には、それぞれ1,000社、5,000社に対して書面調査を実施。

(資料③④-3)

3. 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- 公取委、経産省(中企庁)において所要の体制を整備し、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官(仮称)を置く。
- 政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室(仮称)を設置する。

4. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

- 各省庁・地方支分部局、各都道府県等に相談窓口を設置。また、政府共通の相談窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センター(仮称)を設け、電話・メールを使った相談体制を整備。
- 中小事業者向けの移動相談会を実施する等、中小事業者からの相談に積極的に対応。

5. 消費者・事業者に対する広報

- 消費税収(現行分の地方消費税を除く)を社会保障財源化し、国民に還元するという一体改革の意義に加え、消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただく税であることについて、徹底した広報を行う。
- 消費税の転嫁等に関して事業者向けのパンフレットを作成し、各業界の所管省庁や業界団体を通じて幅広く配布・周知。

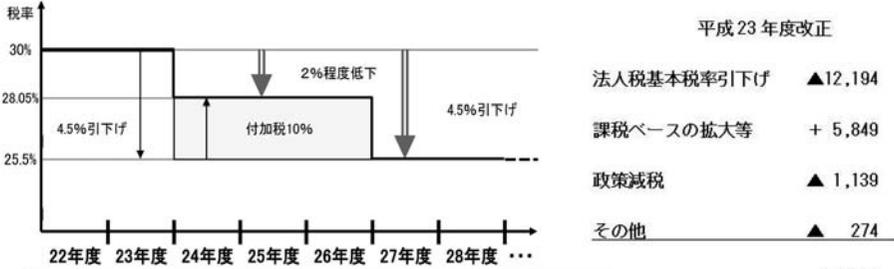
6. 税制上・予算上の措置等

- 国・地方公共団体等の物品・サービスの調達に際し、円滑かつ適正な転嫁を確保。
- 消費税の税額計算における端数処理の特例、延滞税の引下げ及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設。
- 消費税率引上げを見据えた体質強化を図るための予算措置(地域商店街活性化事業、地域力活用市場獲得等支援事業)。

(資料⑳)

平成23年度改正の法人実効税率引下げと復興特別法人税

- 平成23年度改正において、我が国企業の競争力強化と立地環境の改善を通じて、雇用と国内投資を拡大する観点から、課税ベースの拡大を行いつつ、法人実効税率5%引き下げを実施（平成24年4月1日以後開始事業年度から適用）
- 法人実効税率5%の引下げは、復興特別法人税（法人税額の10%）の課税期間終了後の平成27年度以降に実現。

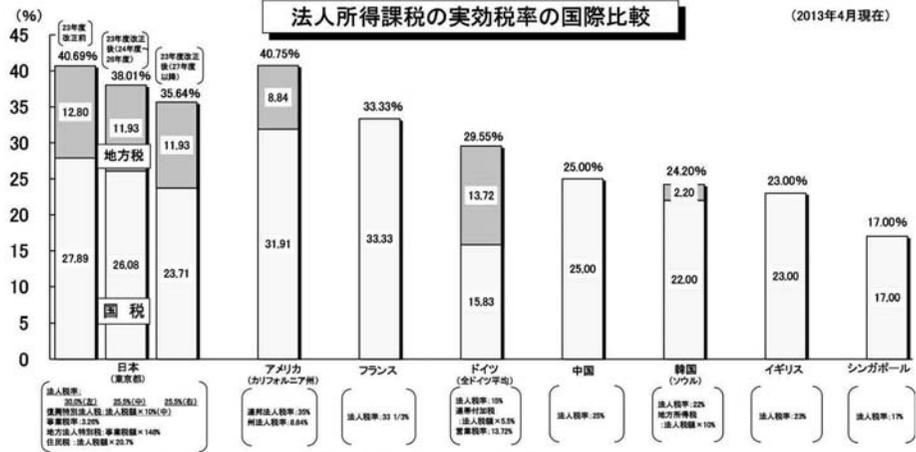


税制抜本改革法第7条

3 法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

約8,000億円の
ネット減税

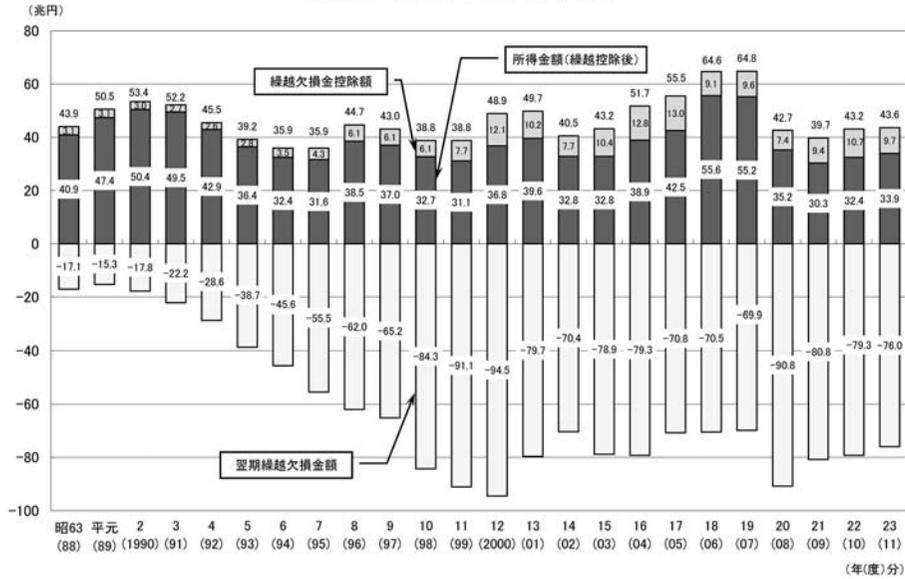
(資料㉑)



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する前払費用の一部が課金されることを調整した上で、それぞれの税務を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(前課税業により課税として徴収され、一旦課金に組み込まれた後に、地方法人特別課税として都道府県に課せられる)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、内務標準課税の対象となる資本金/借入額の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課せられる。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課せられる。
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の州で市法人税が課せられる場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%)、付加税(税額の17%)・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課せられない場合もあり、例えばハワイ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課せられ、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から75万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上2億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経費税(地方税)等が課せられる。
 6. ドイツの法人税は課税と州の共有税(50/50)、連邦付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の0.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦賦課税の発行内容に依り、賦課率392% (2011年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計算結果を示している。
 7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60/40)である。
 韓国は地方税においては、上記の地方所得課税のほか、資本金割及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課せられる。

(資料⑳)

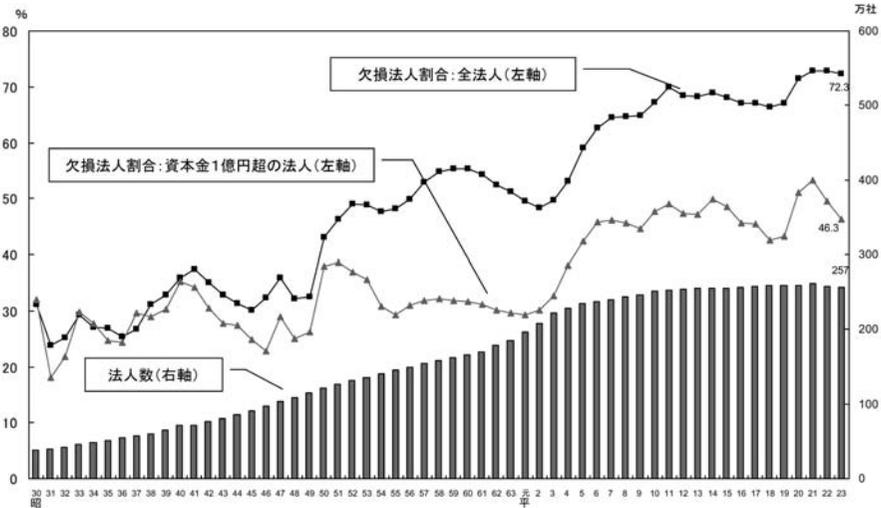
繰越欠損金額の状況



(備考) 平成17年までの各年分は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年以降は4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。
 (出所) 国税庁「会社基本調査」

(資料㉑)

法人数と欠損法人割合の推移

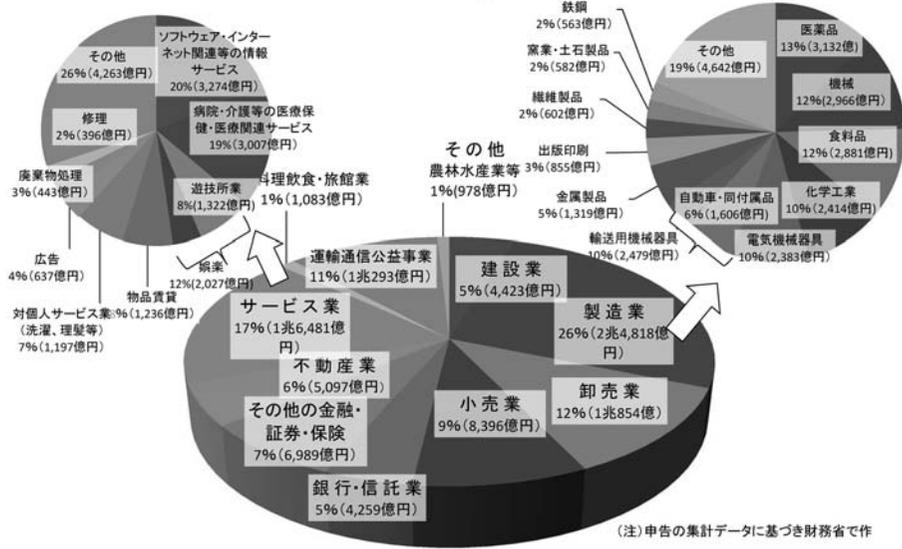


(注1) 昭和30年分～平成17年分は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 (注2) 平成15年分～平成23年度分の全法人は連結法人を含むが、資本金別は連結法人を含まない。
 (注3) 欠損法人割合の資本金区分について、平成19年度以前は「資本金1億円以上の法人」の計数である。
 (出典) 「会社基本調査」(国税庁)

(資料③)

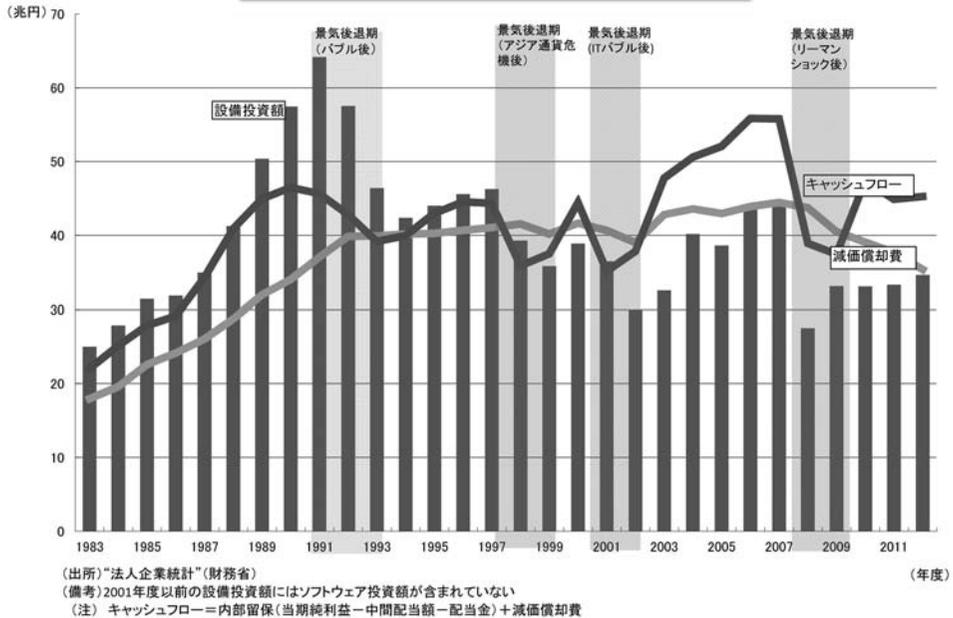
業種別法人税額

業種別法人税額の合計額 9兆3,670億円 (平成23年度)



(資料④)

法人の設備投資の推移



(資料④-1)

日本再興戦略(抄)

(H25.6.14 閣議決定)

第I 総論

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

(前略)このため、政府としては、安定的なマクロ経済環境の整備や経済連携の立ち後れの解消、低コストでのエネルギー供給の実現、投資を阻害する諸規制・制度の見直しなど、我が国企業の競争条件の改善に向けて、これまで以上の強化に取り組むべきは言うまでもない。

生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。(後略)

第II. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自立的・持続的な経済成長を実現する。

① 民間投資の活性化

○ 先端設備の投資促進

・ 生産設備の新陳代謝(老化化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

(資料④-2)

③ 内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○ 個人によるベンチャー投資の促進(エンジェル税制の運用改善等)

□ エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。

○ 民間企業等によるベンチャー投資の促進

□ 個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

④ 事業再編・事業組換の促進

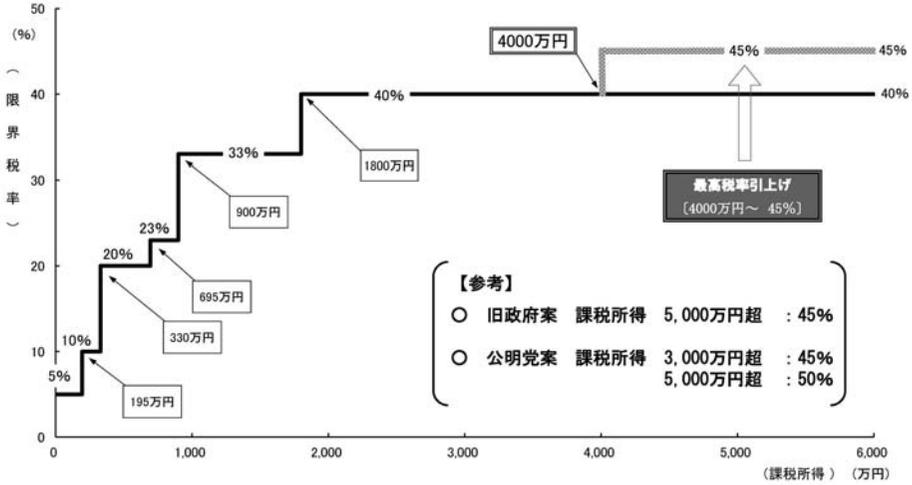
○ 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

・ 思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編(スピンオフ・カーブアウトを含む。)を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講じる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。

(資料④)

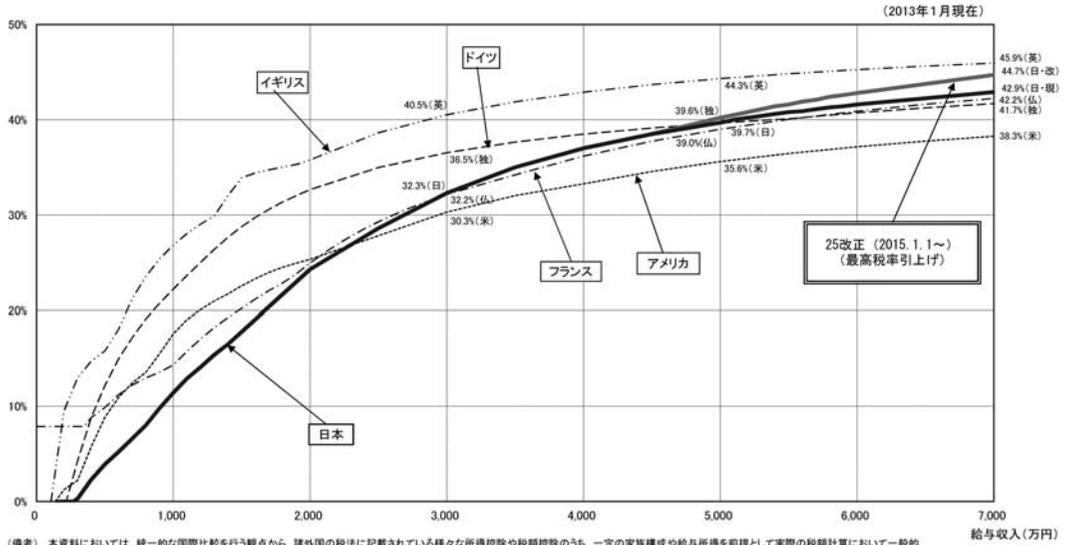
所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率を設ける(平成27年分の所得税から適用)。



(資料④)

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦2人(専業主婦)の給与所得者)

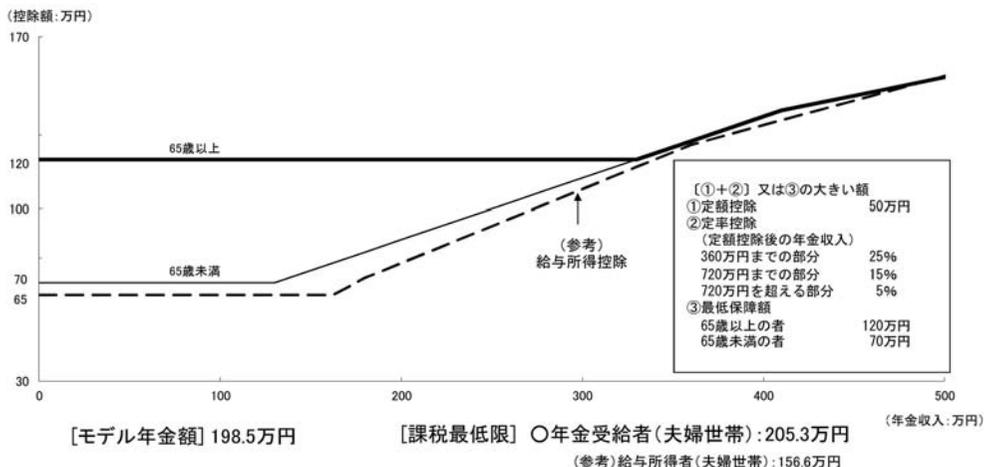


(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税の実効税率を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除(全額給付)等は計算に含めていない。
 (注)1 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等のフランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障課税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課税されている。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高級所得に対する所得課税(最高税率4%)を2012年より導入している(上記表中においてはこれを加味していない)。
 2 日本においては子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族、アメリカにおいては子が17歳以上に該当するものとしている。
 3 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4 アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5 邦貨換算レート:1ドル=81円、1ポンド=130円、1ユーロ=104円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成24年(2012年)11月中旬における実勢相場の平均値)
 6 表中の数値は、給与収入3,000万円、5,000万円及び7,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、横軸は四捨五入している。

(資料④)

公的年金等控除制度の概要

○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。



(注)1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(24年度物価スライド実施後)である。
2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。
3.課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

(資料⑤)

税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化し、国際的な租税回避に対する批判が強まっている。

(注) 昨年後半に、英国において、スターバックスの英国子会社が低税率国に利益を移転しているとの報道を受け、消費者の不買運動などの批判が高まった。

- この問題に対応するため、OECD租税委員会(議長:浅川・財務省総括審議官)は、昨年6月「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ。
- 昨年11月、英、独の財務大臣がBEPSに関する共同声明を公表。仏財務大臣も賛同。本年2月、OECDがBEPSに関する現状分析報告書“Addressing BEPS”を公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2月15~16日、モスクワ)に報告。G8首脳サミット(6月17~18日、ロックアーン、議長国は英国:キャメロン首相)でも議題の一つとして取り上げられた。

(注) 本年3月、仏では、カウザック前予算担当大臣の脱税疑惑が発覚し、辞任に追い込まれた。

- 本年7月19日にOECD租税委員会は15項目から構成される「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(7月19~20日、モスクワ)に提出され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施に関し、OECD非加盟のG20メンバー8か国(※)がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」を設けることとしている。(※) 中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- OECDは、行動計画の各項目について、今後1~2年半の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしている。

(資料④)

G8首脳サミット 安倍総理大臣発言（税部分）に関する事後記者ブリーフ
(2013年6月17-18日 於：ロックアーン)

- 税金の話というのは専門的になりがちだが、実は政治そのものである。特に国民は税制が公平かどうかということに注目している。税制が多国籍企業に対して公平かどうか、多国籍企業が払うべきところで税金を支払っているのかという点が問題である。企業は地域のインフラや安全を享受していることから、払うべきところで税金を払うことが重要である。
- この問題に各国が真剣に取り組み、ルールを作ることが、公平な税制や公平な社会の建設に役立つ。時代の変化に税制が追いついていない中で、多くの企業がこれを利用していることが問題である。このため、各国による、税源獲得を目指した税負担の軽減競争を避け、OECD租税委員会の税源浸食と利益移転に関する活動等において、協調して各国の税制の調和を図ることが不可欠であり、G8諸国が最大限協力していくべきである。
- また、税金の自動的情報交換については、日本は、これを積極的に実施してきている。今後、OECDで国際基準が策定されることを期待する。

(資料④)

G8首脳サミット コミュニケ 税部分（仮訳）
(2013年6月17-18日 於：ロックアーン)

23. 我々が、我々の市民のために財政の持続可能性の維持及び雇用と成長の確保に努力する中、我々は、脱税及び租税回避の問題に対するグローバルな解決策を策定するための役割を果たすことにコミットする。我々は、我々の国際的な課税ルールと執行の公平さと有効性に対する信頼を回復するため、また、それぞれの国が帰属する租税を徴収できるようにすることを確保するとともに途上国もこのアジェンダに関して得られた進展の利益を確保できるようにするため、行動する。
24. 我々は、多国籍企業による税源浸食・利益移転(BEPS)に対処するためのOECDの取組を歓迎し、本年7月に開催されるG20の財務大臣・中央銀行総裁会議に向けてOECDが野心的で包括的な行動計画を策定することの重要性を強調する。我々は、OECDの勧告に期待しており、必要な個別及び協調的な行動をとることにコミットする。我々は、税源浸食・利益移転に取り組むため、また、あらゆる多国籍企業が低税率の国・地域に利益を人為的に移転することによって支払う税の総額を削減することを国際的な及び自国の課税ルールが許容又は奨励しないようにするため、共に取り組むことに合意する。現在進行中のOECDの取組は、途上国を含むすべての利害関係者との継続的な関与を伴う。
25. 多国籍企業の財務状況に関する包括的で関連する情報は、すべての税務当局が税務リスクを認識し評価することの効果的な助けになる。この情報は、利益及び支払われた税金のグローバルな配分に関する高い水準の情報に焦点を当てた標準化された形式によって示されたのであれば、途上国を含め、税務当局にとって極めて有用となる。我々は、OECDに対し、非協力的な国・地域に関する懸念を考慮しつつ、主要な多国籍企業による税務当局に対する国ごとの報告のための共通のひな形の策定を呼びかける。これは、透明性を向上しリスク評価を改善するための、多国籍企業と多国籍企業が活動する国々における税務当局との間の情報の流れを改善する。
26. 脱税との闘いにおける極めて重要な手段は、国・地域間の情報の交換である。我々は、税の透明性における最近の進展を新たな基準を形成していくものと見ており、また、既存のシステムを基礎とした多国間及び二国間での税についての自動的情報交換のための単一の真にグローバルなモデルの策定にコミットする。我々は、多国間での自動的な交換の実施の実務性に関するOECDの報告を支持し、また、その提言を早急に実施するため、OECDと共に、また、G20において取り組む。我々は、すべての国・地域に対し、この新しい単一の国際的基準を最も早い機会に採用し、効果的に実施することと呼びかける。途上国を含むすべての国・地域が情報交換におけるこの新しい基準から利益を得ることが重要である。このため、我々は、OECDに対し、すべての国がこの新しい基準を実施することを支援するため関連するシステムとプロセスができるだけアクセス可能であることを確保するよう取り組むことを呼びかける。

(資料④)

グーグルの租税回避に関するイギリス下院決算委員会報告書(2013年6月)

経緯

- グーグルの、2006年～2011年の間におけるイギリスでの売上は180億ドルにのぼるものの、イギリスでの法人税負担は1,600万ドルに過ぎなかった。
(注)委員から、グーグルのアイルランドにおける実質税負担率は、所得の海外移転等の租税回避スキームを使うことによって、約2.4%程度に抑えられているとの指摘。
- 下院決算委員会は、関係者に対する証人尋問を実施。

論点

- 非居住法人であるグーグルは、イギリス国内に恒久的施設(PE:Permanent Establishment)を有する場合のみ、イギリスの国内源泉の事業所得に対して法人税が課税される。
- イギリス法では、次の場合に、法人はPEを有するものとされている(2010年法人税法第1141条)。
⇒ ①事業の全部若しくは一部を行う一定の場所を有する場合、又は、
②自己のために事業を行う権限を有し、反復してその権限を行使する代理人を有する場合

関係者の証言

グーグル(副社長)

- イギリス法人は①事業を行っておらず、②事業を行う権限も有していない
- ① イギリスの顧客企業に対する広告スペースの販売は、アイルランド法人が行っており、イギリス法人は販売行為を行っていない。
- ② イギリス法人のスタッフは、法人を代表して契約を締結し、また取引を行う権限を有していない。
- ⇒ PEに該当しない(法人税の対象外)

内部告発者

- イギリス法人は①事業を行っている又は②事業を行う権限を有している
- イギリスの顧客企業向けの販売行為は、イギリス法人のスタッフが行っている。
←イギリス顧客への販売プロセスを記載した文書が存在
←イギリス法人のスタッフは売上目標を設定し、達成された売上に応じた手数料が支払われている
- ⇒ PEに該当する(法人税の対象)

委員会の結論

- 「グーグルの主張は疑わしく、顧客への販売はイギリス法人の事業として行っており、アイルランド法人を通じた販売処理は、法人税の回避目的であることは明らか」と結論。

(資料④)

多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている(報道ベース)

スターバックス

- ・ 1998年に英国での事業を開始して以来、30億ポンド(4500億円)の売上があったが、多額の損失が同時に計上されたため法人税の納付額はわずかに860万ポンド(13億円)。
- ・ 2012年後半、同法人が低税率国に利益を移転しているとの報道がなされ、消費者の不買運動などの批判が高まった。英議会は、同法人の幹部を喚問。
- ・ 同法人は2013年から2年間で最低2000万ポンド(30億円)の税金を支払うことをコミット。

アマゾン

- ・ ルクセンブルグの兄弟会社に利益を移転(使用料の支払いを通じて)?
- ・ 2011年、英国での売上額は約33億ポンド(4950億円)に対し、英現地法人の納税額は約180万ポンド(2.7億円)。
- ・ 英議会在が英現地法人の幹部を喚問。

アップル

- ・ 米本社からアイルランドの子会社に利益を移転(使用料や利子の支払いを通じて)?
- ・ 2009年～12年の間に740億ドル(7兆4000億円)の利益をアイルランドに集めたが、これに対する税負担率は約2%。
- ・ 米議会在がアップル本社CEOを喚問。

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要)

行動1 電子商取引課税

電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成(2014年9月)。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認

ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い(例えば法人か組合か)が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する(2014年9月)。

行動3 外国子会社合算税制の強化

外国子会社合算税制(一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算)に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する(2015年9月)。

行動4 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する(2015年9月)。また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する(2015年12月)。

行動5 有害税制への対抗

OECDの定義する「有害税制」について

- ①現在の枠組みを十分に活かして(透明性や実質的活動等に焦点)、加盟国の優遇税制を審査する(2014年9月)。
- ②現在の枠組みに基づきOECD非加盟国を関与させる(2015年9月)。
- ③現在の枠組みの改定・追加を検討(2015年12月)。

行動6 租税条約濫用の防止

条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する(2014年9月)。

行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の定義を変更する(2015年9月)。

行動8 移転価格税制(①無形資産)

親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する(2014年9月)。また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する(2015年9月)。

行動9 移転価格税制(②リスクと資本)

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する(2015年9月)。

行動10 移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引)

非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する(2015年9月)。

行動11 BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定する(2015年9月)

行動12 タックス・プランニングの報告義務

タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する(2015年9月)。

行動13 移転価格関連の文書化の再検討

移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる(2014年9月)。

行動14 相互協議の効果的実施

国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する(2015年9月)。

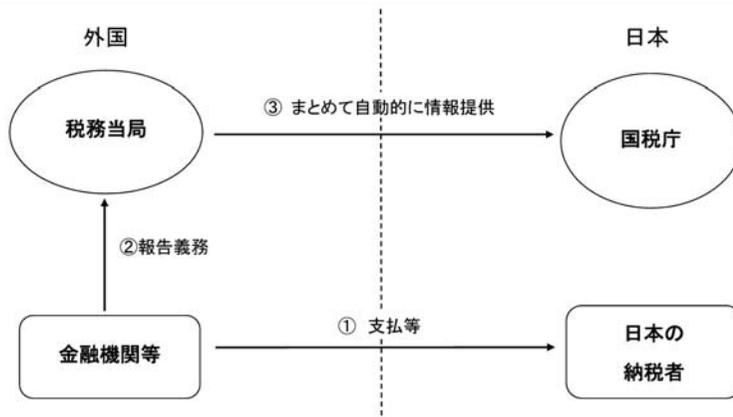
行動15 多国間協定の開発

BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する(2014年9月)。その後、多国間協定案を開発する(2015年12月)。

(資料⑤)

自動的情報交換 (Automatic Exchange Of Information)

- 自動的情報交換とは、相手国の納税者が行う取引等の税関連情報を、相手国税務当局に対し、まとめて自動的に提供する仕組み。
- 日本の国税庁は、毎年、数十万件の情報を外国税務当局と交換している。
(注: 2012年度実績: 提供9.1万件、受領13.8万件。)
- 現在OECDにおいて、自動的情報交換の国際基準を策定する作業が進められている。



(資料②-1)

情報交換を巡る国際的議論の経緯①

- 2005年 OECDモデル租税条約26条の改正による情報交換根拠規定を強化。
(①銀行機密の否定、②自国に課税利益がない場合でも情報を収集し提供)
- 2008年 金融経済危機、スイスUBS事件(注1)、リヒテンシュタインLGT銀行事件(注2)等を契機に、情報交換の国際基準遵守を各国に求める動きが活発化。
(注1) 2008年5月、米で元UBS行員が脱税幫助で起訴されたことを端緒とし、米当局がスイス金融大手UBSに対し、米国人顧客の脱税を幫助したとして、関係口座情報の提出を求めた。UBSは米国人顧客の脱税を幫助したことを認め、2010年、スイス政府は米政府との間の合意に基づき数千人分の顧客情報を提供。
(注2) 2008年2月、独当局が、所得の隠匿が問題視されていたリヒテンシュタインの銀行に口座を有する顧客リストをLGT銀行の元行員から購入。同リストを端緒に大型脱税事件の一斉摘発が行われた。
- 2009年4月 G20ロンドンサミットにおいて、情報交換の促進と、非協力国への対抗措置(非協力国への支払いに関し、源泉徴収を行う又は費用控除を否認する、当該国への政府開発援助を制限する等)を首脳声明にて示唆。またOECD事務局が、実効的な情報交換に非協力国のリストを公表。
⇒ こうした国際的な動きに対応するため、スイスは、2009年3月にOECDモデル租税条約26条への留保(同条の適用を詐欺行為に関する事案に限定)の撤回を表明。その後、日本を含む各国との租税条約をOECDモデル租税条約の規定に沿った情報交換規定を含む租税条約に改正。これに併せて、情報交換を実施する場合にスイス連邦銀行法上の銀行機密を解除する行政支援法の制定を行った(2010年10月より施行)。
(注) スイスの銀行が米国政府に銀行員の氏名等の情報を提供することを許可する法案は、2013年6月にスイス連邦議会で否決されたが、8月29日に、米・スイス政府間で、現行法の枠内(スイス政府が外国政府への協力に関する個別許可を銀行に与える形)で当該情報を提供することについて合意。

情報交換を巡る国際的議論の経緯②

- 2009年9月 OECD「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」を拡大・改組。各国の透明性・情報交換に関する法制整備とその実施の状況について相互審査を2010年より実施。
- 2009年以降、我が国は、スイス、ルクセンブルク、シンガポール等との租税条約の情報交換規定を、国際基準に沿ったものに改正するとともに、バミューダ、バハマ、マン島、ケイマン、リヒテンシュタイン、サモア、ジャージー、ガーンジーとの情報交換協定を締結。
- 近年は、利子・配当支払等の情報を、税務当局間で自動的に提供する仕組み（自動の情報交換）が活発化。本年6月のG8サミット及び7月のG20財務大臣・中銀総裁会議においてもOECDに対し、自動の情報交換に関する国際基準を策定するよう指示。

OECD事務局が公表している実効的な税の情報交換基準に関する各国の実施状況リスト

G20 ロンドン・サミット時 (2009年4月2日)	最新版 (2012年5月18日)
<p>1. 基準を実施している国・地域 (40) (基準を満たす情報交換協定の数が12以上の国)</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、バルバドス、カナダ、中国、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー島、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、マン島、イタリア、日本、ジャージー島、韓国、マルタ、モリシヤス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セーシェル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ、米領ヴァージン諸島</p> <p>2. 基準にコミットしているが、実施が十分でない国・地域 (38) (基準を満たす情報交換協定の数が12未満の国)</p> <p>① タックス・ヘイブ (30)</p> <p>アンドラ、アンギラ、<u>アンティグア・バーブーダ</u>、アルバ、バハマ、バーレーン、バリーズ、バミューダ、<u>英領ヴァージン諸島</u>、ケイマン諸島、クック諸島、ドミニカ国、ジブラルタル、<u>グレナダ</u>、リベリア、マーシャル、モナコ、モントセラット、ナウル、ニウエ、パナマ、<u>サントクリストバル</u>、セントルシア、<u>セントビンセント及びグレナダ</u>、サモア、サンマリノ、タックス・カイコス諸島、バヌアツ、バヌアツ、リヒテンシュタイン、<u>聖ペテロアンティル</u></p> <p>② その他の金融セクター (8)</p> <p>オーストリア、ベルギー、ブルネイ、チリ、グアテマラ、ルクセンブルク、シンガポール、スイス</p> <p>4月7日までに基準にコミット</p> <p>3. 基準にコミットしていない国・地域 (4)</p> <p><u>コスタリカ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ウルグアイ</u>、<u>マレーシア領ラブアン島</u></p>	<p>1. 基準を実施している国・地域 (89) (基準を満たす情報交換協定の数が12以上の国)</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、バルバドス、カナダ、中国、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー島、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、マン島、イタリア、日本、ジャージー島、韓国、マルタ、モリシヤス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セーシェル、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ、米領ヴァージン諸島 (2009年から実施)</p> <p><u>ブラジル</u>、<u>キュラソ</u>、<u>エストニア</u>、<u>香港</u>、<u>インド</u>、<u>インドネシア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>マカオ</u>、<u>マレーシア</u>、<u>カタール</u>、<u>セントマルティン</u>、<u>スロベニア</u> (表に追加)</p> <p><u>アンドラ</u>、<u>アンギラ</u>、<u>アンティグア・バーブーダ</u>、<u>アルバ</u>、<u>バハマ</u>、<u>バーレーン</u>、<u>バリーズ</u>、<u>バミューダ</u>、<u>英領ヴァージン諸島</u>、<u>ケイマン諸島</u>、<u>クック諸島</u>、<u>ドミニカ国</u>、<u>ジブラルタル</u>、<u>グレナダ</u>、<u>リベリア</u>、<u>マーシャル</u>、<u>モナコ</u>、<u>モントセラット</u>、<u>パナマ</u>、<u>サントクリストバル</u>、<u>セントルシア</u>、<u>セントビンセント及びグレナダ</u>、<u>サモア</u>、<u>サンマリノ</u>、<u>タックス・カイコス諸島</u>、<u>バヌアツ</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>オーストリア</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>チリ</u>、<u>ルクセンブルク</u>、<u>シンガポール</u>、<u>スイス</u>、<u>コスタリカ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ウルグアイ</u> (実施の改善)</p> <p>2. 基準にコミットしているが、実施が十分でない国・地域 (3) (基準を満たす情報交換協定の数が12未満の国)</p> <p>① タックス・ヘイブ (2): <u>ナウル</u>、<u>ニウエ</u></p> <p>② その他の金融セクター (1): <u>グアテマラ</u></p> <p>3. 基準にコミットしていない国 (0)</p>

(注) 左表における聖ペテロアンティルとマレーシア領ラブアン島は、右表においてそれぞれオランダとマレーシアに包含されている。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

(資料①) 税制抜本改革の目的	37
(資料②) 引上げ後の消費税収の国・地方の配分等	37
(資料③) 我が国の一般会計における歳出・歳入の状況	38
(資料④) 地方財政の財源不足の状況	38
(資料⑤) 我が国の国家財政と地方財政の現状	39
(資料⑥) 国民経済と地方財政	39
(資料⑦) 国と地方の役割分担	40
(資料⑧) 一般政府支出の対 GDP の国際比較 (2011)	40
(資料⑨) 地方財政計画 (通常収支分) の歳出の分析	41
(資料⑩) 主な社会保障制度の財源負担のイメージ	41
(資料⑪) 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計	42
(資料⑫) 国税・地方税の税収内訳 (平成25年度予算・地方財政計画額)	42
(資料⑬) 主要税目 (地方税) の税収の推移	43
(資料⑭) 人口一人当たりの税収額の指数 (平成23年度決算額)	43
(資料⑮) 地方交付税の性格	44
(資料⑯) 地方公務員数の状況	44
(資料⑰) 地方公務員給与の状況	45
(資料⑱) 市町村合併の効果	45
(資料⑲) 税制抜本改革法 (国税) 第7条等 (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)	46
(資料⑳) 平成25年度税制改正の主な検討項目	46
(資料㉑-1) 地方税法の一部を改正する法律の概要①	47
(資料㉑-2) 地方税法の一部を改正する法律の概要②	47
(資料㉒) 平成25年度与党税制改正大綱 (抄)	48
(資料㉓) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する 行為の是正等に関する特別措置法案 (概要)	48
(資料㉔) 消費税 (国・地方) の引上げに伴う対応について	49
(資料㉕) 税制抜本改革法 (国税・地方税) 附則	49
(資料㉖) 「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告 (平成25年9月6日内閣府)	50
(資料㉗) 平成25年4～6月期四半期別 GDP 速報 (2次速報値) (平成25年9月9日内閣府)	50
(資料㉘-1) 秋の税制改正プロセスにおける検討項目 (自民党税制調査会)	51
(資料㉘-2) 税制調査会において聴取した制度・規制面での環境整備 (別紙) (自民党税制調査会)	51
(資料㉙) 日本再興戦略に基づく税制措置に関する提言概要 (日本経団連)	52
(資料㉚) 償却資産に係る固定資産の税収の推移	52

(資料31)	市町村ごとに見た場合の償却資産課税のウエイト	53
(資料32)	償却資産課税に係る地方6団体の意見	53
(資料33)	資産税制の国際比較（償却資産関係）（未定稿）	54
(資料34)	法人税と固定資産税の償却資産の考え方	54
(資料35)	平成26年度税制改正における地方税に関する主な減税要望	55
(資料36)	地方税収と地方財政の財源不足の状況	55
(資料37)	自由民主党総務部関係合同会議主要要望項目（抄）	56
(資料38)	税制抜本改革法（国税）第7条 （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）	56
(資料39)	地方法人特別税・譲与税について	57
(資料40)	地方法人課税のあり方等に関する検討会	57
(資料41)	地方法人課税のあり方概要（抄）（日本経団連） 地方法人課税に係る当面の課題	58
(資料42)	法人実効税率25%への引き下げの道（平成25年7月3日経済同友会）	58
(資料43)	平成25年度与党税制改正大綱（抄）（車体課税）	59
(資料44)	自動車取得税・自動車重量税と地方財政	59
(資料45)	平成25年度与党税制改正大綱に対する地方六団体共同声明（抄）	60
(資料46)	自動車関係税制のあり方に関する検討会	60
(資料47)	自動車取得税の適用状況	61
(資料48)	日米協議の合意の概要（平成25年4月12日） 内閣官房T P P政府対策本部	61
(資料49)	ゴルフ場利用税に関する地方団体の意見（抜粋）	62
(資料50)	東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について（推計）	62
(資料51)	石油石炭税の上乗せ分について	63
(資料52)	社会保障・税番号制度の概要	63
(資料53)	給与支払報告書・公的年金等支払報告書の 電子データによる提出義務の創設	64

(資料①)



税制抜本改革の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(国税)第1条

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行う**ため、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(地方税)理由

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することに直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から、地方消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行う**とともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(資料②)



引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

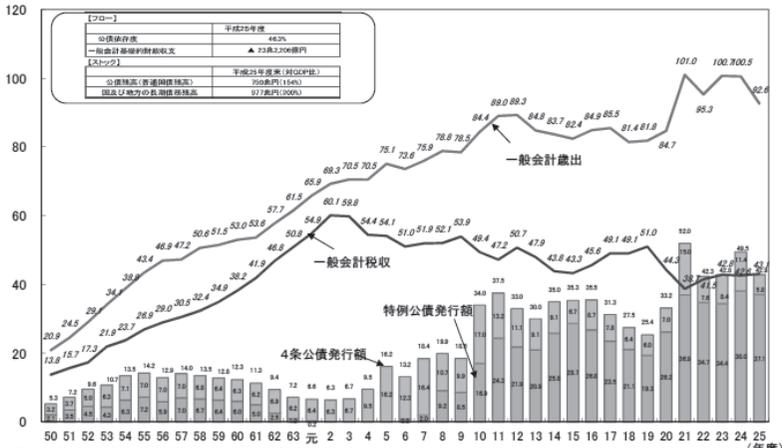
	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%	10%		
消費税(A)	4%	6.3%	7.8%		
うち交付税分 (α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税(B)	1% 消費税額の 100分の25	1.7% 消費税額の 63分の17	2.2% 消費税額の 78分の22		
地方分合計 (α)+(B)	2.18%	3.10%	3.72%		

(資料③)



我が国の一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入を上回る状況(財政赤字)が続いている。近年、景気の回復や財政健全化努力により、歳出と歳入の差額は縮小傾向にあったが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び拡大している。平成25年度は当初予算ベースで見て4年ぶりに税収が公債金を上回っている。



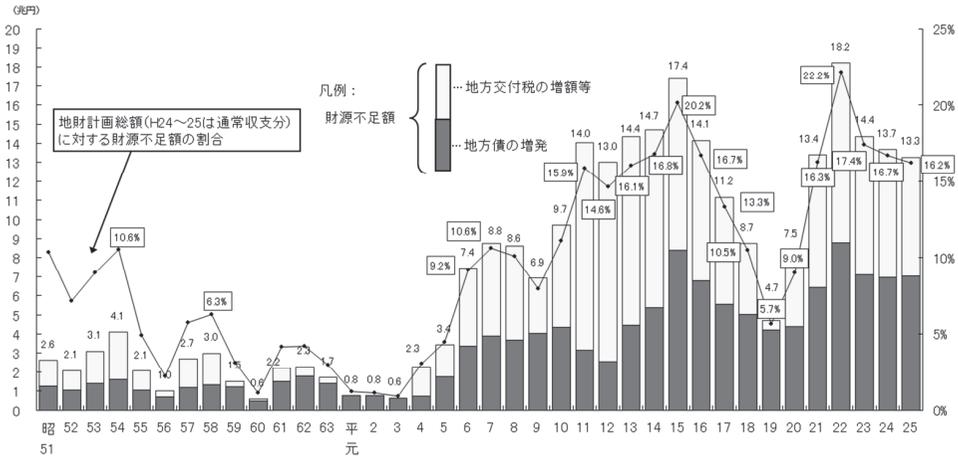
(注1)平成23年度までは決算、24年度は補正後予算案、25年度は政府案による。
 (注2)公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による増収収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担率の1%を確保する財源を調達するための年金特別公債を指している。
 (注3)一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

(資料④)



地方財政の財源不足の状況

平成25年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、13.3兆円の財源不足となり、地方財政計画の約16.2%に達する見込みとなっている。



(注)財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成25年度は当初)

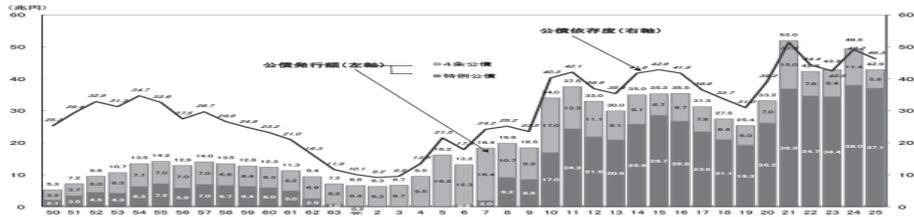
(資料⑤)



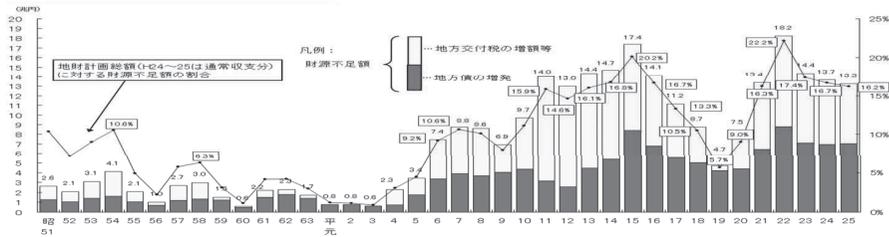
我が国の国家財政と地方財政の現状

地方財政は、国の財政政策の影響を大きく受けるほか、**税收構造も類似しているため、国の公債依存度と地方の財源不足は、ほぼ、同じ傾向をたどっている。**

公債発行額、公債依存度の推移



地方財政の財源不足の推移



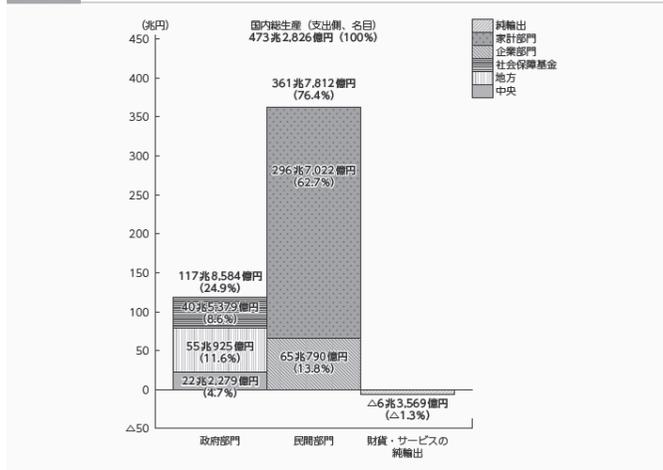
(資料⑥)



国民経済と地方財政

地方財政の規模を国内総生産(平成23年度)に占める割合で見ると、**地方政府が11.6%、中央政府が4.7%、社会保障基金8.6%**となっており、**地方政府の構成比は中央政府の約2.5倍**となっている。

第3図 国内総生産(支出側)と地方財政



(資料⑦)

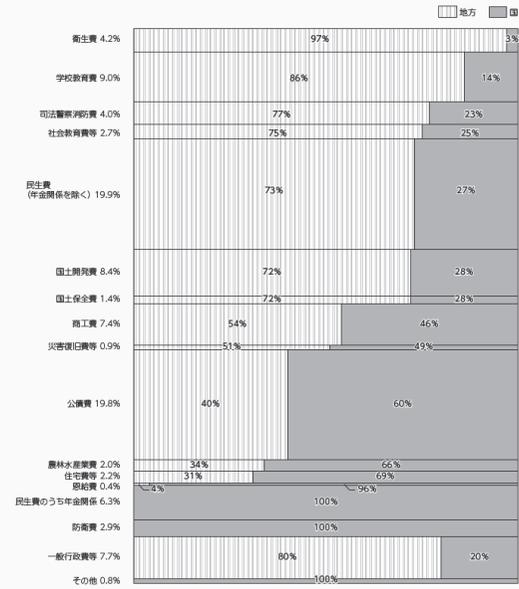


国と地方の役割分担

平成23年度の歳出純計額の目的別歳出額を国と地方に分けて見ると、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生97%、学校教育86%、司法警察消防77%、社会教育75%、など、日常生活に関係の深い分野である。

一方、国は年金、防衛をもっぱら担っている。

第2回 国・地方を通じる純計歳出規模 (目的別)

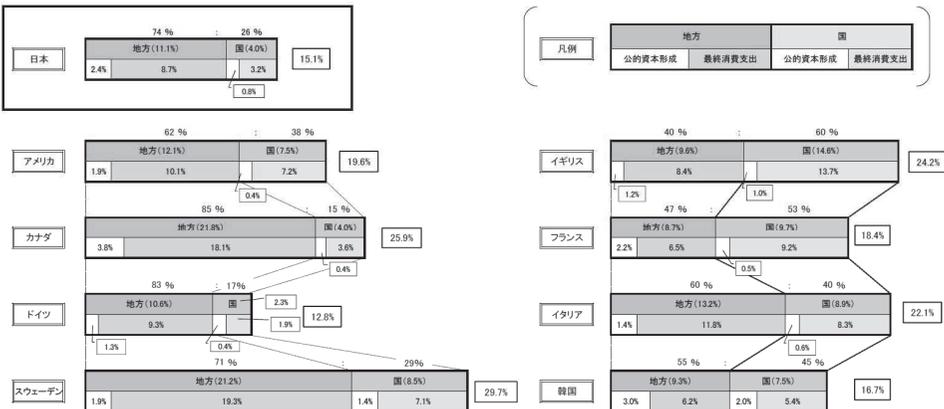


(資料⑧)



一般政府支出の対GDPの国際比較 (2011)

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で、国際的に比較すると、我が国は、アメリカ、カナダ、ドイツのような連邦国家と並んで、地方財政の構成比が高くなっている。



注 1) 国民経済計算確報及びOECDデータに基づき作成。
2) カナダ及び韓国は2010年のデータ。

(資料⑨)



地方財政計画(通常収支分)の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、国会に提出しているもの。
- 国庫補助関連事業(約29.2兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

		国費	15,143	
		地方費	40,634	
		その他	48,253	
		合計	104,030	
給与関係経費 197,479	補助	55,777	国費	15,143
	地方単独	141,702	地方費	40,634
		その他	48,253	
		合計	104,030	
一般行政経費 318,257	補助	163,919	国費	73,369
	地方単独	139,993	地方費	90,550
		その他	138,474	
		合計	272,393	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	地方費		
投資的経費	106,698	直轄事業負担金	5,874	
		国費	24,745	
		地方費	26,049	
		その他		
公債費	131,078	地方費		
給与の臨時特例対応分	7,550	地方費		
公営企業繰出金	25,753	企業債の元利償還に係るもの	16,376	
		上記以外	9,377	
その他	17,389			

(単位: 億円)

小中学校教職員等
 地方警察官 19,996
 消防職員 11,561
 高校教職員 16,696
 戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理 等

生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援 など

警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、農業・畜産業等交付金、保健所、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

都道府県財政調整交付金、保険基金安定制度(保険料軽減分)、国庫補助安定化支援事業

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海洋、都市計画、公立高校
 (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の繰ぎ足し単独や補助事業を補充する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院(高度医療等)等

(資料⑩)



主な社会保障制度の財源負担のイメージ

◎ 国民健康保険制度 (国民健康保険法において地方負担を規定)

前期高齢者交付金	
国 43%※1	都道府県 7%※1
保険料※2 50%	

※1 平成24年度から国41%、都道府県9%
 ※2 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

◎ 生活保護 (生活保護法において地方負担を規定)

国 3/4	都道府県、市、福祉事務所設置町村 1/4
-------	----------------------

◎ 後期高齢者医療制度 (高齢者医療確保法において地方負担を規定)

国 33.3%	都道府県 8.3%	市町村 8.3%
高齢者保険料※2 10%	後期高齢者支援金(若年者の保険料) 40%	

※2 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

◎ 児童扶養手当 (児童扶養手当法において地方負担を規定)

国 1/3	都道府県、市 2/3
-------	------------

◎ 保育所運営費 (児童福祉法において地方負担を規定)

〔私立分〕

国 1/2	県 1/4	市町村 1/4
国 1/2	指定市、中核市 1/2	

〔公立分〕

市町村 10/10

◎ 介護保険制度 (介護保険法において地方負担を規定)

国 20%	都道府県 17.5%	市町村 12.5%
国 25%	都道府県 12.5%	市町村 12.5%
第1号保険料(65歳以上) 20%	第2号保険料(40~64歳) 30%	

◎ 障害者自立支援 (障害者自立支援法において地方負担を規定)

国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4
-------	----------	---------

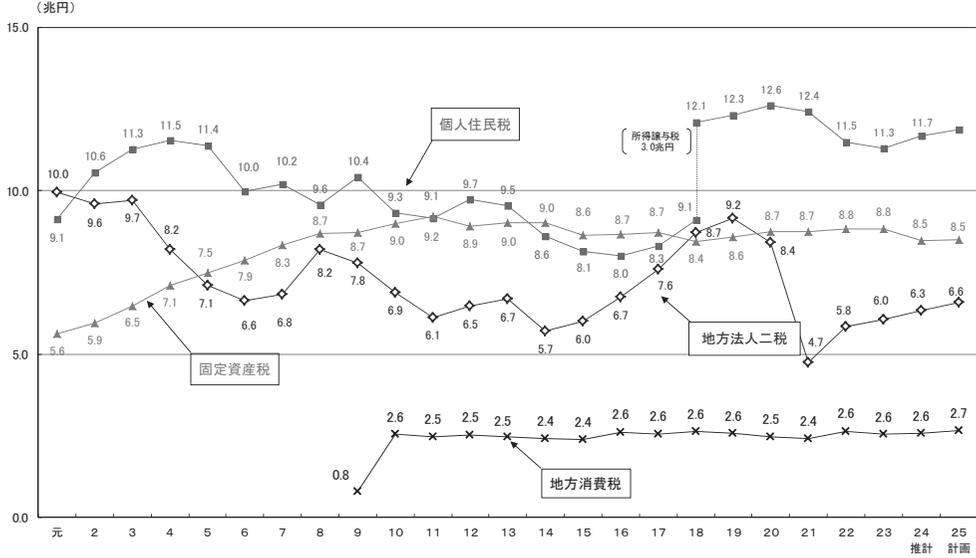
◎ 予防接種(定期) (予防接種法で地方負担を規定)
 乳幼児医療費助成等

都道府県、市町村 10/10

(資料⑬)



主要税目(地方税)の税収の推移

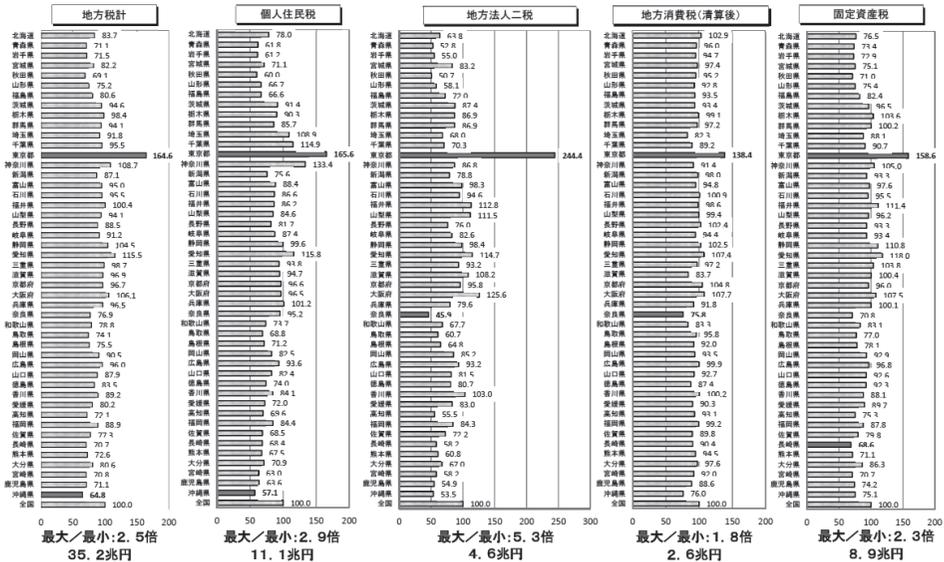


(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は推計額(H25.1時点)、25年度は地方財政計画額である。

(資料⑭)



人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収額の収収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県長税(均等税及び所得割)及び個人市町村長税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県長税、法人市町村長税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県長税、市町村長税、市町村長税、市町村長税、市町村長税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(資料⑮)



地方交付税の性格

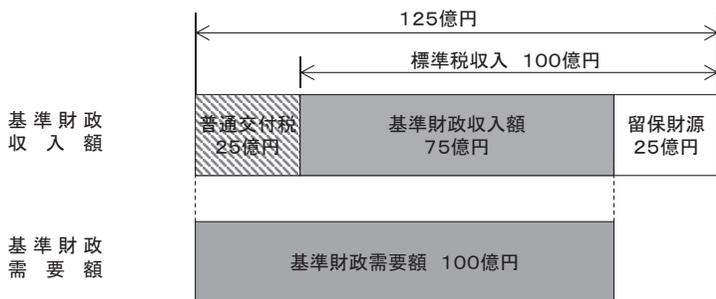
●国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源。

総額 所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

種類 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)
基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)



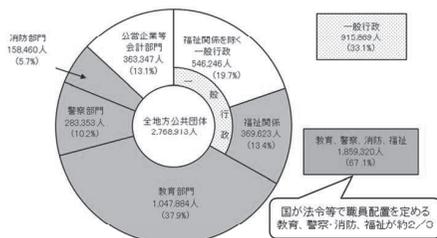
(資料⑯)



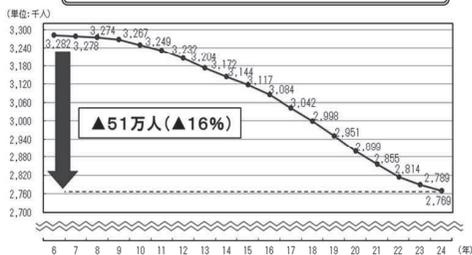
地方公務員数の状況

○ 総職員数は、276万8,913人となっており、平成6年をピークとして平成7年から18年連続で減少。〔対平成6年比で約▲51万人(▲16%)〕

全地方公共団体の職員数(平成24年4月1日現在)

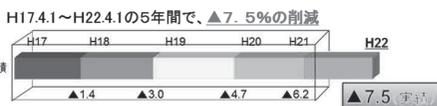


地方公共団体の総職員数の推移



集中改革プラン(平成17年～平成22年の5年間)における定員管理の取組結果

区分	実績 (単位:人、%)			目標
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率	
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5	
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2	
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4	
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6	
合計	▲228,247	▲7.5	▲6.4	



H17.4.1～H22.4.1の5年間の削減目標
各地方公共団体が定めた目標の平均 ▲6.4%
国の閣議決定で要請した目標 ▲5.7%

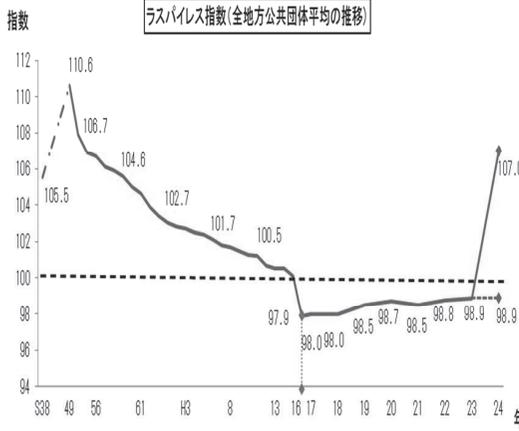
※国の同期間における削減実績 ▲5.3(実績)

(資料⑦)



地方公務員給与の状況

ラスパイレス指数(全団体平均)は、107.0(参考値98.9)※となった。全地方公共団体の過半数の団体(966団体/1,789団体、54.0%)が、独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約1,500億円を削減(15年間で平成10年度から24年度)の削減影響額は、約2兆1千億円。) ※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。



○都道府県・指定都市における一般行政職の給料(本給)削減の状況

平成24年4月1日現在

削減率の区分	団体数	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)
8%~	8	北海道(9~4%) 群馬県(8~2%) 岐阜県(11~3%) 三重県(15~3%) 大阪府(14~3%) 岡山県(10~7%) 千葉県(9~0.5%) 大阪市(14~3%)
5%~8%未満	9	青森県(5~3%) 福島県(5%) 茨城県(5~3%) 栃木県(5%) 滋賀県(7~1%) 兵庫県(7~2.5%) 山口県(6~5%) 徳島県(5~1%) 鹿児島県(6~2%)
3%~5%未満	4	富山県(3~2%) 山梨県(4~3%) 愛知県(3%) 奈良県(3~0.5%)
2%~3%未満	4	京都府(2%) 和歌山県(2%) 香川県(2.5~0.5%) 名古屋市長(2~1%)
2%未満	1	愛媛県(1~0.5%)

※一部実施団体を含む

(資料⑧)



市町村合併の効果

平成の大合併において、市町村数は、約半分(46%減)となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。

区分	平成11年	平成20年		平成22年	
		平成20年	減少率 平成11年→平成20年	平成22年	減少率 平成11年→平成22年
市町村数	3,229	1,788	▲44.6	1,727	▲46.5
首長	3,229	1,788	▲44.6	1,727	▲46.5
副市町村長(助役)	3,528	2,084	▲40.9	1,994	▲43.5
収入役	3,138	183	▲94.2	7	▲99.8
三役計	9,895	4,055	▲59.0	3,728	▲62.3
議会議員	58,626	34,259	▲41.6	32,267	▲45.0
選挙管理委員	12,917	7,155	▲44.6	6,884	▲46.7
教育委員	15,849	8,788	▲44.6	6,955	▲56.1
監査委員	6,757	3,914	▲42.1	3,793	▲43.9
農業委員	60,400	37,124	▲38.5	35,440	▲41.3
固定資産評価審査委員	10,432	6,160	▲41.0	6,042	▲42.1

※1 各数値は4月1日現在の数値であり、特別区分は含まれない。

※2 特別職は地方公務員給与実態調査に基づく定数である。

※3 議会議員は各年12月31日現在の状況(特別区を除く)であり、欠員を除く実数である(総務省選挙部調査により)。

(資料⑱)



税制抜本改革法（国税）第7条等 （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第7条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税
- 二 個人所得課税
- 三 法人課税
- 四 資産課税
- 五 地方税制、
- 六 番号制度
- 七 国際的な取引に関する課税
- 八 年金保険料の徴収体制強化等

附則第20条（所得税に係る措置）

附則第21条（資産課税に係る措置）

(資料⑳)



平成25年度税制改正の主な検討項目

- 所得税の最高税率の見直し
（税制抜本改革法附則第20条「平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」）
- 相続税・贈与税の見直し
（税制抜本改革法附則第21条「平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」）
- 事業承継税制
（税制抜本改革法第7条第4号イ「相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。」）
- 金融証券税制（日本版ISA・金融所得課税の一体化）
（税制抜本改革法第7条第2号イ「平成24年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。」）
- 住宅取得に係る措置（一時の税負担の増加による影響を平準化・緩和）
（税関係協議結果（平成24年6月15日）「平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。」）
- 自動車取得税・自動車重量税
（税関係協議結果（平成24年6月15日）「消費税率（国・地方）の8%への引上げ時までには結論を得る。」）
- 政策税制措置
 - ・ 研究開発税制
 - ・ 東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税の特例
 - ・ 期限切れ租特等（日本郵便株式会社に係る固定資産税の特例など）
- 延滞税等の見直し

(資料①-1)



地方税法の一部を改正する法律の概要①

1 復興支援のための税制上の対応

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を1年延長(平成25年度)。

2 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充 [平成27年1月1日施行]

- 所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

居住年	現行(～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

※ この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

3 金融所得課税の一体化等

[平成28年1月1日施行]

- 金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更。
- 法人に係る利子割を廃止(法人の利子は、法人住民税法人税割として課税されるため、法人の税負担に変更なし)。

4 納税環境整備

◎ 延滞金等の利率の見直し [平成26年1月1日施行]

- 国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引下げ。

延滞金: 14.6%→9.3%(納期限後1カ月以内: 4.3%→3.0%)、還付加算金: 4.3%→2.0%

(注) 上記の割合は財務大臣が告示する率(貸出約定平均金利)が1.0%の場合

(資料①-2)



地方税法の一部を改正する法律の概要②

◎ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し [平成28年10月1日施行]

- 市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 不動産取得税の特例措置

- 農用地利用集積計画に基づき取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長(平成25年度～平成26年度)。
- Jリート・SPC等が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長(平成25年度～平成26年度)。

◎ 固定資産税等の特例措置

- 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で3年延長(平成25年度～平成27年度)。
- 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設(平成25年度～平成26年度)。
- 資源エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭(いわゆるバルク港湾)において整備される荷さばき施設等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設(平成25年度～平成26年度)。
- 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設、わがまち特例を導入(平成25年度～平成26年度)。

施行期日 平成25年4月1日

(資料②)



平成25年度与党税制改正大綱（抄）

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・対象、品目、軽減する消費税率、財源の確保、インボイス制度など区分経理のための制度の整備、中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

ロ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

平成25年1月24日
自由民主党・公明党

(資料③)



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(概要)

1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う>

1

(資料④)



消費税(国・地方)の引上げに伴う対応について

区分	適用日	現行	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～	
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	
消費税率		4%	6.3%	7.8%	
うち交付税分 (法定率)		1.18% (29.5%)	1.40% (22.3%)	1.47% (20.8%)	1.52% (19.5%)
合計		5%	8%	10%	
地方分合計		2.18%	3.10%	3.72%	

【消費税(国・地方)の引上げを踏まえた検討事項(税制抜本改革法第7条)】

今後の消費税率(国・地方)の引上げに関連した主な検討事項は次のとおり。

- 低所得者対策・・・給付付き税額控除、軽減税率、8%時点からの簡素な給付措置を含む
- 円滑かつ適正な転嫁を図るための対策
- 医療、住宅取得、車体課税等のあり方
- 地方法人課税のあり方

(資料⑤)



税制抜本改革法(国税・地方税)附則

○消費税率の引上げに当たっての措置(税制抜本改革法(国税)附則第18条、(地方税)附則第19条)

- ① (地方)消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づくための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ② 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、(地方)消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- ③ この法律の公布後、(地方)消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条(第1条及び第2条)に規定する(地方)消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(資料26)



「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」の概要報告 (平成25年9月6日内閣府)

経済再生と財政再建の好循環を実現する観点から、社会保障・税一体改革の一環としての消費税率引上げに係る経済状況等の総合的勘案の参考とするため、今後の経済財政運営に、どのような留意点があり、対応が求められるか、幅広く国民各層の有識者・専門家を招いて集中的に意見を聴取するべく、「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を、以下のとおり開催した。

会合では、麻生副総理兼財務大臣、甘利経済財政政策担当大臣、黒田日本銀行総裁及び経済財政諮問会議有識者議員が、有識者・専門家60名の意見を聴取した。

【開催日程及びテーマ】

- 第1回 8月26日(月) 総論
- 第2回 8月27日(火) 経済・金融①
- 第3回 8月28日(水) 国民生活・社会保障①
- 第4回 8月28日(水) 産業
- 第5回 8月29日(木) 地方・地域経済
- 第6回 8月30日(金) 国民生活・社会保障②
- 第7回 8月31日(土) 経済・金融②

(資料27)



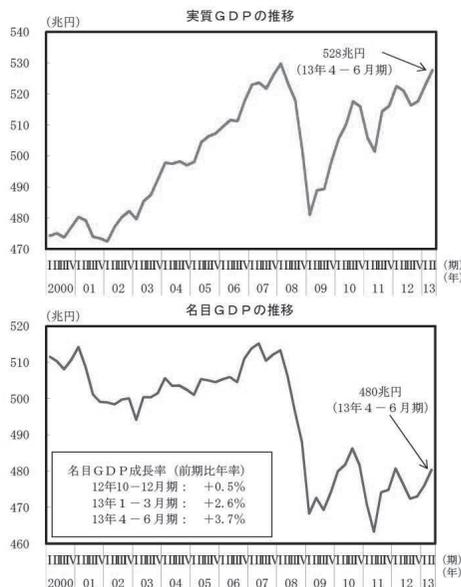
平成25年4～6月期四半期別GDP速報(2次速報値) (平成25年9月9日内閣府)

○4～6月期の実質GDP(2次QE)は前期比年率で+3.8%増

	2012年		2013年	
	10-12月期	1-3月期	1次速報	2次速報
実質GDP成長率	1.1	4.1	(2.6)	(3.8)
寄与度				
内需	(1.3)	(2.5)	(1.8)	(3.0)
民間	(0.2)	(2.1)	(0.7)	(1.7)
個人消費	(1.2)	(2.1)	(1.9)	(1.8)
設備投資	(▲0.6)	(▲0.0)	(▲0.0)	(0.7)
住宅投資	(0.4)	(0.2)	(▲0.0)	(▲0.0)
在庫投資	(▲0.8)	(▲0.1)	(▲1.1)	(▲0.7)
公共投資	(1.1)	(0.3)	(1.1)	(1.3)
外需	(▲0.2)	(1.6)	(0.7)	(0.7)
輸出	(▲1.6)	(2.2)	(1.7)	(1.7)
輸入	(1.3)	(▲0.7)	(▲1.0)	(▲1.0)
(参考)最終需要	(1.8)	(4.1)	(3.6)	(4.4)
実質GNI成長率	1.4	2.6	(5.6)	(6.9)

(注) 1. 輸入は、増加すると成長率に対してマイナス寄与、減少するとプラス寄与。
 2. 最終需要=実質GDP-在庫品増加(民間・公的)。実質GDP成長率への寄与度ベースで算出。
 3. 実質GNI=実質GDP+海外からの実質純所得+交際利得。

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」により作成。
 2. 表内の()内は寄与度。



(資料㉓-1)



秋の税制改正プロセスにおける検討項目(自民党税制調査会)

【基本的考え方】

日本再興戦略に盛り込まれた緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)に係る税制上の対応を検討。これらにより、民間投資の活性化を図る。

【具体的検討項目】

1. 先端設備の投資を促す税制
一 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設(経済産業省)等
2. 民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制
一 企業のベンチャー投資促進税制の創設(経済産業省)等
3. 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制
一 事業再編を促進する税制の創設(経法産業省)
4. 設備投資につながる制度・規制面での環境整備(別紙)に応じ必要となる税制

(資料㉓-2)



税制調査会において聴取した制度・規制面での環境整備 (別紙) (自民党税制調査会)

- 高圧ガス設備の耐震基準の見直し
- 工場等における省エネ取組に対する指導の強化(経済産業省)
- トップランナー制度の対象拡充(経済産業省)
- 建築物の省エネ改修の促進(経済産業省、国土交通省、環境省)
- 建築物の耐震改修の促進(国土交通省)
- 鉄道施設の耐震対策の推進(国土交通省)
- 建築物のバリアフリー改修の促進(国土交通省)
- 地下街等における浸水防止対策の促進(国土交通省)
- 大都市の帰宅困難者対策の促進(国土交通省)
- 防災機能の向上に資する物流効率化施設の整備促進(国土交通省)
- 港湾の民有護岸等の施設の耐震性確保(国土交通省)
- 外航船舶のバラスト水処理装置の搭載促進(国土交通省)
- シェールガス革命に対応したLNG船舶の整備促進(国土交通省)
- フロン法改正によるノンフロン等製品への転換促進(環境省)
- 温対法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針の改正(環境省)
- オフロード車に係る排ガス基準の強化(環境省)
- 使用済小型電子機器等のリサイクル促進(環境省)
- 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等に対応した消防用設備等のあり方に関する検討(消防庁)
- 石油コンビナート等防災施設の経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討(消防庁)

(資料29)



日本再興戦略に基づく税制措置に関する提言概要(日本経団連)

2013年7月10日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. はじめに

- 日本再興戦略(成長戦略)には民主導の経済成長を促すための施策が数多く盛り込まれている。経済界としても、新事業の創生を含め、経済の活性化、国内における投資や雇用の維持・拡大に積極的に取り組む
- 法人実効税率のさらなる引き下げについても道筋を示すための議論を早期に開始。企業の成長、新産業の台頭なくして投資・雇用なし。成長基盤の確立のため、消費税率の10%までの引き上げを着実に円滑に実施
- 成長戦略に基づく税制措置(投資減税等)については緊急な対応を要するところ、政策目的(投資促進)に照らし真に効果的なものとなるよう制度設計を行うことが重要

2. 成長戦略に基づく税制措置

(1) 投資減税(制度の方向性)

- ① 特定の法律に基づく認定や対前年度で投資額が増加する等の要件を付すことなく、使い勝手の良い簡素で普遍的な仕組みとする。新製品・高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化、省エネ、耐震化(津波対策を含む)、更新等に係る投資は幅広く「新陳代謝」の定義を満たすものととらえる
- ② 特別償却(即時償却を含む)に加え、税額控除も選択可能な制度とする
- ③ 対象資産は機械・装置のみならず構築物、無形固定資産(ソフトウェア)、建物等も含める
- ④ 非製造業も制度の適用を受けられるようにする
- ⑤ 欠損金額のうち既存設備の除却損からなる部分の金額については大法人にも繰戻還付を認める
- ⑥ これらの措置は、最低でも5年間の措置とする。また、平成25年度から適用可能とする
- ⑦ 投資促進が国家戦略である以上、法人税の減免措置を受けた資産については償却資産に係る固定資産税を免除にするなど地方税についても整合性を図る。リース取引対象資産についても固定資産税を減免
(なお、既存の生産等設備投資促進税制についても検証を行い、減価償却費超過要件等について改善を図る必要)

(2) 事業再編の円滑化や起業の促進に資する税制措置

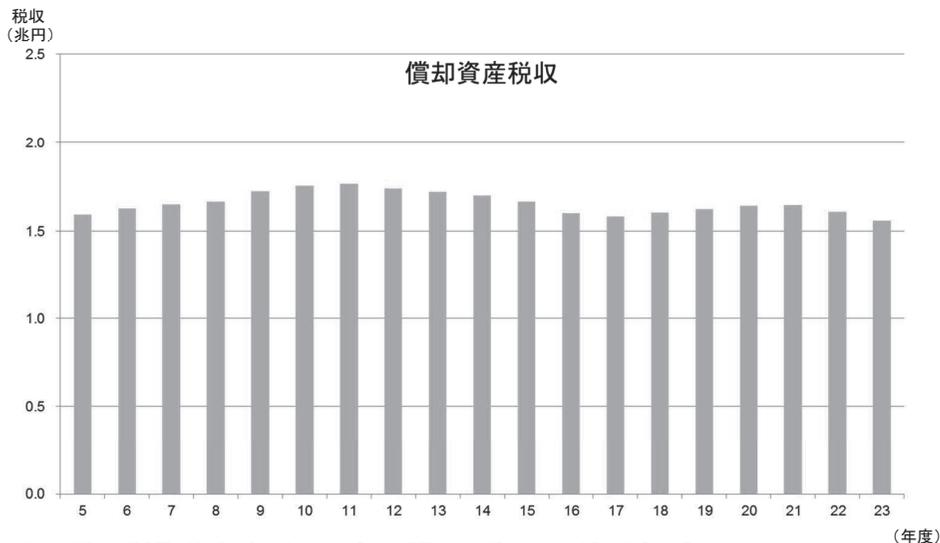
- ① 出資先企業の損失との通算
- ② 連結納税、組織再編税制および自社株対価TOBに係る課税繰延措置の検討
- ③ 法人のベンチャー投資促進、さらにリスクマネーに対する個人投資の積極活用を図るべくエンジェル税制の拡充

なお、これらの他にも成長のため取り組むべき課題は山積(例:研究開発税制の拡充、パテント・ボックスの導入、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減、国家戦略特区の具体化、タックス・ヘイブン対策税制の見直し、租税条約の締結・改定の推進等)
 ⇒ 経団連としては9月を目標にこれらを含む包括的な「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめ
 ⇒ 政府・与党も成長戦略を早期・着実に実行するとともに、果敢に第2、第3の戦略を打ち出すべき

(資料30)



償却資産に係る固定資産の税収の推移



※ 償却資産に係る固定資産税の税収は、「地方財政状況調査」(総務省)における決算額である。

(資料①)



市町村ごとに見た場合の償却資産課税のウエイト

○ 償却資産課税は、個々の市町村によっては財政運営の大黒柱に位置付けられるもの。

① 償却資産に係る税額の割合が高い市町村

(単位:百万円、%)

順位	市町村名	償却資産	市町村税	税収割合
1	群馬県上野村	1,999	2,077	96.2
2	長野県南相木村	961	1,038	92.6
3	福島県檜枝岐村	490	547	89.6
4	福島県川内村	327	366	89.2
5	福島県広野町	972	1,125	86.4
6	宮崎県木城町	2,773	3,248	85.4
7	岡山県新庄村	201	257	78.0
8	福島県双葉町	1,082	1,393	77.6
9	北海道泊村	2,250	2,924	76.9
10	愛知県豊根村	322	432	74.5

※ いずれも平成23年度「市町村税徴収実績調」(総務省)の収入済額である。

② 償却資産に係る税収が大きい市町村

(単位:百万円)

順位	市町村名	償却資産
1	東京都特別区(注)	134,568
2	神奈川県横浜市	39,430
3	大阪府大阪市	33,605
4	愛知県名古屋市中区	26,078
5	神奈川県川崎市	22,073
6	兵庫県神戸市	17,402
7	福岡県北九州市	16,445
8	大阪府堺市	13,849
9	三重県四日市市	12,992
10	福岡県福岡市	12,247

(注) 東京都特別区の区域では東京都が課税を行っている。
※ 償却資産は平成23年度「市町村税徴収実績調」の収入済額である。

(資料②)



償却資産課税に係る地方6団体の意見

団体名	意見
全国知事会 「平成25年度税財政等に関する提案」(24年10月)	1. 9. 固定資産税の安定的確保 固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、現行制度を堅持すること。
全国市長会 「平成25年度 都市税制改正に関する意見」の実現方について(24年11月)	3. 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
全国町村会 「平成25年度税制改正に関する意見」(24年10月)	4. 固定資産税の安定的確保 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。 ア 償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障を生じること踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。(イ略)
全国市議会議長会 「要望書」(24年7月)	2. 3. 都市税源の充実強化(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、商業地等にかかる固定資産税の負担水準を当該年度の評価額の70%を上限としていることや、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
全国町村議会議長会 「平成25年度 国の予算編成並びに施策に関する要望」(24年7月)	第3. 2. 地方税等自主財源の強化(5) 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。



資産税制の国際比較(償却資産関係)(未定稿)

	アメリカ※1	カナダ※2	イギリス※1	中国(香港)※1,3	韓国※1	フィリピン※1
名称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レイト Business Rate (通称:ノド・マフイクルイト Non Domestic Rate)	レイト General Rates	財産税	固定資産税 Real Property Tax
課税主体	州、郡、市町村、 学区、特別区 ※4	州、広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	香港政府 (地方政府)	市、郡、区	県、市町村
課税対象資産	全50州1特別区 ○土地・家屋 (45州1特別区) ○公益事業資産※7(39州) ○機械設備(38州) ○有形動産(38州) ○通信関連資産(37州) ○在庫・棚卸資産(12州) ※5	全10州2準州 ○土地・家屋 (全10州2準州) ○公益事業資産※7 (5州1準州) ○機械設備 (3州1準州) ○通信関連資産 (7州1準州) ※6	○事業用不動産 (土地、建物と一体 をなす 構築物 、 機械設備 を含む。)	○土地・家屋 ○機械設備	○土地 ○建物 ○貯蔵施設、 ドック施設 、 エネルギー 供給施設 等 ○船舶 ○航空機	○土地・家屋 ○機械設備
納税者	所有者	所有者	使用者	所有者又は占有者	所有者	所有者

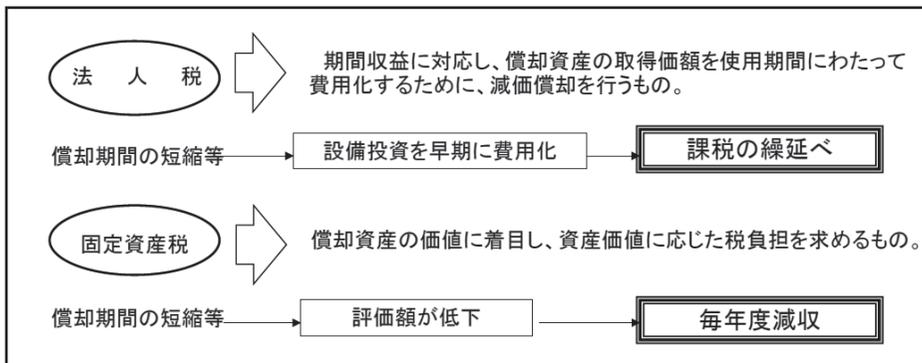
※1 各国の税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「財産税(償却資産)に係る海外実態調査」(平成19年度にCLAIRを通じて実施)及び「租税に係る海外実態調査」(平成23年度及び平成24年度にCLAIRを通じて実施)に基づく。
 ※2 カナダの税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「カナダの地方自治体の概要」(CLAIR REPORT第227号、2002年)及び「各国の資産評価対訳シリーズ 第4集 カナダ(プリティッシュ・コロンビア州)」(財)資産評価システム研究センター、2001年)に基づく。
 ※3 中国(香港)に係る税制の内容については、「香港レイトの仕組みと考え方」(石田和之、資産評価情報No.179、2010.11)に基づく。
 ※4 「アメリカの地方財産税について」(前田高志、オイコノミカ第41巻第3・4号、2005年)に基づく。
 ※5 「State and Provincial Property Tax Policies and Administrative Practices(PTAPP):Compilation and Report」(IAAO、2010年)に基づく。
 ※6 「PROPERTY TAX POLICIES AND ADMINISTRATIVE PRACTICES IN CANADA AND THE UNITED STATES」(IAAO、2000年)に基づく。
 ※7 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。



法人税と固定資産税の償却資産の考え方

- 1円まで減価できる法人税における減価償却の仕組みは、資産の取得価額を会計上複数年で費用化するためのもの。
- そもそも、固定資産税の償却資産の仕組みとは全く趣旨の異なるもので、同列に議論することはできない。

<参考> ● 平成19年度政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」(H18.12.1)抄
 「固定資産税における償却資産については、資産課税として、課税対象の資産価値を評価するために減価を行っているものであり、法人税の減価償却とは趣旨が異なる。」
 ● 平成19年度与党税制改正大綱(H18.12.14)抄
 「固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。」



(資料⑤)



平成26年度税制改正における地方税に関する主な減税要望

○ 法人所得課税の実効税率の引下げ

【税制抜本改革法第7条第3項】

○ 法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

○ 自動車取得税の廃止、自動車重量税の見直し

【税制抜本改革法第7条第1項第1号力】

○ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。

○ 固定資産税の償却資産課税の抜本の見直し

【産業競争力会議における民間議員意見(抜粋)】

○ 償却資産に対する固定資産税を減免するなど、競合国とのイコールフッティングを早急に実現する必要がある。

○ ゴルフ場利用税の廃止

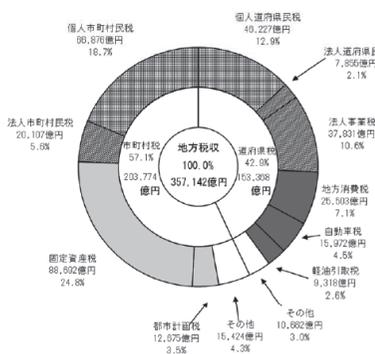
(資料⑥)



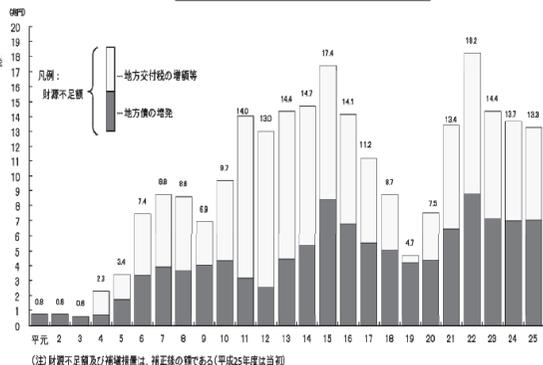
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方税収は35.8兆円であるが、地方財政はその約4割に相当する巨額の財源不足(13.3兆円)が生じている極めて厳しい状況にある。
- 消費税・地方消費税引上げ分による地方の増収は4.2兆円程度であり、今後の社会保障の充実等による影響分(0.95兆円程度)もある。
- 具体的な代替財源のない地方税の軽減はありえない。

地方税収の構成(平成23年度決算額)



地方財政の財源不足の推移



(資料③⑦)



自由民主党総務部関係合同会議 主要要望項目(抄)

平成25年8月29日
地方六団体

地方税源の確保等

- 平成26年4月における消費税及び地方消費税の確実な引上げの実現を図れるよう、着実に経済状況の好転を図ること。
- 地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 投資減税や法人税の実効税率引き下げの議論を行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、必要な地方税財源の確保に配慮すること。
- 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべき。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税を廃止すべきではない。
- 固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税は、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保すること。

(資料③⑧)



税制抜本改革法(国税)第7条 (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

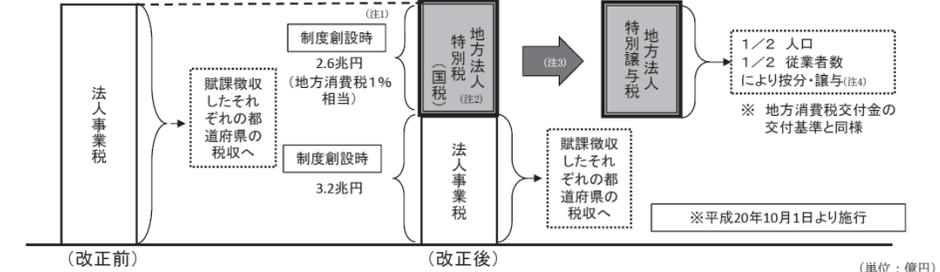
ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。



地方法人特別税・譲与税について

地方法人特別税・譲与税(H20年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」<暫定措置法1条>。

➡ **税制の抜本的な改革と併せて抜本的に見直し。**
併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。<税制抜本改革法第7条第5号>



(注)

- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績(奥)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,793	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218

(単位: 億円)



地方法人課税のあり方等に関する検討会

1. 趣 旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定(平成24年3月30日)を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定(抜粋)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目的に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 委 員(敬称略)

(地方財政審議会委員)

神野 直彦(会長)、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

(特別委員)

- 小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
- 関口 智 立教大学経済学部准教授
- 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- 中里 透 上智大学経済学部准教授
- 沼尾 波子 日本大学経済学部教授
- 林 正義 東京大学大学院経済学研究科准教授
- 吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
- 石井 隆一 富山県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長)
- 吉田 友好 大阪狭山市長(全国市長会都市税制調査委員会委員長)
- 汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会財政委員会委員長)

※ 平成24年 9月20日 第1回開催、10月23日 第2回開催、11月27日 第3回開催
 平成25年 1月17日 第4回開催、2月12日 第5回開催、4月11日 第6回開催、
 5月14日 第7回開催、5月30日 第8回開催、7月2日 第9回開催、
 7月30日 第10回開催、8月8日 第11回開催、9月3日 第12回開催、
 9月24日 第13回開催予定

(資料41)



地方法人課税のあり方 概要(抄)(日本経団連) 地方法人課税に係る当面の課題

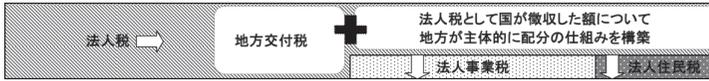
1. 地方法人課税の負担軽減

(1) 地方法人特別税の廃止および地方法人所得課税の国税化

- 消費税法改正法が成立したことで、今後、地域による偏在性の少ない地方消費税が拡充され、また、国税の消費税に係る地方交付税も増加。地方法人特別税の創設時において想定していた「税制の抜本的な改革」は、今回の改革において実現
- 地方法人特別税については、遅くとも消費税率の10%への引き上げ時まで確実に廃止すべく、平成26年度税制改正で成案。制度の創設経緯からして、本来であれば単純廃止が当然
- 万が一、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合した上で、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することも1つの選択肢【現行】



【改革後(イメージ)】～地方法人所得課税の全部又は一部の国税の法人税への統合～



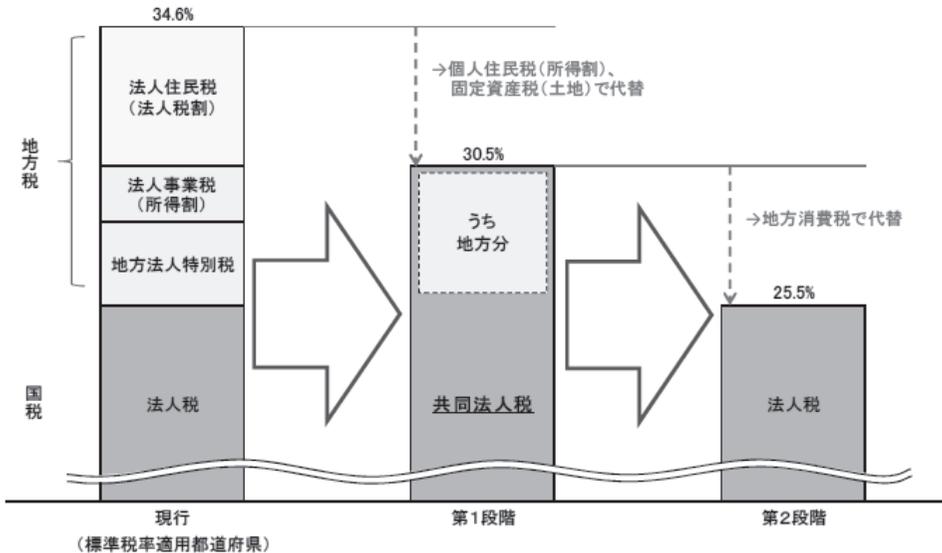
- 法人事業税に係る外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべき
- (2) 償却資産に係る固定資産税 償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税であり、特に機械装置への課税はわが国製造業が競合するアジア近隣諸国において例がない。政府が進める投資促進政策に逆行しており、速やかに廃止・縮減すべき。少なくとも残存価額の廃止など、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべき。耐用年数の短い動産については対象から除外。
- (3) 事業所税 事業所税は、従業者割は法人事業税付加価値割と同様、給与課税となっており、雇用の促進に逆行。また、資産割は固定資産税および都市計画税との二重課税。他の税目と整理・統合するなどした上で、速やかに廃止
- (4) 土地税制 土地の有効利用、流動化を促すため、土地に係る固定資産税、不動産取得税を軽減。特別土地保有税については廃止



(資料42)



法人実効税率25%への引き下げの道(平成25年7月3日経済同友会)



(資料④)



平成25年度与党税制改正大綱（抄）（車体課税）

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

〔平成25年1月24日
自由民主党・公明党〕

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

(ロ) 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ) エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

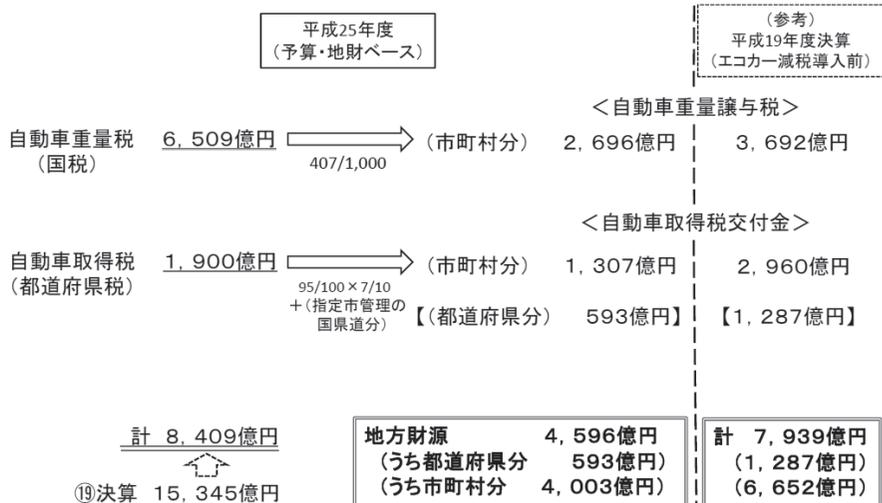
(ロ) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税率について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税率の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

(資料④)



自動車取得税・自動車重量税と地方財政

○ 自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半分強（5,000億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。



(資料45)



MIC 平成25年度与党税制改正大綱に対する地方六団体共同声明（抄）

1 自動車取得税について

自動車取得税については、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税10%段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されなかったことは、誠に遺憾である。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成26年度税制改正に向けた検討に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源を確保するべきであり、この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止するべきではないことを強く求める。

平成25年 1月24日

地方六団体

全国知事会	会長	山田 啓二
全国都道府県議会	議長	会長 山本 教和
全国市長会	会長	森 民夫
全国市議会	議長	会長 関谷 博
全国町村会	会長	藤原 忠彦
全国町村議会	議長	会長 高橋 正

(資料46)



MIC 自動車関係税制のあり方に関する検討会

1. 趣旨

平成25年度与党税制改正大綱において示された自動車関係税制の見直しに関し、地方財政審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、平成26年度税制改正に向けて、専門的検討を行う。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員）

神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山登志雄、中村 玲子

（特別委員）

上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
大塚 直	早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵	税理士・キャノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授
佐藤 英明	慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
宗田 友子	東京都主税局総務部長
鈴木 栄	横浜市財政局主税部長

（オブザーバー）

丸山 浩司	全国知事会事務局次長
下河内 司	全国市長会事務局次長
長江 哲	全国町村会事務局次長（兼）財政部長

※ 平成25年 5月31日 第1回開催、6月27日 第2回開催、7月12日 第3回開催、
7月26日 第4回開催、8月30日 第5回開催、9月13日 第6回開催予定

(資料④)



自動車取得税の適用状況

○新車による比較

車名 (輸入車)	エコカー減税の区分	燃料消費率 (JC08モード)	車両価格 (税抜き)	自動車取得税額		
				減税前	エコカー減税 による軽減額	減税後
A	非対象車	9.3Km/L	約1,320万円	593,500円	0円	593,500円
B	非対象車	7.8Km/L	約990万円	445,700円	0円	445,700円
C	[75%軽減] ★★★★かつH27年度 燃費基準+10%達成	9.8Km/L	約590万円	266,900円	▲200,175円	66,700円
D	[非課税] ★★★★かつH27年度 燃費基準+20%達成	32.6Km/L	約210万円	93,000円	▲93,000円	0円
E	非対象車	19.0Km/L	約120万円	54,500円	0円	54,500円
F	[50%軽減] ★★★★かつH27年度 燃費基準達成	24.0Km/L	約90万円	24,400円	▲12,200円	12,200円

○新車と中古車による比較

車名 (輸入車)	エコカー減税・ 中古車特例の区分	燃料消費率 (JC08モード)	車両価格 (税抜き)	自動車取得税額		
				減税前	エコカー減税 による軽減額	減税後
G	[非課税] ★★★★かつH27年度 燃費基準+20%達成	32.6Km/L	約210万円	93,000円	▲93,000円	0円
H	非対象車	9.0Km/L	約210万円 (新車時約3540万円、 新規登録から3年経過)	92,800円	0円	92,800円

注:自動車メーカーHPを参考に作成。

(資料④)



日米協議の合意の概要(平成25年4月12日)

内閣官房TPP政府対策本部

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
- 2 この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。
対象分野:保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置¹等
- 3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
(1)TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
対象事項:透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等
(2)TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

【参考 日米自動車TOR(平成25年4月12日)抄】

財政上のインセンティブ

税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車(PHPを通じて輸入されたものを含む。)に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

以上

(資料49)



ゴルフ場利用税に関する地方団体の意見（抜粋）

○ 全国知事会：平成25年度税財政等に関する提案（平成24年10月）

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持すること。

○ 全国市長会：「平成25年度都市税制改正に関する意見」の実現方について（平成24年11月）

2. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 全国町村会：平成25年度税制改正に関する意見（平成24年10月）

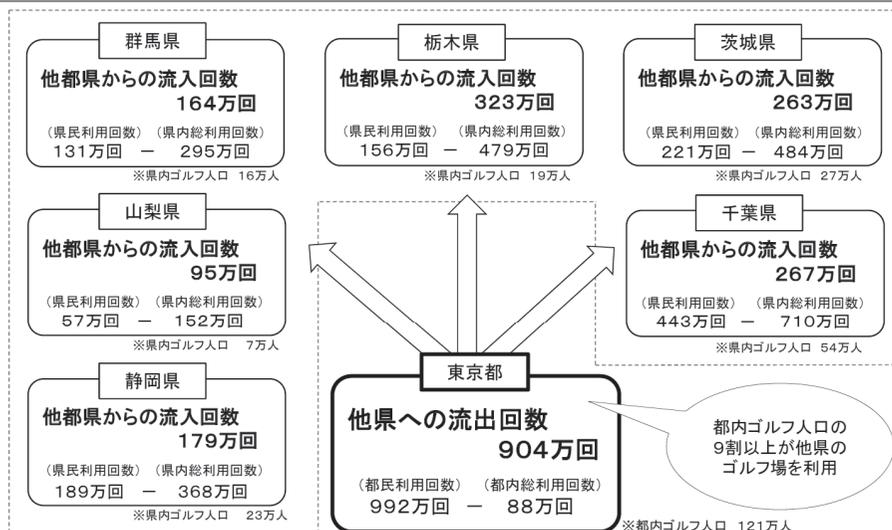
8. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(資料50)



東京都のgolferの他県ゴルフ場の利用回数について（推計）



(注) ・「県内(都内)ゴルフ人口」は、ゴルフ場又は練習場を利用した人数であり、「平成23年社会生活基本調査」における「スポーツの種類別行動者数」による。
 ・「県民(都民)利用回数」は、県内(都内)ゴルフ人口に、上記の都県、神奈川県及び埼玉県における平均ゴルフ場利用回数(3,189万回/390万人/≒8.2回)を乗じて推計。
 ・「県内(都内)総利用回数」は、「ゴルフ場利用税の課税状況等からみたゴルフ場の数・利用者数等」(一社日本ゴルフ場事業協会)における各都道府県別の「延利用者数」より。
 ・神奈川県及び埼玉県においても、県民利用回数が県内総利用回数を超過し、他都県へ流出している(神奈川県:284万回、埼玉県:112万回)が、上記の図においては、その傾向が顕著な東京都の例を图示。

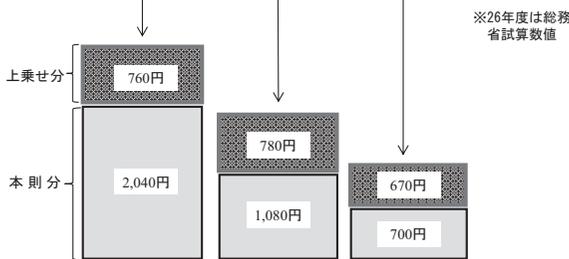
(資料⑤)



石油石炭税の上乗せ分について

- 課税主体：国
- 納税義務者：原油等を採用する者及び原油等を保税地域から引き取る者
- 税収の用途：エネルギー起源CO₂排出抑制対策

税率（段階的引上げ）	原油・石油製品 [1kg当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]	税収 [上乗せ分]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円	391億円
26年度	500円	520円	440円	1,974億円
28年度	760円	780円	670円	2,623億円



平成25年度税制改正大綱
(平成25年1月24日 自由民主党・公明党) (抄)

第三 検討事項

10 地球温暖化対策は、エネルギー起源CO₂排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土安全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第七条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

(資料⑥)



社会保障・税番号制度の概要

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用。②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理に必要な範囲での利用。③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限る（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第36条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。



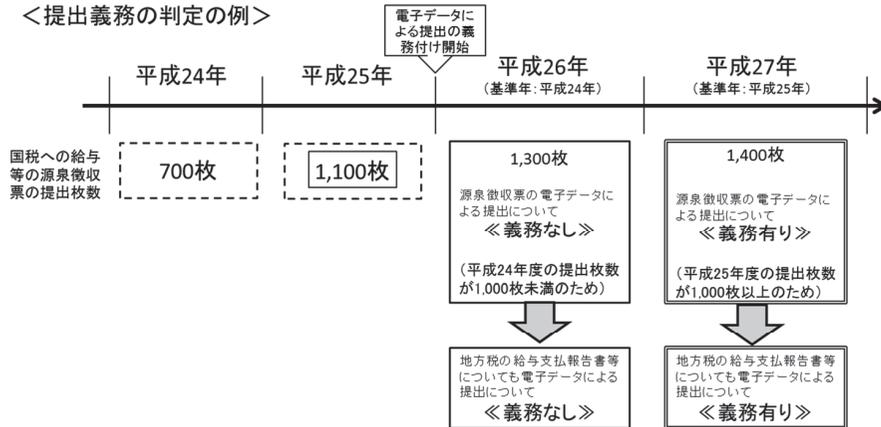
給与支払報告書・公的年金等支払報告書の 電子データによる提出義務の創設

国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により行わなければならないこととする。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について適用。

(※)基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

<提出義務の判定の例>



國際課稅關係資料

財務省主稅局參事官室

目 次

(国際課税資料1) 国際課税の基本的考え方	67
(国際課税資料2) 国内法に定める国際課税	67
(国際課税資料3) 我が国の課税権の範囲	68
(国際課税資料4) 個人納税者の区分と課税所得の範囲	68
(国際課税資料5) 法人納税者の区分と課税所得の範囲	69
(国際課税資料6) 外国税額控除制度の概要	69
(国際課税資料7) 外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し (平成21年度改正)	70
(国際課税資料8) 外国子会社合算税制について	70
(国際課税資料9) 外国子会社合算税制の概要	71
(国際課税資料10) 移転価格税制について	71
(国際課税資料11) 過少資本税制の仕組み	72
(国際課税資料12) 関連者間の利子を利用した租税回避への対応	72
(国際課税資料13) 過大支払利子税制について	73
(国際課税資料14) 国際課税関係の主な平成25年度税制改正事項	73
(国際課税資料15) 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の 恒久化等	74
(国際課税資料16) 外国子会社合算税制に係る外国税額控除の改正	74
(国際課税資料17) 移転価格税制による独立企業間価格算定における利益水準指標 の追加	75
(国際課税資料18) 上場株式等の配当等に係る条約適用手続の簡素化	75
(国際課税資料19) 平成25年度税制改正大綱(抄)	76
(国際課税資料20) 総合主義と帰属主義の違い	76
(国際課税資料21) 総合主義と帰属主義の違いの具体的なイメージ	77
(国際課税資料22) 外国法人及び非居住者に対する課税原則を帰属主義に見直す場合 の考え方の骨子(案)	77
(国際課税資料23) 帰属主義に見直すことの意義	78
(国際課税資料24) 対比表(総合主義・帰属主義)	78
(国際課税資料25) 総合主義(全所得主義)と帰属主義の課税方式の違い(所得の 種類別)	79
(国際課税資料26) 内部取引の認識	79
(国際課税資料27) 帰属主義を移行した場合の内国法人のための外国税額控除の イメージ	80
(国際課税資料28) 租税条約の概要	80
(国際課税資料29) 我が国の租税条約ネットワーク	81
(国際課税資料30) 租税条約交渉の現状	81
(国際課税資料31) 日米租税条約の一部改正	82

(国際課税資料32)	最近の日本の租税条約締結本数の推移（基本合意）	82
(国際課税資料33)	徴収共助について	83
(国際課税資料34)	税務行政執行共助条約の概要	83
(国際課税資料35)	租税委員会の組織と活動の概要（2013年7月時点）	84
(国際課税資料36)	グーグルの租税回避に関する英国下院決算委員会報告書 （2013年6月）	84
(国際課税資料37)	多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている （報道ベース）	85
(国際課税資料38)	税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画	85
(国際課税資料39)	OECD 租税委員会 BEPS 行動計画（概要）行動1～7	86
(国際課税資料40)	OECD 租税委員会 BEPS 行動計画（概要）行動8～15	86
(国際課税資料41)	行動1 電子商取引への課税のあり方を検討	87
(国際課税資料42)	行動3 外国子会社合算税制の普及	87
(国際課税資料43)	行動4 利子損金算入制限措置の普及	88
(国際課税資料44)	行動6 租税条約の濫用防止規定の普及	88
(国際課税資料45)	行動8 無形資産の移転価格ルールの策定	89
(国際課税資料46)	租税回避を巡る国際的議論の経緯	89
(国際課税資料47)	OECD 事務局が公表している実効的な税の情報交換基準に関する 各国の実施状況リスト	90
(国際課税資料48)	OECD モデル租税条約第26条	90
(国際課税資料49)	グローバル・フォーラムについて	91
(国際課税資料50)	ピア・レビュー報告書の評価（G7 諸国）	91
(国際課税資料51)	米国の外国口座コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の概要	92
(国際課税資料52)	米国の外国口座コンプライアンス法	92
(国際課税資料53)	日本の米 FATCA への対応	93
(国際課税資料54)	欧州5カ国（英独仏伊西）の米 FATCA への対応	93
(国際課税資料55)	自動的情報交換（Automatic Exchange Of Information）	94

(国際課税資料1)

国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策目的実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

➤ 我が国の適切な課税権の確保

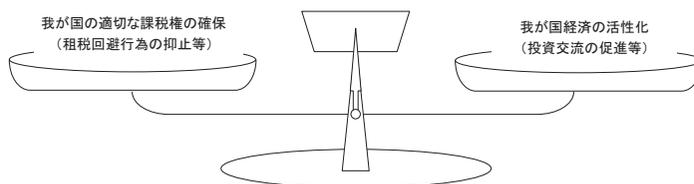
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

➤ 我が国経済の活性化

- 投資交流促進等

➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等



(国際課税資料2)

国内法に定める国際課税

- (1) 我が国の課税権の範囲(外国法人・非居住者課税(明治32年～)等)
- (2) 外国税額控除制度(昭和28年～)
- (3) 外国子会社合算税制(昭和53年～)
- (4) 移転価格税制(昭和61年～)
- (5) 過少資本税制(平成4年～)
- (6) 過大支払利子税制(平成25年～)

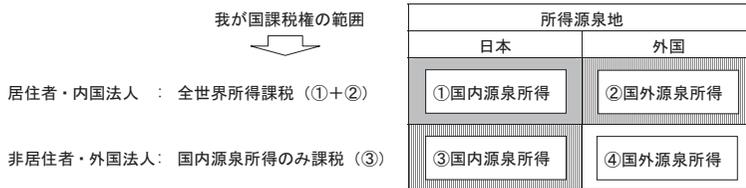
《国内法改正にあたっての3つの視点》

- ① 経済活動の実態の変化への対応
- ② 税の公平性・中立性の確保/租税回避行為への対応
- ③ 確実な執行の確保・手続の整備

(国際課税資料 3)

我が国の課税権の範囲

□ 我が国において課税の対象としているのは、居住者・内国法人の場合には全世界所得、非居住者・外国法人の場合には国内源泉所得。



- 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが(上記②、③の領域)、その調整は原則として居住地国が行うこととされている。
 - ・ ②に係る課税について、我が国は、外国税額控除制度及び外国子会社配当益金不算入制度により調整している。
 - ・ ③に係る課税について、相手国は、概ね、外国税額控除制度又は国外所得免除制度で調整している。
 - ・ 通常、租税条約において、これらの二重課税の調整義務及びその具体的な方法が規定される。

(国際課税資料 4)

個人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き1年以上住所を有する個人 	○ 全ての所得(全世界所得)
非永住者	○ 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得(国内払い・国内送金分に限る)
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

(国際課税資料5)

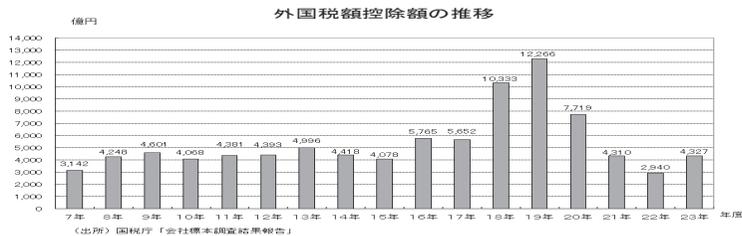
法人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
内 国 法 人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	全ての所得（全世界所得） ※ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外 国 法 人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ

(国際課税資料6)

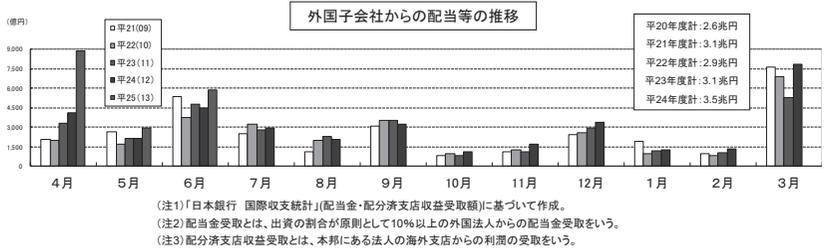
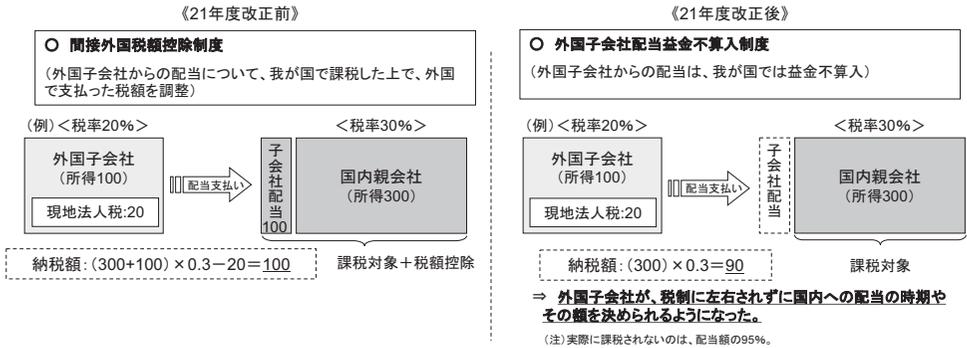
外国税額控除制度の概要

- 居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。
- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、国外所得に対し我が国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める制度。
- 平成21年度税制改正において、それまでの間接外国税額控除制度（外国子会社等が納付した外国税額のうち内国法人が受ける配当に対応する部分を控除するもの）を廃止し、それに代えて、外国子会社からの配当について、親会社の益金不算入とする制度を導入。



(国際課税資料7)

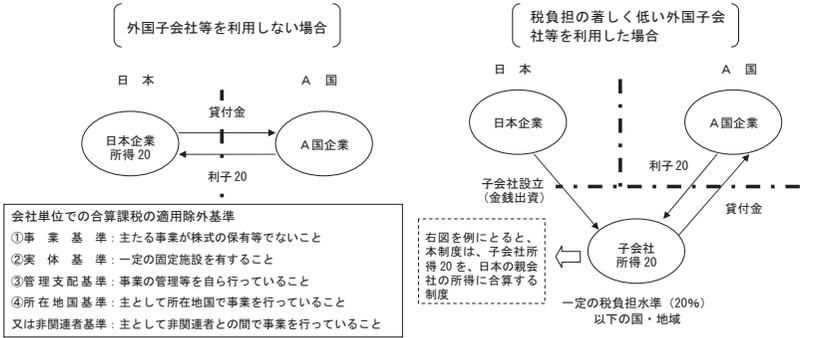
外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)



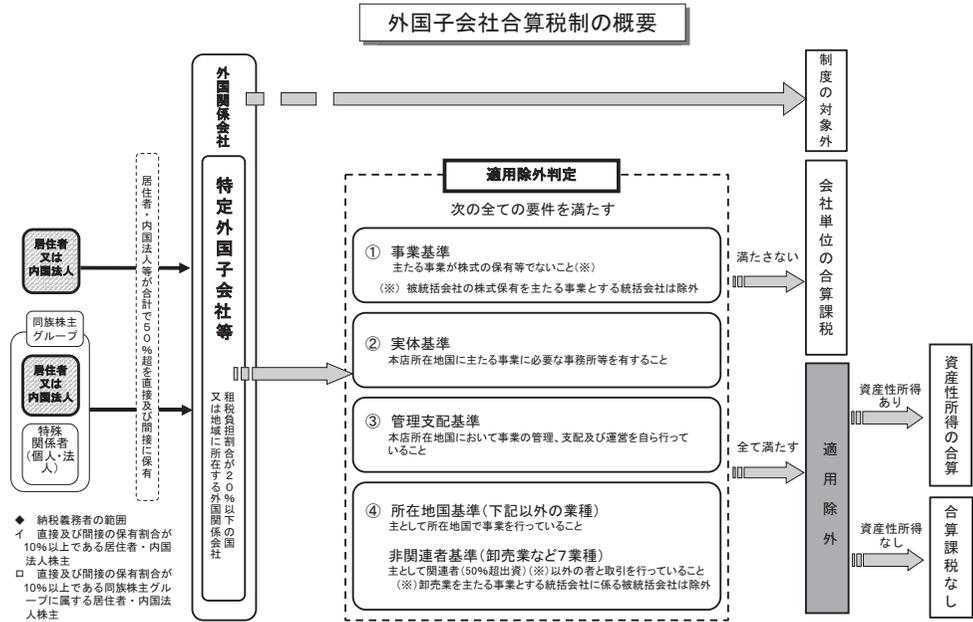
(国際課税資料8)

外国子会社合算税制について

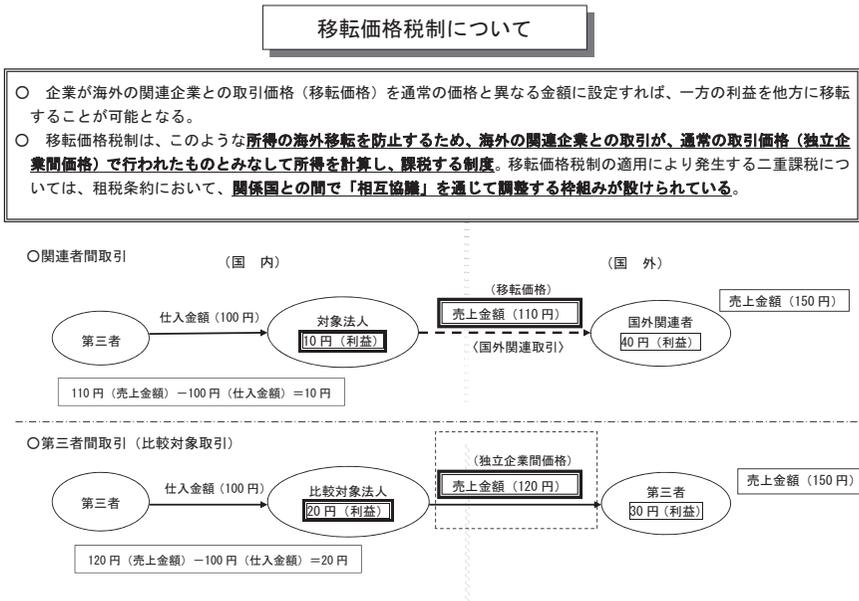
- 我が国の内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果として我が国での課税を免れる事象が生じ得る。
- このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準(20%)以下の国・地域にある子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税(会社単位での合算課税)。
(注)外国子会社等が、**実体のある事業を行っている等、一定の条件(適用除外基準)を満たす場合には、会社単位での合算課税の対象とならない。**
- また、一定の税負担の水準(20%)以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税(資産性所得の合算課税)。



(国際課税資料9)



(国際課税資料10)

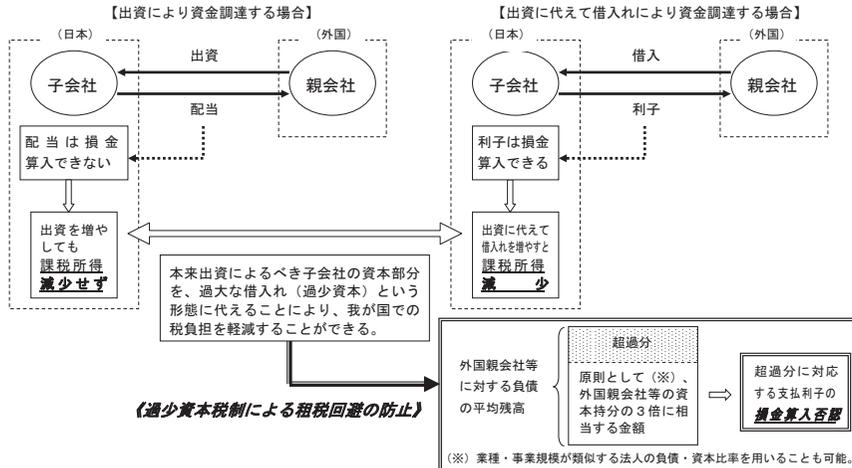


(国際課税資料11)

過少資本税制の仕組み

制度の概要

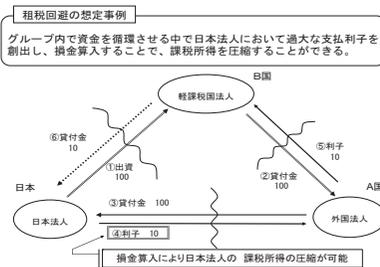
海外の関連企業との間において、出資に代えて借入れを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定の割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする（出資に対する配当は損金算入されないが、借入れに対する支払利子は損金算入される）。



(国際課税資料12)

関連者間の利子を利用した租税回避への対応

- 企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、関連者間の借入れを恣意的に設定し、関連者全体の費用収益には影響させずに、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮しようとする租税回避行為が可能。
- 近年、主要先進国では、租税条約において利子の源泉地国免税を進めるとともに、支払利子の損金算入制限措置を強化する傾向にある。我が国の場合、過大な支払利子を利用した所得移転を防止する措置が十分でなく、支払利子を利用した課税ベースの流出のリスクに対して脆弱であった。
- そこで、主要先進国におけるこのような傾向を踏まえ、企業の事業活動の実態に配慮しながら、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置が、平成24年度改正において導入された。



過大支払利子の判断基準とその対応策

過大支払利子の判断基準	対応する我が国の制度
① 利率が過大	移転価格税制（注1）
② 資本に比して負債が過大	過少資本税制（注2）
③ 所得金額（利払前）に比して支払利子額が過大	過大支払利子税制（平成24年度改正で導入）

※ 平成24年度改正前は、①及び②の基準に基づく制度を有していたが、③の基準に基づく制度を有しておらず、支払利子を利用した所得移転に対して脆弱であった。

（注1）移転価格税制とは、所得の海外移転を防止するため、海外の関連者との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。

（注2）過少資本税制とは、資本の一定倍率を超える負債に対する支払利子を損金不算入とする制度。

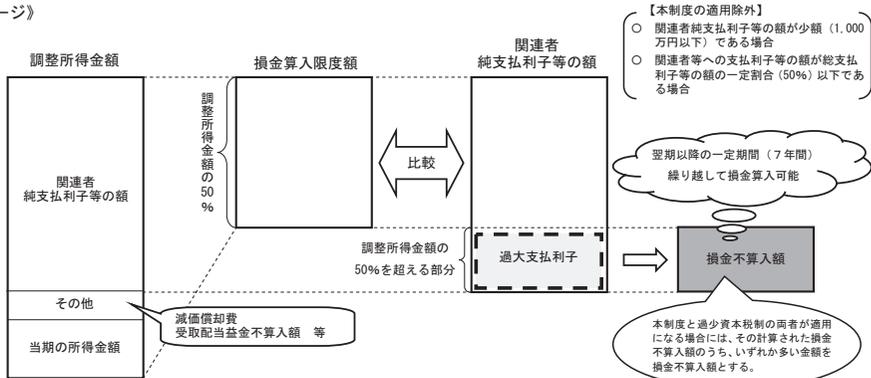
(国際課税資料13)

過大支払利子税制について

制度の概要

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注1)のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない(注2)(措法66の5の2)。

《イメージ》



(注1) 関連者等(直接・間接の持分割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。
 (注2) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

(国際課税資料14)

国際課税関係の主な平成25年度税制改正事項

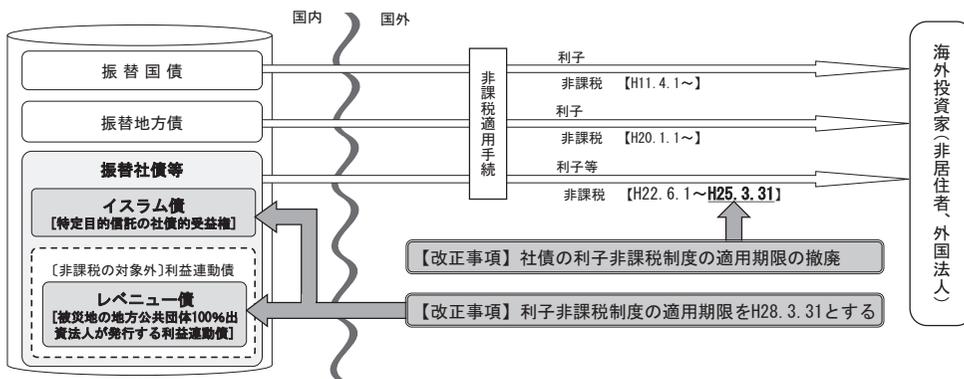
- **非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化等**
 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限を撤廃(一部は延長)した。
- **外国子会社合算税制に係る外国税額控除額の改正**
 無税国に所在する特定外国子会社等の所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該特定外国子会社等に係る外国子会社合算税制の合算所得は、外国税額控除の適用上、国外所得に含まれることとした。
- **移転価格税制による独立企業間価格算定における利益水準指標の追加**
 取引単位営業利益法の算定の際に使用する利益水準指標に、OECD移転価格ガイドラインで利用が許容されている「営業費用売上総利益率(ペリー比)」を追加した。
- **上場株式等の配当等に係る条約適用手続の簡素化**
 上場株式等の配当等につき、配当等に関する事項の記載を要しない届出書の提出及び配当等に関する事項の支払いの取扱者による税務署長への提供により、租税条約の適用を受けることができることとした。

(国際課税資料15)

非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化等

【改正事項】

- 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限を撤廃した。
- ただし、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権及び東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益運動債については、平成28年3月31日までに発行されたものに限る。



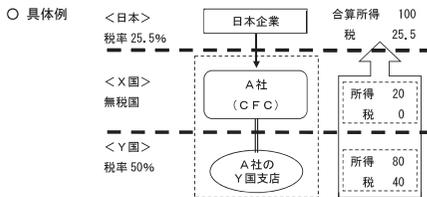
(注1) 振替社債等のうち、その利子等の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するもの(利益運動債)は非課税の対象外。
 (注2) 非居住者又は外国法人のうち、発行者等の特殊関係者に該当する者が支払を受ける利子等は非課税の対象外。

(国際課税資料16)

外国子会社合算税制に係る外国税額控除の改正

【改正の概要】

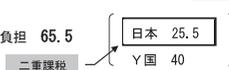
外国子会社合算税制について、無税国に所在する特定外国子会社等(CFC)に係る外国子会社合算税制の合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該合算所得は、外国税額控除の適用上、国外所得とみなすこととする。



改正前

無税国に所在するCFCに係る合算所得については、非課税国外所得として外税控除の限度額の設定がないため二重課税が発生

- 合算所得 100
- 合算所得に対する税負担 65.5



【外税控除の限度額】

$$\text{法人税 } 25.5 \times \frac{\text{国外所得 } 0}{\text{全世界所得 } 100} = \text{ゼロ}$$

改正後

無税国に所在するCFCであっても、他国で課される税がある場合には外税控除の限度額の設定をすることにより二重課税を排除

- 合算所得 100
- 合算所得に対する税負担 40



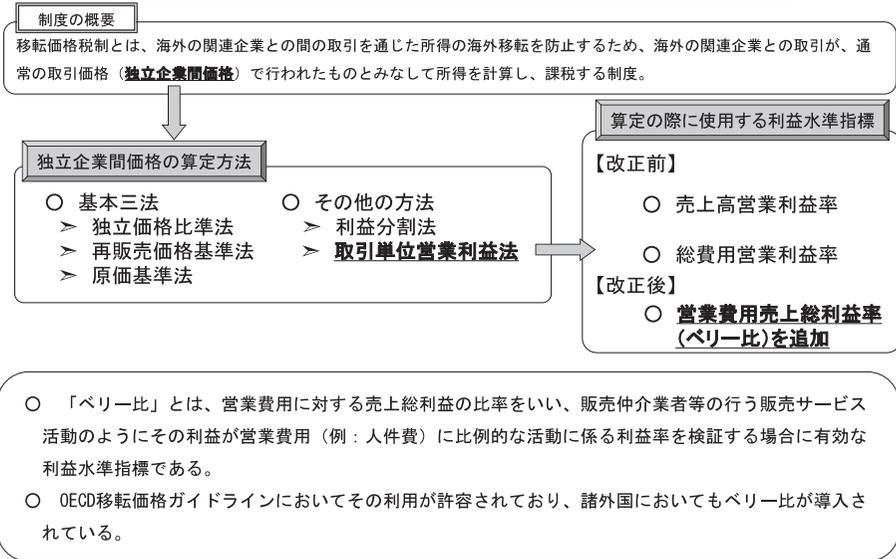
【外税控除の限度額】

$$\text{法人税 } 25.5 \times \frac{\text{国外所得 } 100}{\text{全世界所得 } 100} = 25.5$$

CFC: 特定外国子会社等の通称 (Controlled Foreign Company)

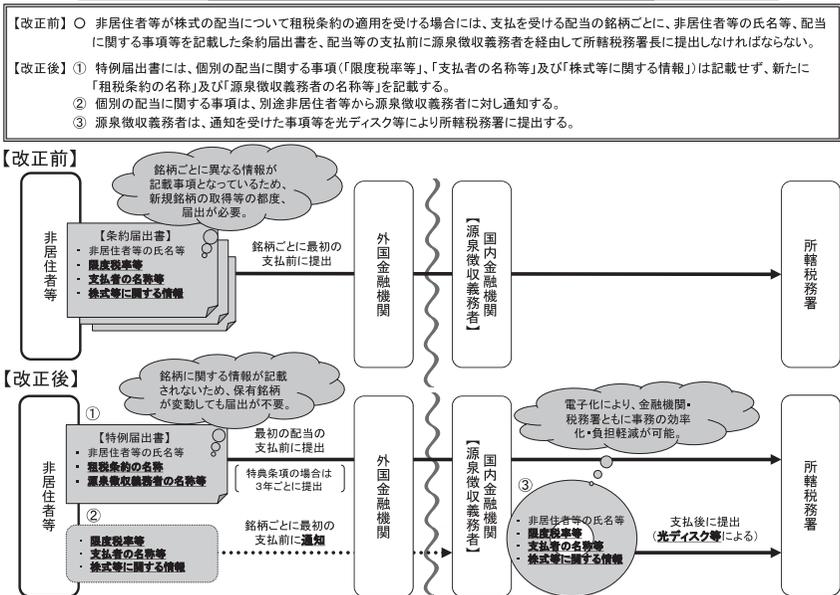
(国際課税資料17)

移転価格税制による独立企業間価格算定における利益水準指標の追加



(国際課税資料18)

上場株式等の配当に係る条約適用手続の簡素化



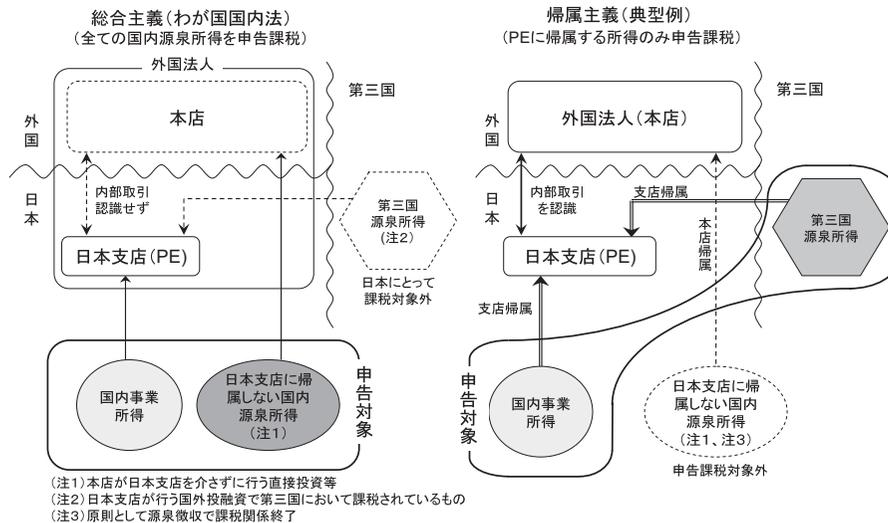
〔平成25年1月24日
自由民主党・公明党〕

第三 検討事項

11 非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を、OECD承認アプローチ（Authorised OECD Approach）に沿った「帰属主義」に基づく規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。

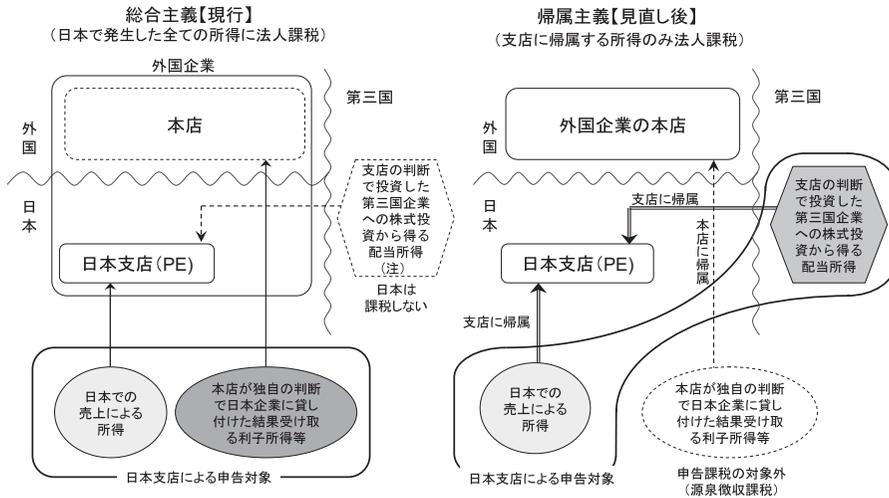
総合主義と帰属主義の違い

～外国法人等が我が国に支店など国内PE（Permanent Establishment：恒久的施設）を持つ場合の課税原則のあり方について～



(国際課税資料21)

総合主義と帰属主義の違いの具体的なイメージ
～外国企業が日本に支店を持つ場合の課税関係～



(国際課税資料22)

外国法人及び非居住者に対する課税原則を帰属主義に見直す場合の考え方の骨子(案)

- (1) 総合主義から帰属主義への移行
外国法人及び非居住者(外国法人等)に対する課税原則について、従来のいわゆる「総合主義」を改め、OECD モデル租税条約 新7条の考え方(AOA: Authorised OECD Approach)に基づき「帰属主義」に則した国内法の規定に改めることとしてはどうか。
- (2) 恒久的施設(PE) 帰属所得の位置づけ
外国法人等についてはその国内源泉所得に対して課税するという現行の基本的な考え方を維持しつつ、外国法人等が我が国に有するPEに帰属する所得(PE 帰属所得)を、国内源泉所得の一つとして位置づけることとしてはどうか。
- (3) PE に帰属しない国内源泉所得の取扱い
外国法人等が得た国内源泉所得のうち、我が国のPE に帰属しないものについては、PE 帰属所得とは分離して課税することとし、我が国にPE を有しない外国法人等が得る国内源泉所得と同様の課税関係としてはどうか。
- (4) PE 帰属所得の算定
 - ① PE 帰属所得
PE 帰属所得については、AOAに基づき、そのPE が本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に得られる所得としてはどうか。
 - ② 内部取引
PE 帰属所得の算定においては、AOAに基づき、PE と本店等との間の内部取引について、(移転価格税制と同様に)独立企業間価格による取引が行われたものと擬制して、内部取引損益を認識してはどうか。
 - ③ PE への資本の配賦・PE の支払利子控除制限
PE が本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に必要とされる程度の資本をPE に配賦することとしてはどうか。また、PE が支払った負債利子総額(内部利子を含む。)のうち、そのPE に配賦された資本に比して過剰な部分について、損金に算入することを制限することとしてはどうか。
- (5) 二重課税の調整
 - ① 外国法人等のPE のための外国税額控除制度の創設
外国法人等のPE のための外国税額控除制度を創設することとしてはどうか。
 - ② 内国法人及び居住者(内国法人等)の国外PE に関する外国税額控除
内国法人等の国外PE に帰属する所得(国外PE 帰属所得)を国外源泉所得として定義するとともに、国外PE 帰属所得の算定に当たっては、外国法人等のPE 帰属所得と同様に内部取引等を勘案して計算することとしてはどうか。

帰属主義に見直すことの意義

- ① 新しいOECDモデル租税条約に沿った共通のルールによりPE帰属所得を計算することとなるので、本店所在地国とPE所在地国から二重に課税される部分が減るとともに、どちらの国からも課税されない「課税の空白」を減らすことにもつながる。
- ② 租税条約は帰属主義に基づく規定となっているため、条約と国内法の整合性が図られる。

対比表(総合主義・帰属主義)

		総合主義(全所得主義) (現行国内法)	帰属主義	
			旧モデル7条	新モデル7条:AOA(※)
対 外国法人・ 非居住者	外国法人の支店に係る課税所得の範囲	すべての国内源泉所得 (支店帰属の有無は問わない) ・国内において行う事業から生ずる所得 ・国内にある資産の運用・保有・譲渡により生ずる所得 ・その他の源泉が国内にある所得	支店帰属所得 (支店帰属所得について、「企業全体の所得が上限」or「支店独自に計算」の2通りの解釈あり)	支店帰属所得 (支店帰属所得は企業全体の所得とは関係なく、支店独自に計算)
	資産の支店への帰属	特段の基準なし	特段の基準なし (なお、支店の機能分析に基づく、新7条流の資産の帰属判定を容認)	支店の機能分析に基づき、資産の帰属を判定
	資本の支店への配賦・利子控除制限	特段の基準なし	特段の基準なし (なお、新7条流の資本配賦・利子控除制限を容認)	支店への資本配賦・利子控除制限 (独立企業ならば必要とされる資本を支店に配賦し、資本に対応する部分の負債利子の控除を制限する必要)
	本支店間等の内部取引	認識しない	内部取引損益の認識を容認(使用料・利子の例外あり) (無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子は認識しない)	内部取引損益を認識する必要 (無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子を含め、内部取引損益全般を認識する必要あり)
	単純購入	単純購入非課税 (支店が本店等のために行う単なる商品の購入活動から生ずる所得を認識しない)	単純購入非課税	単純購入活動に係る所得を認識する必要 (例えば、購入代理活動に対する受取手数料相当額)
	外国法人の支店課税における外国税額控除	外税控除制度は不要 (国内源泉所得に對してのみ課税)	外税控除制度が必要	外税控除制度が必要
対 居住国 内住 者 法人	外国税額控除の基礎となる国外所得	国内源泉所得以外の所得が国外所得とされる (外国法人の国内源泉所得に関する計算ルールに準じて計算)	国外支店帰属所得を国外所得とする必要 (外国法人の日本支店帰属所得の計算ルールに準じて計算)	・国外支店帰属所得を国外所得とする必要 ・国外支店帰属所得は、AOAに従って計算する必要 (外国法人の日本支店帰属所得の計算ルール(内部取引の認識あり、資本配賦あり等)に準じて計算)

(※)AOA : Authorized OECD Approach

(国際課税資料25)

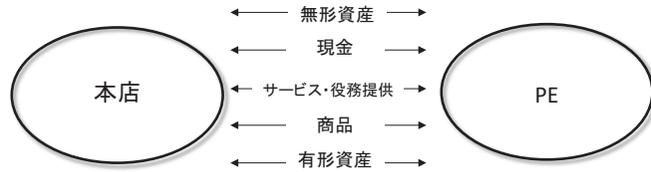
総合主義（全所得主義）と帰属主義の課税方式の違い（所得の種類別）

【総合主義】(注1)			【帰属主義】(注1)			
内外区分(法法138)		PEあり (法法141一)	PEなし (法法141四)	内外区分		
所得区分				所得区分	PEあり PE非帰属	
国内源泉所得	国内事業所得	すべての国内源泉所得を対象にネット所得課税 (一部源泉徴収+申告)	課税対象外	(国内事業所得)	PE帰属 PE非帰属 P E (国内事業所得を対象にネット所得課税) (一部源泉徴収+申告) (注3) (注4)	課税対象外
	国内資産の運用・保有		課税(申告)	国内資産の運用・保有		課税(申告)
	国内資産の譲渡		課税対象外 一部課税(注2) (申告)	国内資産の譲渡		(注5) 課税対象外 一部課税(注2) (申告)
	国内不動産の譲渡・賃貸		課税 (源泉徴収+申告)	国内不動産の譲渡・賃貸		課税 (源泉徴収+申告)
	利子・配当・使用料		課税 (源泉徴収)	利子・配当・使用料		課税 (源泉徴収)
国外源泉所得		課税対象外 (法法4③)	国外源泉所得		課税対象外	

(注1) 総合主義はわが国の現行国内法、帰属主義は一般的な帰属主義のイメージ
 (注2) 事業譲渡類似株式の譲渡益等(法法141四、法令187①)
 (注3) PE帰属所得は国内源泉所得とされる。
 (注4) PEが有する外国債券につき支払を受ける利子等
 (注5) 外国法人の本店が日本の証券市場において譲渡した有価証券の譲渡益等(法法138一、法令177②)

(国際課税資料26)

内部取引の認識



- 独立企業原則に基づいて、本支店間の以下のような取引については、内部取引として認識する必要あり
- 取引が内部取引と認められる条件
 - ・ 独立企業間であったとしたならば、対価のやり取りが行われたであろう取引と同等のものと認められること
 - ・ 現実のかつ認識可能な事象であること
 - ・ 経済的に重要なものであること

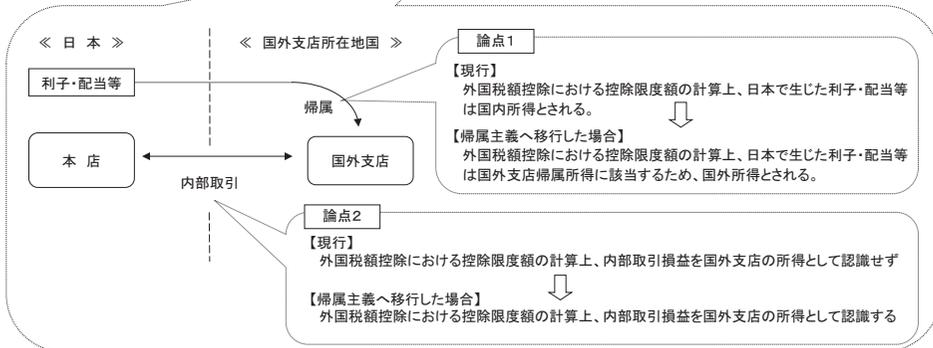
(国際課税資料27)

帰属主義へ移行した場合の内国法人のための外国税額控除のイメージ

- 外国税額控除制度とは
 - ⇒ 内国法人が納税した外国法人税について、控除限度額の範囲でわが国の法人税額から控除する制度
- 帰属主義への移行に伴う論点
 - 論点1： 国外支店帰属所得を国外源泉所得として定義する必要
 - 論点2： 内部取引損益を勘案して国外支店帰属所得を計算する必要

○ 控除限度額の計算式

$$\left[\text{控除限度額} = \text{法人税額} \times \frac{\text{国外所得 (国外支店の所得 + 本店が直接に国外から得る所得)}}{\text{全世界所得}} \right]$$



(国際課税資料28)

租税条約の概要

租税条約は、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっている。加盟国である我が国も、これに沿った規定を採用している。

【OECDモデル租税条約の主な内容】

- 二重課税の回避
 - ・ 源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
 - － 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
 - － 投資所得（配当、利子、使用料）は、税率の上限を設定
 - ・ 居住地国における二重課税の排除方法
 - － 外国税額控除等
 - ・ 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消
- 脱税及び租税回避等への対応
 - ・ 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換
 - ・ 租税に関する徴収共助

(参考) 基本的な租税条約交渉の流れ（外務省主管）

条約交渉開始 → 基本合意 → 署名 → 国会承認（衆・外務委員会、参・外交防衛委員会で審査） → 公文の交換 → 発効・公布

(注) 署名、国会提出、公文の交換及び公布に当たっては、外務省の閣議請願により閣議決定を行う。

我が国の租税条約ネットワーク

(59 条約、70 力国・地域適用／平成 25 年 8 月末現在)

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応、投資・経済交流の促進



(注1) 条約及び国・地域の数は、未発効の条約を含まない。
 (注2) 旧ソ連及び旧チェコスロバキアとの条約が複数の国に継承されているため、条約の数と国・地域の数が一致しない。
 (注3) 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

租税条約交渉の現状

(平成 25 年 8 月末現在)

◇ 発効

平成 16 年 3 月	アメリカ (全)
平成 18 年 6 月	インド (部)
平成 18 年 10 月	イギリス (全)
平成 19 年 12 月	フランス (部)
平成 20 年 11 月	パキスタン (全)
平成 20 年 12 月	オーストラリア (全)
平成 20 年 12 月	フィリピン (部)
平成 21 年 12 月	ブルネイ (新)
平成 21 年 12 月	カザフスタン (新)
平成 22 年 7 月	シンガポール (部)
平成 22 年 8 月	※バミューダ (新)
平成 22 年 12 月	マレーシア (部)
平成 23 年 8 月	香港 (新)
平成 23 年 8 月	※バハマ (新)
平成 23 年 9 月	サウジアラビア (新)
平成 23 年 9 月	※マン島 (新)
平成 23 年 11 月	※ケイマン (新)
平成 23 年 12 月	オランダ (全)
平成 23 年 12 月	スイス (部)
平成 23 年 12 月	ルクセンブルク (部)
平成 24 年 12 月	※リヒテンシュタイン (新)
平成 25 年 6 月	クウェート (新)
平成 25 年 7 月	※サモア (新)
平成 25 年 7 月	ポルトガル (新)
平成 25 年 8 月	※ガーンジー (新)
平成 25 年 8 月	※ジャージー (新)

◇ 署名・未発効

平成 22 年 1 月	ベルギー (部)
平成 23 年 11 月	税務行政執行共助条約 (新)
平成 24 年 12 月	ニュージーランド (全)
平成 25 年 1 月	アメリカ (部)
平成 25 年 5 月	アラブ首長国連邦 (新)

◇ 基本合意

平成 23 年 12 月	オマーン (新)
平成 25 年 3 月	イギリス (部)
平成 25 年 4 月	※マカオ (新)
平成 25 年 4 月	※英領バーミン諸島 (新)
平成 25 年 6 月	スウェーデン (部)

◇ 現在の正式交渉国

ドイツ

(注) 1 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの
 2 「(全)」は、全面改正
 3 「(部)」は、部分改正
 4 「(新)」は、新規締結

(国際課税資料31)

日米租税条約の一部改正

- 日米租税条約は、日本が締結した最初の租税条約（1955年）であり、現行条約は、2004年に全面的に改正されたもの。
- 本年1月24日、ワシントンDCにおいて、日米両国政府間で、現行条約の一部を改正する議定書が署名された。

一部改正の概要

1. 源泉地国免税の拡大

投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象を以下のとおり拡大。

	現行条約	改正条約
配当	免税要件：持株割合 50%超 保有期間 12ヶ月以上	免税要件：持株割合 50%以上 保有期間 6ヶ月以上
利子	原則：10% 金融機関等の受取利子：免税	原則：免税

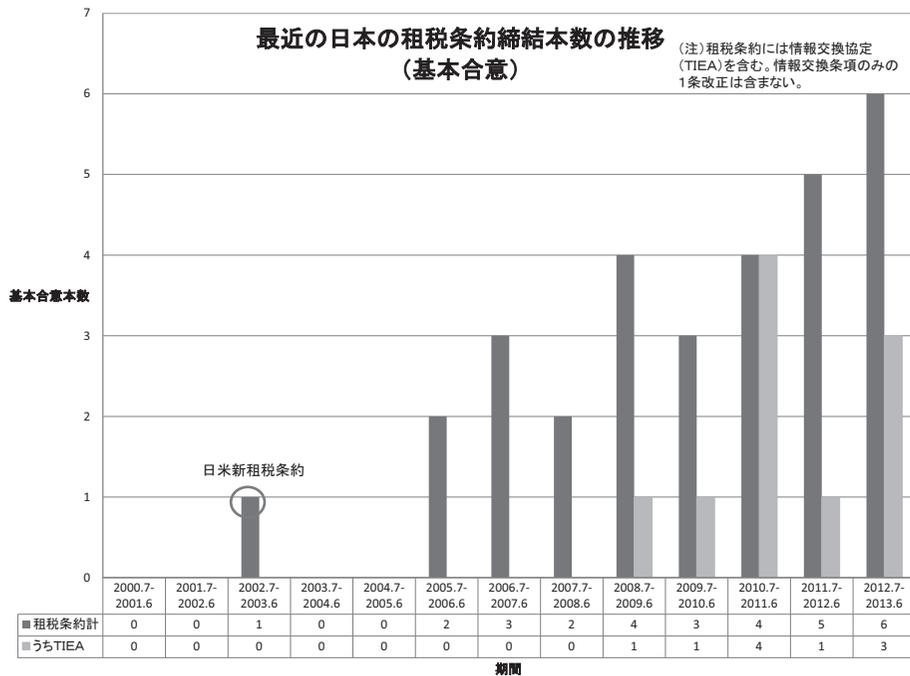
2. 相互協議手続における仲裁制度の導入

条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合に、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決する仲裁制度を導入。

3. 徴収共助の拡充

相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度（徴収共助）は、現行条約では条約適用の場合に対象範囲が限定されているが、改正後は滞納租税債権一般について適用されるように対象範囲を拡大。我が国の租税については、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対象。

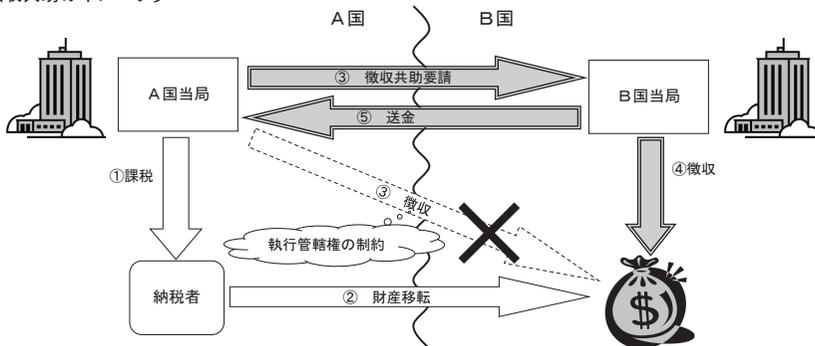
(国際課税資料32)



徴収共助について

- 徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収する枠組みをいう。
(注) 条約の枠組みとしては、1988年に欧州評議会及びOECDにおいて作成された税務行政執行共助条約が存在し、また、OECDモデル租税条約においても徴収共助に関する規定が盛り込まれている(2003年)。
- 経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。
- こうした中、我が国も2011年11月3日に税務行政執行共助条約に署名。平成24年度税制改正において、徴収共助等に関する国内法の規定の整備が行われた。
- 税務行政執行共助条約は、第183回国会において承認され、2013年10月1日に発効予定。また、同国会において、OECDモデル租税条約に沿った徴収共助に関する規定が盛り込まれた日米租税条約改正議定書及び新日ニュージーランド租税条約が承認された。

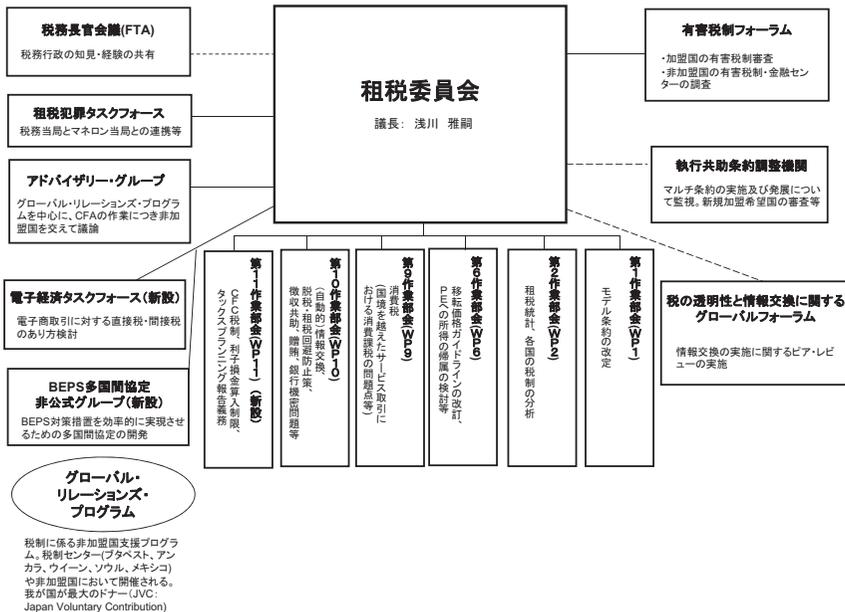
[徴収共助のイメージ]



税務行政執行共助条約の概要

- 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約(1988年に署名開放)
 - ① 情報交換: 参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する仕組み
 - ② 徴収共助: 租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み
 - ③ 文書送達共助: 税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み
- 2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準(①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する)に沿った形に改正された。
- 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。
- 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、トルコ、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ロシア、インドネシアが新規に署名。我が国については、2013年10月1日(注)に発効予定。
(注) 受諾書をOECD事務総長に寄託した日(2013年6月28日)の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日。
- 2013年8月27日現在の署名国は、日、米、英、仏、独、伊、加、中、韓等56か国。
 欧州、東欧・旧ソ連地域 : イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、スロベニア、チェコ、スロヴァキア、オーストリア、ポーランド、ルーマニア、アルバニア、ギリシャ、リトアニア、ラトビア、エストニア、ロシア、ウクライナ、グルジア、モルドバ、アゼルバイジャン
 中近東、アフリカ地域 : トルコ、サウジアラビア、モロッコ、ガーナ、チュニジア、ナイジェリア、南アフリカ
 アジア、大洋州地域 : 日本、中国、韓国、インド、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド
 北米、中南米地域 : アメリカ、カナダ、メキシコ、コスタリカ、グアテマラ、ペルー、コロンビア、アルゼンチン、ブラジル

租税委員会の組織と活動の概要(2013年7月時点)



グーグルの租税回避に関するイギリス下院決算委員会報告書(2013年6月)

経緯

- グーグルの、2006年～2011年の間におけるイギリスでの売上は180億ドルにのぼるものの、イギリス法人は(マーケティング等のみで)顧客への販売活動は行っていないとして、法人税負担は1,600万ドルに過ぎなかった。
(注)委員から、グーグルの 아일랜드における実質税負担率は、所得の海外移転等の租税回避スキームを使うことによって、約2.4%程度に抑えられているとの指摘。
- 下院決算委員会は、関係者に対する証人尋問を実施。

論点

- 非居住法人であるグーグル・アイルランド法人は、イギリス国内に恒久的施設(PE: Permanent Establishment)を有する場合のみ、イギリスの国内源泉の事業所得に対して法人税が課税される。
- イギリス法では、次の場合に、法人はPEを有するものとされている(2010年法人税法第1141条)。
 - ⇒ ① 事業の全部若しくは一部を行う一定の場所を有する場合、又は、
 - ② 自己のために事業を行う権限を有し、反復してその権限を行使する代理人を有する場合

関係者の証言

グーグル(副社長)	内部告発者
<ul style="list-style-type: none"> ○ イギリス法人は①顧客への販売活動を行っておらず、②権限も有していない ① イギリスの顧客企業に対する広告スペースの販売は、アイルランド法人が行っており、イギリス法人は販売行為を行っていない。 ② イギリス法人のスタッフは、法人を代表して契約を締結し、また取引を行う権限を有していない。 ⇒ PEに該当しない(アイルランド法人の販売活動はイギリスの法人税の対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ イギリス法人は顧客への販売活動を行っている イギリスの顧客企業向けの販売行為は、イギリス法人のスタッフがやっている。 →イギリス顧客への販売プロセスを記載した文書が存在 →イギリス法人のスタッフは売上目標を設定し、達成された売上に応じた手数料が支払われている ⇒ PEに該当する(アイルランド法人の販売活動はイギリスの法人税の対象)

委員会の結論

- 「グーグルの主張は疑わしく、顧客への販売はイギリス法人の事業として行っており、アイルランド法人を通じた販売処理は、法人税の回避目的であることは明らか」と結論。

多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている(報道ベース)

スターバックス

- ・ 1998年に英国での事業を開始して以来、30億ポンド(4500億円)の売上があったが、多額の損失が同時に計上されたため法人税の納付額はわずかに860万ポンド(13億円)。
- ・ 2012年後半、同法人が低税率国に利益を移転しているとの報道がなされ、消費者の不買運動などの批判が高まった。英議会は、同法人の幹部を喚問。
- ・ 同法人は2013年から2年間で最低2000万ポンド(30億円)の税金を支払うことをコミット。

アマゾン

- ・ ルクセンブルグの兄弟会社に利益を移転(使用料の支払いを通じて)?
- ・ 2011年、英国での売上額は約33億ポンド(4950億円)に対し、英現地法人の納税額は約180万ポンド(2.7億円)。
- ・ 英議会在が英現地法人の幹部を喚問。

アップル

- ・ 米本社からアイルランドの子会社に利益を移転(使用料や利子の支払いを通じて)?
- ・ 2009年~12年の間に740億ドル(7兆4000億円)の利益をアイルランドに集めたが、これに対する税負担率は約2%。
- ・ 米議会在がアップル本社CEOを喚問。

税源浸食と利益移転(BEPS) 行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD 租税委員会(議長: 浅川・財務省総括審議官)は、昨年より「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関するプロジェクトを立ち上げ、本年7月19日に「BEPS 行動計画」を公表。BEPS 行動計画は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(7月19~20日、モスクワ)に提出され、日本をはじめとする G20 諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施に関し、OECD 非加盟の G20 メンバー 8 か国(※)が OECD 加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD/G20 BEPS プロジェクト」を設けた。
(※) 中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- 各国が、二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動の行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECD は、行動計画の各項目について、今後 1~2 年半の間に、新たに国際的な税制の調和を図る方策を勧告することとしている。

OECD 租税委員会 BEPS 行動計画 (概要)

行動 1 電子商取引課税

電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成 (2014年9月)。

行動 2 ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果否認

ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い (例えば法人か組合か) が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約及び国内法の規定を策定する (2014年9月)。

行動 3 外国子会社合算税制の強化

外国子会社合算税制 (一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算) に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する (2015年9月)。

行動 4 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限

支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する (2015年9月)。また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する (2015年12月)。

行動 5 有害税制への対抗

OECD の定義する「有害税制」について

- ① 現在の枠組みを十分に活かして (透明性や実質的活動等に焦点)、加盟国の優遇税制を審査する (2014年9月)。
- ② 現在の枠組みに基づき OECD 非加盟国を関与させる (2015年9月)。
- ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討 (2015年12月)。

行動 6 租税条約濫用の防止

条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する (2014年9月)。

行動 7 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止

人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設 (PE: Permanent Establishment) の定義を変更する (2015年9月)。

行動 8 移転価格税制 (①無形資産)

親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2014年9月)。また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する (2015年9月)。

行動 9 移転価格税制 (②リスクと資本)

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2015年9月)。

行動 10 移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)

非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する (2015年9月)。

行動 11 BEPS の規模や経済的効果の指標を政府から OECD に集約し、分析する方法を策定する (2015年9月)

行動 12 タックス・プランニングの報告義務

タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する (2015年9月)。

行動 13 移転価格関連の文書化の再検討

移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる (2014年9月)。

行動 14 相互協議の効果的実施

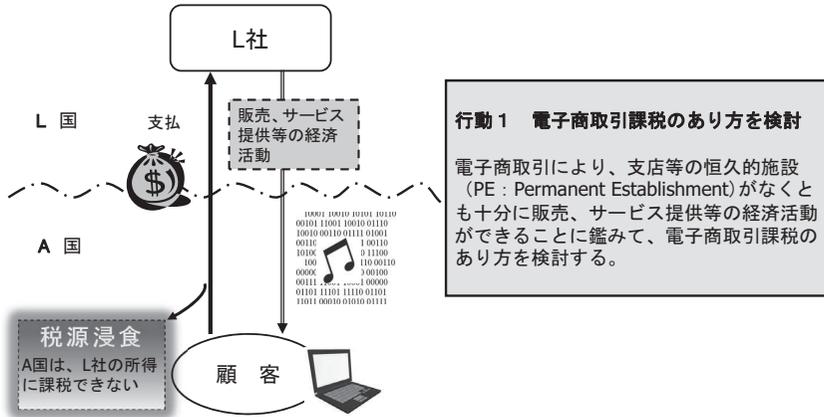
国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する (2015年9月)。

行動 15 多国間協定の開発

BEPS 対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する (2014年9月)。その後、多国間協定案を開発する (2015年12月)。

(国際課税資料41)

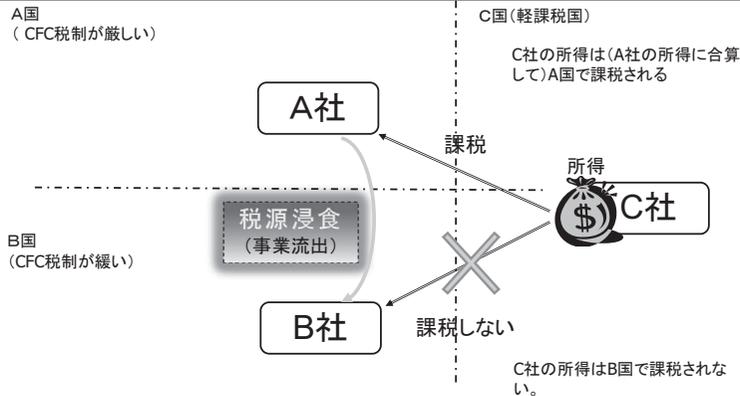
行動1 電子商取引への課税のあり方を検討



(国際課税資料42)

行動3 外国子会社合算税制の普及

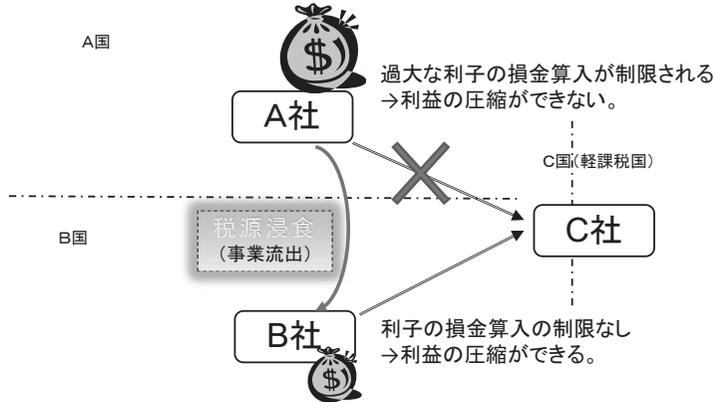
各国のCFC税制が異なると、租税負担を避けるため、CFC税制が厳しい国(A国)からCFC税制が緩い国(B国)に事業が流出するおそれ。
 → B国がA国並みのCFC税制を導入する必要。



行動3 実効性のある外国子会社合算税制について勧告を策定し、各国がこれを導入する。

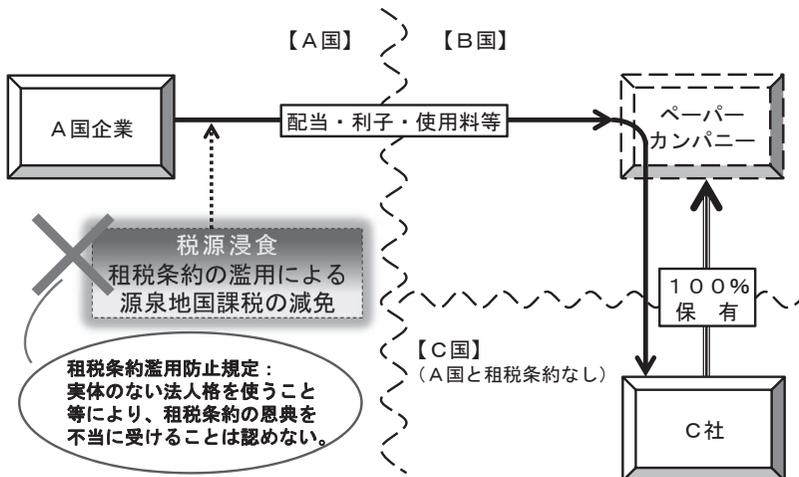
行動4 利子損金算入制限措置の普及

各国の利子損金算入制限措置が異なると、租税負担を避けるために、同措置が厳しい国(A国)から緩い国(B国)に事業が流出するおそれ。
→ B国がA国並みの利子損金算入制限措置を導入する必要。



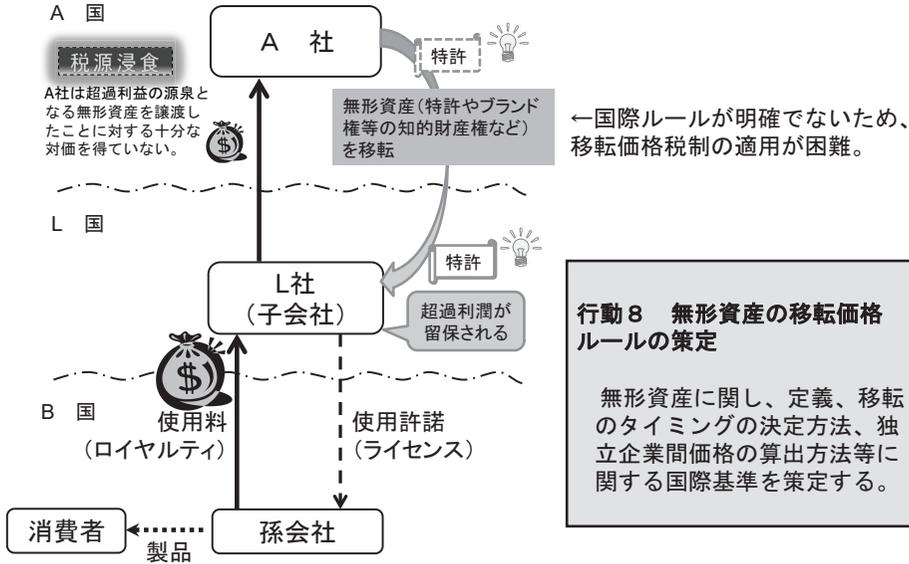
行動4 実効性のある利子損金算入制限措置について勧告を策定し、各国がこれを導入する。

行動6 租税条約の濫用防止規定の普及



行動6 租税条約の濫用防止規定のモデルと勧告を策定する。

行動8 無形資産の移転価格ルールの特典

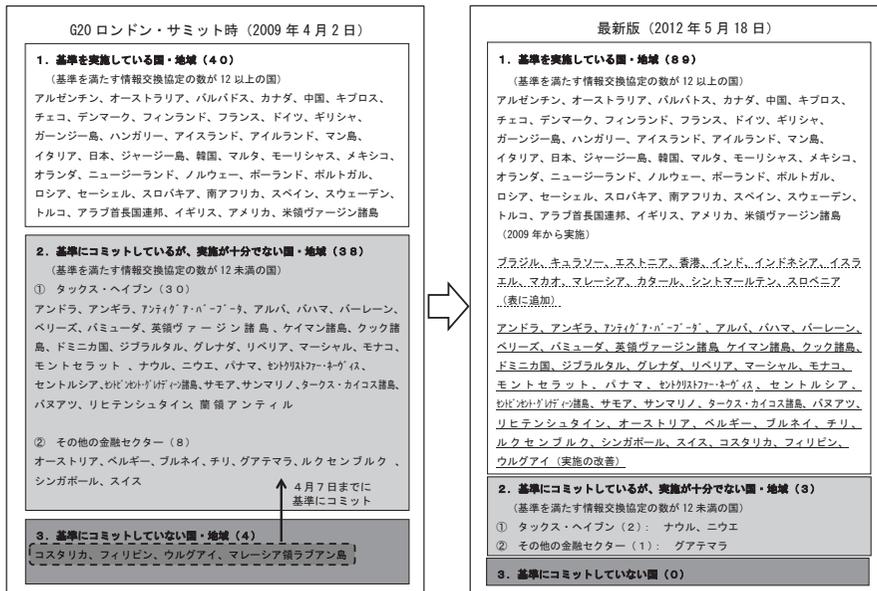


租税回避を巡る国際的議論の経緯

- 1998年 ○ ECDがタックスヘイブンの判定基準を策定
 以下の1に該当し、かつ、2~4のいずれかに該当する場合にタックスヘイブンと判定
 1. 金融・サービス等活動から生じる所得に対して無税若しくは名目的課税
 2. **実効的な情報交換の欠如**
 3. **税制の透明性の欠如**
 4. 誘致される金融・サービス等の活動について実質的な活動が行われることが要求されない
 - 2001年 タックスヘイブンの基準の見直し
 〔上記1.については、全ての国は税を課すか課さないかを決定し適切な税率を決定する権利を有する、上記4については、実質的な活動が行われているか否かの決定は困難、という理由からタックスヘイブンの基準から除外〕
- 税に関する情報交換に焦点が移行**
- 2005年 ○ ECDモデル租税条約26条の改正による情報交換根拠規定の強化
 ・ ①銀行機密の否定、②自国に課税利益がない場合でも情報を収集し提供
 - 2008年 金融経済危機、UBS事件等を契機に、情報交換の国際基準遵守を各国に求める動きが活発化
 - 2009年4月 G20 ロンドンサミット声明において、情報交換の促進と、非協力国への対抗措置を示唆。
 ・ OECD事務局が、実効的な情報交換に非協力な国のリストを公表。
 - 2009年9月 ○ ECD「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」を拡大・改組
 ・ 各国の透明性・情報交換に関する法制整備とその実施の状況について相互審査を2010年より実施。
 ・ 審査項目は主として、①税に関する情報(取引情報、所有者情報等)の保存、②課税当局による情報入手の権限の具備、③租税条約等の情報交換規定の国際基準遵守。

(国際課税資料47)

OECD 事務局が公表している実効的な税の情報交換基準に関する各国の実施状況リスト



(注) 左表における南領アンティルとマレーシア領ラブアン島は、右表においてそれぞれオランダとマレーシアに含まれている。

(国際課税資料48)

OECD モデル租税条約第 26 条 (2005 年改訂)

OECD モデル租税条約 26 条 (情報交換) は、2005 年に、①自国の課税利益がなくても情報を入手し交換する規定 (パラ 4)、及び、②金融機関が所有する情報を交換する規定 (銀行機密の否定) (パラ 5) が追加された。

OECD モデル租税条約 26 条の規定

- 両締約国は、この条約の適用に関係し、又は国内法令の実施・執行に関係すると予想される情報を交換する。(パラ 1)
- 情報交換により受領した情報は、秘密として取扱い、租税の賦課徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示することができる。(パラ 2)
- 国内法令等に抵触する措置をとること、国内法令等に基づいて入手することができない情報を提供すること等の義務を課するものではない。(パラ 3)
- 情報提供の要請を受けた場合には、自国の租税に関し必要のないものである場合においても、要請された情報を入手するために、その情報収集のための措置をとる。(パラ 4)
- パラ 3 の規定は、要請された情報が、銀行その他の金融機関により所有されている等の理由でのみ、当該情報を提供しないことができると解してはならない。(パラ 5)

(国際課税資料49)

グローバル・フォーラムについて

「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」は、税の情報交換に関する法制・執行についてのピア・レビュー等を行うため、OECD加盟国に加え、非加盟国を含む100以上の国・地域が参加するフォーラム。

- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り税務当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- 2009年9月にOECDの「グローバル・フォーラム」を拡充し、いわゆるタックスヘイブンを含む各国の情報交換の法制・執行の両面からピア・レビュー（相互審査）を行うことにつき合意。2010年3月から審査作業を開始。2013年3月までに、100のピア・レビュー報告書を採択。2013年6月現在グローバル・フォーラムには120の国・地域が参加。
- ピア・レビューの審査項目は以下の3本柱。
 - ① 情報の記録（経済取引を行っている者や金額等の情報が適正に記録・保存されているか等）
 - ② 税務当局が情報を取得する権限（銀行機密に妨げられないか等）
 - ③ 税務当局間の情報交換（関係する国・地域と、自国の課税上の利益がなくても、情報を交換しているか等）
- 原則として、法制面審査（Phase1）を行い、特段の問題がない場合にのみ、執行面審査（Phase2）に移行する。ただし、情報交換の経験が十分ある国・地域については、Phase1とPhase2を同時に審査する（Combined）。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長、及びグローバル・フォーラムの運営方針を決める運営会合のメンバーとして参画・貢献してきている。

(国際課税資料50)

ピア・レビュー報告書の評価（G7 諸国）

情報の利用可能性（パートA）、情報へのアクセス（パートB）、及び情報交換（パートC）の合計10項目について法制面審査（Phase1）及び執行面審査（Phase2）の評価がなされる。

法制面審査（Phase1）の評価（3段階）

○：適切に整備されている（In Place）、△：改善すべき点あり（In Place But..Need Improvement）、×：適切に整備されていない（Not In Place）

執行面審査（Phase2）の評価（4段階）（未評価）

A：遵守（Compliant）、B：概ね遵守（Largely Compliant）、C：一部遵守（Partially Compliant）、D：不遵守（Not-Compliant）

	審査項目	摘要	日本	アメリカ	イギリス (一掃足報告書で改善)	ドイツ	カナダ	フランス	イタリア
1	A1	所有者等に関する情報利用可能性	○	△	△	△	△	○	○
2	A2	会計記録の信頼性(5年以上の保存等)	○	△	○	○	○	○	○
3	A3	銀行取引情報の利用可能性	○	○	○	○	○	○	○
4	B1	情報入手・提供に関する当局の権限	○	○	×→○	○	○	○	○
5	B2	当局が通知義務を負う場合の障害	○	○	○	○	○	○	○
6	C1	自国課税利益、銀行機密、双罰条件等による障害	○	○	△→○	○	○	○	○
7	C2	情報交換ネットワークのカバー範囲	○	○	○	○	○	○	○
8	C3	提供された情報の秘密保持	○	○	○	○	○	○	○
9	C4	第三者の権利・営業上の秘密等の尊重	○	○	○	○	○	○	○
10	C5	情報提供のタイムリーネス	Phase2（執行面）レビューで審査することが適当とされた。						

2013年5月現在、Phase1審査において特段の問題があるため、Phase2審査に移行できないとされている国は、ボツワナ、フルネイ、ドミニカ、グアテマラ、レバノン、リベリア、マーシャル諸島、ナウル、ニウエ、パナマ、スイス、トリニダード・トバゴ、アラブ首長国連邦、ヴァヌアツの14カ国。

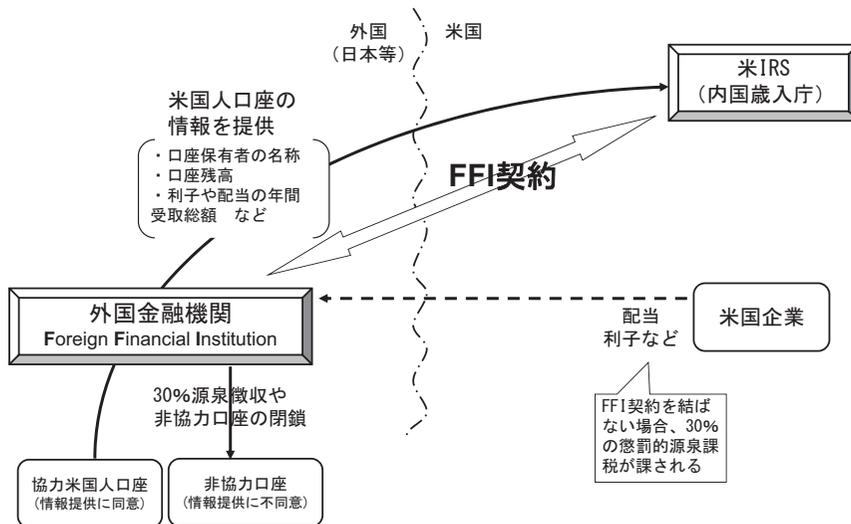
(国際課税資料51)

米国の外国口座コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) の概要

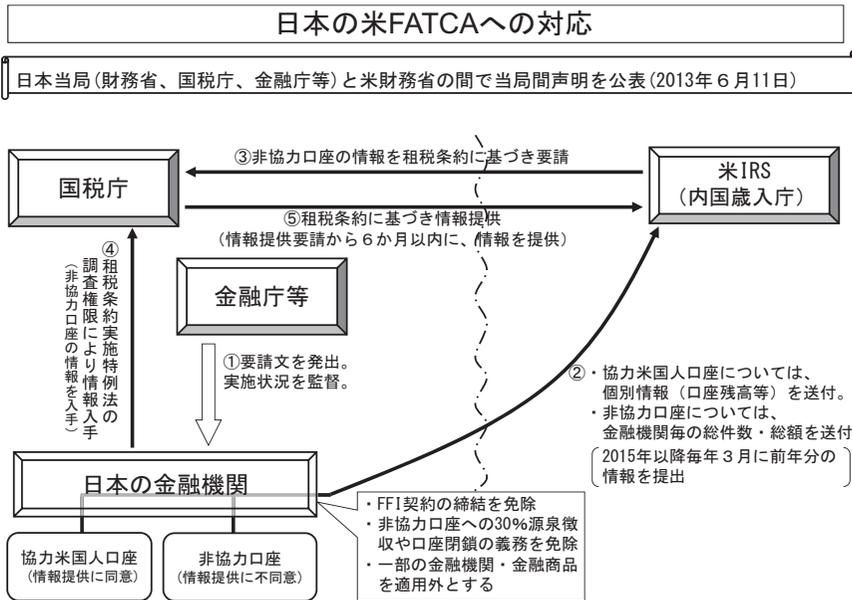
- 2008年のスイスUBS事件等を受け、海外へ資金を移転して米国での課税を逃れている者に対して批判が高まり、2010年3月、米国は外国口座コンプライアンス法 (FATCA) を成立させた (2013年1月施行)。
- FATCAの目的は、米国人 (米国民・米国居住者) が外国金融機関 (米国外の銀行、証券会社、保険会社、ファンド等) の口座を利用して脱税することの防止。
- FATCAの内容は以下のとおり。
 - ① 米国企業等が外国金融機関 (FFI: Foreign Financial Institution) に対し配当・利子などを支払う際、米国で30%の源泉課税が課される。
 - ② 但し、外国金融機関が米IRS (内国歳入庁) との間で以下の義務を内容とする「FFI契約」を締結する場合には、上記①の源泉課税が免除される。
 - ・ 米国人が保有する口座や貯蓄性のある金融商品に関する、残高や、利子・配当の年間受取総額などの情報を、米IRSに毎年提供する。
 - ・ 口座保有者が米IRSへの情報提供に非協力的な場合、当該口座保有者への米国源泉支払いに対して30%の源泉徴収をし、最終的にはその口座を閉鎖する。
- 一方で、外国金融機関がFFI契約を締結する場合、以下の問題が発生。
 - ① 仮に口座保有者の同意なく口座情報を米IRSに提供した場合、個人情報保護法上の問題が生じる。
 - ② 非協力口座への30%源泉徴収や閉鎖を行えば、非協力口座保有者から訴訟を起されるおそれがある。

(国際課税資料52)

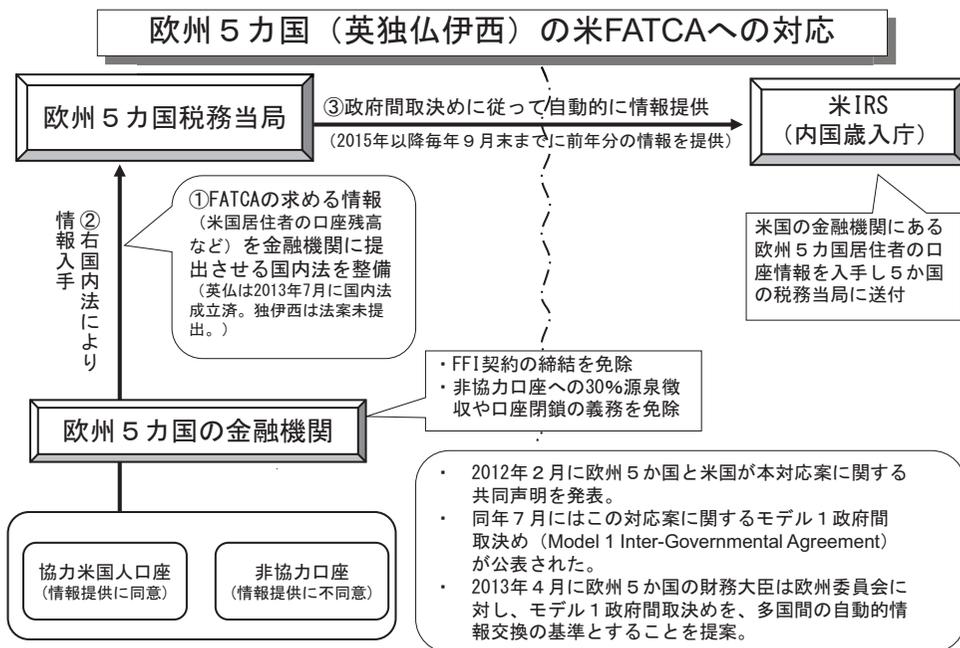
米国の外国口座コンプライアンス法



(国際課税資料53)



(国際課税資料54)



自動的情報交換 (Automatic Exchange Of Information)

- 自動的情報交換とは、相手国の納税者が行う取引等の税関連情報を、相手国税務当局に対し、まとめて自動的に提供する仕組み。
- 日本の国税庁は、毎年、数十万件の情報を外国税務当局と交換している。
(注:2012年度実績:提供9.1万件、受領13.8万件。)
- 現在OECDにおいて、自動的情報交換の国際基準を策定する作業が進められている。

